

平成 27 年度
包括外部監査結果報告書

平成 28 年 1 月
港区包括外部監査人
公認会計士 山崎 愛子

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、当初予算額を除き、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として港区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、港区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(主に合规性に関する事項)に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

監査の指摘及び意見の一覧

	指摘	意見
I スポーツ推進に関する事業	11	18
1. 全般的意見	0	1
2. 児童館・子ども中高生プラザ管理運営事業	0	4
3. みなと区民スポーツ・体育祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	0	0
4. 放課後児童(健全)育成	2	0
5. さわやか体育祭の開催(各地区いきいきプラザ管理運営)	0	1
6. 子どもの遊び場づくり	0	1
7. 障害保健福祉センター管理運営	0	1
8. いちょう学級	0	1
9. 健康教育	0	1
10. 子ども家庭支援センター運営	0	1
11. スポーツイベント(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	2	3
12. ラグビーを生かしたスポーツ振興	1	0
13. スポーツ推進委員	0	2
14. スポーツ団体育成事業	1	1
15. スポーツセンター管理運営	1	0
16. 教育課程外指導	4	1
II 文化芸術振興に関する事業	12	17
1. 全般的意見	0	1
2. 芝地区魅力発掘・発信の推進	0	1
3. 赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり	0	4
4. 赤坂地区赤坂メディアアート展	0	3
5. 高輪区民センター輪い輪いまつり(高輪区民センター管理運営)	0	1
6. 港区文化芸術活動サポート事業	4	3
7. みなと区民まつり(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	3	1
8. 商店街・地方都市関係強化事業	0	1
9. 東京国際映画祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	3	0
10. 新郷土資料館展示・運営等準備	0	2
11. 文化財の指定・登録等事業	2	0
合計	23	35

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由.....	1
5. 外部監査の実施期間.....	2
6. 監査対象部署.....	2
7. 監査従事者.....	2
8. 利害関係.....	3
第2章 外部監査の対象	4
1. 港区のスポーツ推進に関する施策の概要.....	4
2. 港区の文化芸術振興に関する施策の概要.....	7
3. 監査対象とした事業.....	11
第3章 外部監査の総括	19
1. 基本的な視点.....	19
2. 監査の要点.....	19
3. 具体的な監査手続き.....	21
4. 監査の結果及び意見の総括.....	21
第4章 外部監査の結果及び意見	26
I スポーツ推進に関する事業	26
1. 全般的意見.....	26
2. 児童館・子ども中高生プラザ管理運営事業.....	26
3. みなと区民スポーツ・体育祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成) ..	36
4. 放課後児童(健全)育成.....	37
5. さわやか体育祭の開催(各地区いきいきプラザ管理運営).....	42
6. 子どもの遊び場づくり.....	45
7. 障害保健福祉センター管理運営.....	49
8. いちよう学級.....	52

9. 健康教育.....	55
10. 子ども家庭支援センター運営	57
11. スポーツイベント(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	59
12. ラグビーを生かしたスポーツ振興.....	64
13. スポーツ推進委員.....	66
14. スポーツ団体育成事業.....	69
15. スポーツセンター管理運営.....	72
16. 教育課程外指導	74
II 文化芸術振興に関する事業	84
1. 全般的意見	84
2. 芝地区魅力発掘・発信の推進	86
3. 赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり.....	88
4. 赤坂地区赤坂メディアアート展	93
5. 高輪区民センター輪い輪いまつり(高輪区民センター管理運営)	96
6. 港区文化芸術活動サポート事業	98
7. みなと区民まつり(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	106
8. 商店街・地方都市関係強化事業.....	111
9. 東京国際映画祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)	113
10. 新郷土資料館展示・運営等準備	118
11. 文化財の指定・登録等事業.....	121
III 提言.....	126
1. スポーツセンターについて	126
2. 文化芸術振興について	129
3. 事業費について	131
4. 広報宣伝手段の効果と効率について	132

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める港区との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
ただし、必要に応じて平成25年度以前及び平成27年度の執行分を含む。

4. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

平成25年には東京で第68回国民体育大会(東京国体)・第13回全国障害者スポーツ大会が開催された。日本でのラグビーワールドカップ2019の開催及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定し、国全体でもスポーツの重要性に関心が高まっている。港区では「港区教育ビジョン」の実現に向けて、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちを目指して、新たな「港区スポーツ推進計画」(平成27年度～平成32年度)が策定されている。

また、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催へ向け、港区への国内外からの来街者が増加することが予想される。東京都においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその先を見据えた、今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定している。港区では平成25年3月に「港区文化芸術振興プラン」が策定され、港区が持つ文化芸術の力を最大限に発揮し、文化芸術が果たす役割と具体的な施策の方向性が示されており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が区の有する豊富な文化芸術の魅力を発信する絶好の機会となることが期待される。

以上のことから、スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務について、有効性・効率性・効果性等の観点からこれまでの取組状況や成果、課題を検証することは、今後の港区の区政運営における関連計画の効率的かつ効果的な推進に有用であると判断し、平成27年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成27年5月25日から平成28年1月25日まで

6. 監査対象部署

各総合支所

管理課

協働推進課

麻布・高輪・芝浦港南地区総合支所

まちづくり担当

産業・地域振興支援部

国際化・文化芸術担当

産業振興課

観光政策担当

保健福祉支援部

障害者福祉課

みなと保健所

健康推進課

子ども家庭支援部

子ども家庭支援センター

教育委員会事務局

生涯学習推進課

図書・文化財課

指導室

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	山崎 愛子
監査補助者	公認会計士・税理士	内野 恵美
	公認会計士・税理士	加藤 聡
	公認会計士	谷川 淳
	弁護士	山口 準子

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の対象

1. 港区のスポーツ推進に関する施策の概要

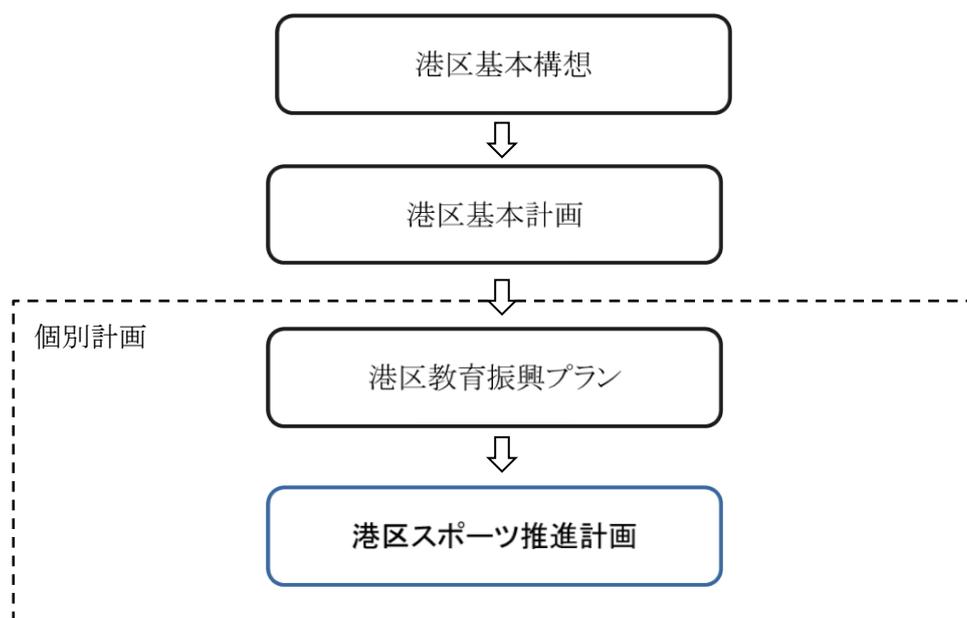
(1) 港区基本構想・港区基本計画における位置づけ

平成14年12月に策定された第三次港区基本構想は、総合的・体系的に区行政の基本的方向づけを示したもので、港区基本計画・港区実施計画の指針となるものである。「やすらぎある世界都心・MINATO」を港区の将来像とし、基本的施策の大綱として次の3つの重点方向を定めている。

かがやくまち
にぎわうまち
はぐくむまち

港区スポーツ推進計画(以下「スポーツ推進計画」という。)は、港区基本計画の個別計画である港区教育振興プランの下位計画として、区民の誰もが、生涯を通じて、スポーツに親しみ、楽しむことができる環境を整えるために平成24年3月に策定された。区のスポーツ施策を計画的、総合的に推進する計画である。所管は港区教育委員会事務局生涯学習推進課である。

図1 スポーツ推進計画の位置づけ(改定前)



本計画の期間は、港区基本計画の進捗に合わせ、平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの6年間とされた。計画の中間年にあたる平成26年度に、計画の進捗状況を把握し、社会情勢等に合わせ、見直しを行うこととした。

(2) スポーツ推進計画におけるスポーツとは

スポーツ推進計画においては、スポーツを、通常より幅広い概念で捉える。ルールに基づいて競う運動競技だけでなく、健康づくりのための体操や気分転換に行う散歩、自然に親しむ野外活動、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持って意識的に行う身体活動の全てをスポーツと捉えている。

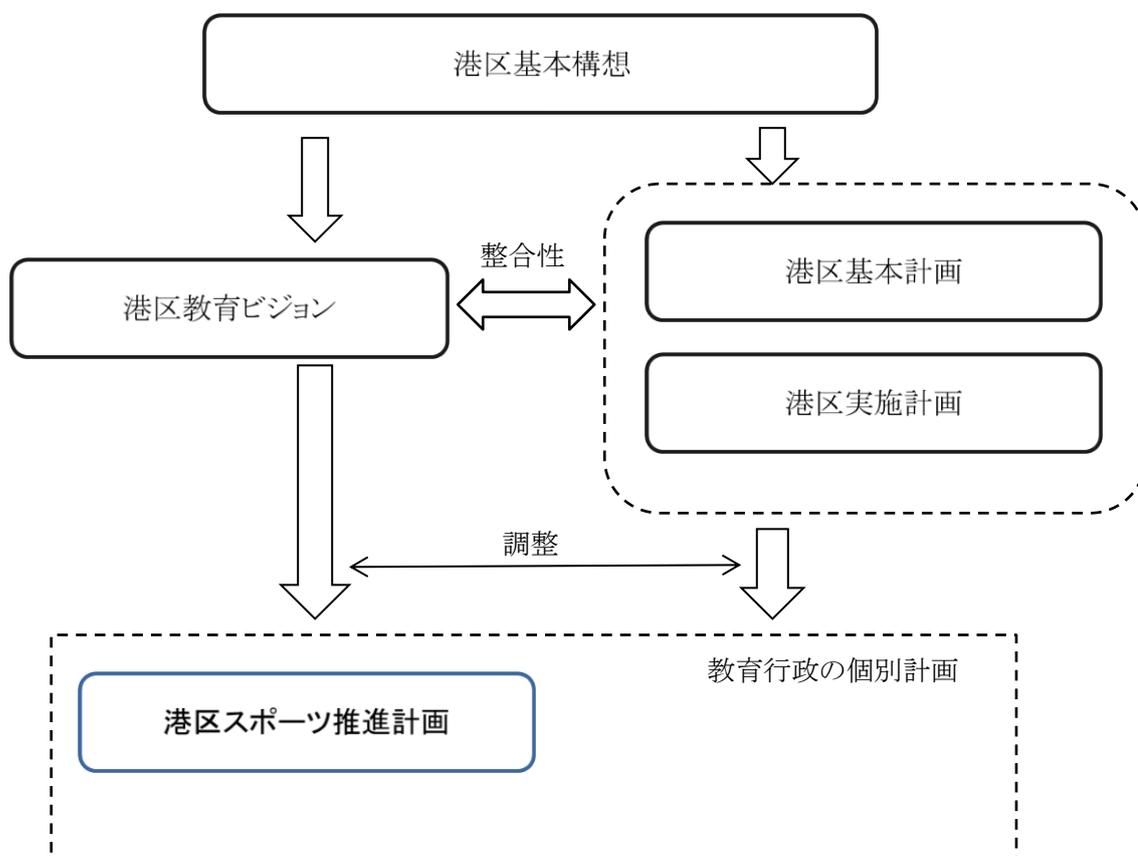
(3) 計画の改定

東京都は平成25年3月に「東京都スポーツ推進計画」を策定し、平成24年3月に策定した「東京都障害者スポーツ振興計画」と相互に連動させ、スポーツの裾野の更なる拡大をはじめとしたスポーツ施策をより一層推進するとしている。

港区においては、平成25年9月から10月にかけて東京で開催された第68回国民体育大会において、港区スポーツセンターがなぎなた競技の会場となった。平成26年12月には新スポーツセンターが開設され、区内随一の規模と内容を備えた総合体育館としてスポーツ施設の中心的な役割を担っている。

東京での2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定し、国際的な競技大会の機会を生かした新たな取組が必要とされるようになった。また、平成26年10月、今後の新しい教育の基本理念や方向性を明らかにした港区教育ビジョン(計画期間:平成27年度～平成36年度)が策定され、個別計画であるスポーツ推進計画においては、港区教育ビジョンの基本的方向性を踏まえることが必要となった。さらに、区民を対象とした「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査」の結果も踏まえて、計画全体を見直し、改定が行われた。

図2 スポーツ推進計画の位置づけ(改定後)



(4) 計画の理念と目的

スポーツ推進計画では、目指すべき姿を次のように掲げている。

(計画改定前)

みんなではぐくむ スポーツ文化都市 みなと
 ～誰もがスポーツを楽しみ スポーツで元気になるまちをめざして～

(計画改定後)

みんなではぐくむ スポーツ文化都市 みなと
 ～誰もが 生涯を通じて スポーツを楽しみ スポーツで元気になるまちを目指して～

数値目標として、成人の週1回以上のスポーツ実施率 65%以上を掲げる。

(参考データ) 全国・東京都とのスポーツ実施率の比較

港区(H26) 51.1%

全国平均(H25) 47.5%

東京都平均(H24) 53.9%

国の目標値

できるかぎり早期に、成人の週1回以上スポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目指す。

施策展開の方向性として、次の基本目標を掲げる。

(計画改定前)

- ①誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進
- ②スポーツを通じた仲間づくり・地域づくり
- ③スポーツ活動を支援する環境の整備
- ④身近にスポーツを楽しめる場の確保

(計画改定後)

- ①誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進
- ②スポーツを通じた仲間づくり・地域づくり
- ③港区ならではのスポーツ文化の醸成
- ④スポーツを楽しめる場の確保
- ⑤スポーツ活動を支援する環境の整備
- ⑥2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて

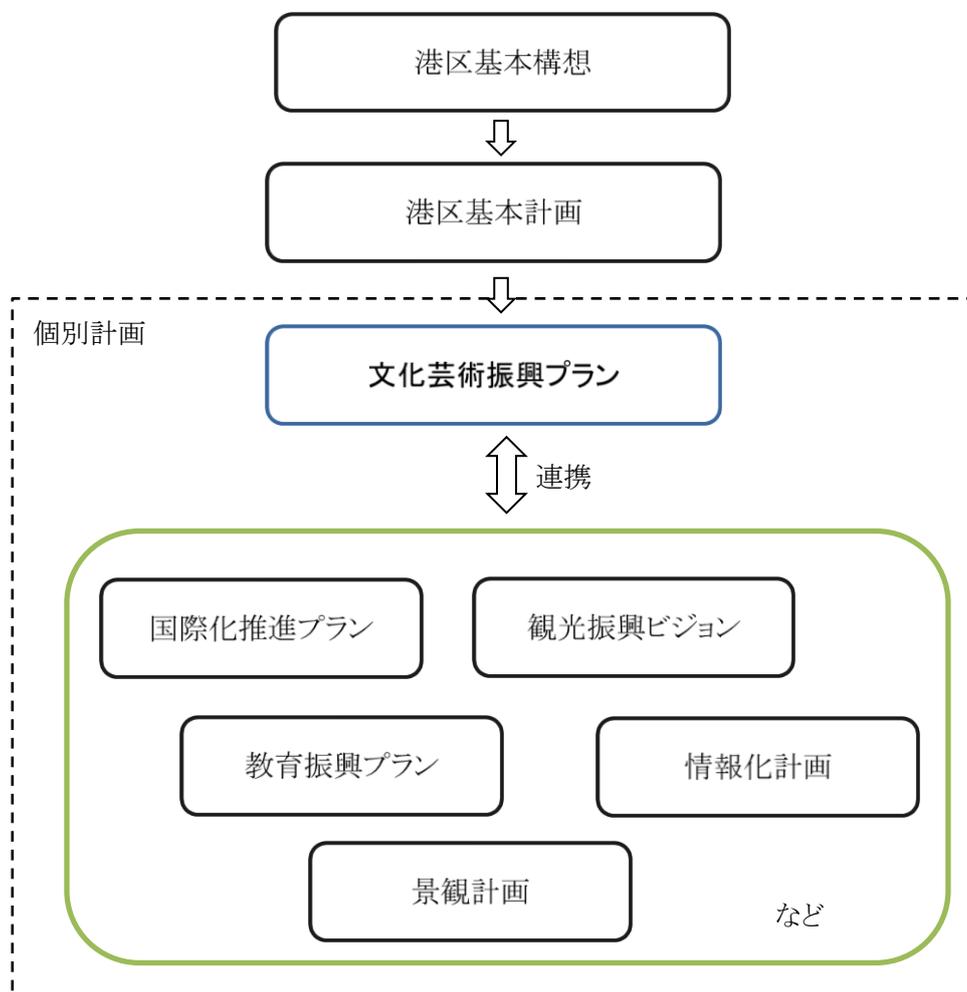
2. 港区の文化芸術振興に関する施策の概要

(1) 港区基本構想・港区基本計画における位置づけ

港区文化芸術振興プラン(以下「文化芸術振興プラン」という。)は、区における文化芸術振興の考え方や文化芸術振興施策の具体的な方向性を示すとともに、文化芸術の振興を図る視点に基づいて施策の全体像を整理したものであり、今後、文化芸術振興施策を効果的・効率的かつ総合的に推進するための基本となるものである。

港区文化芸術振興条例や、本プランの上位計画である港区基本計画を基に、国際化推進プラン、観光振興ビジョンなどの個別計画と連携した計画として平成25年3月に策定された。所管は港区産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当である。

図3 文化芸術振興プランの位置づけ



本プランの計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。ただし、本プランの上位計画である港区基本計画(平成27年度～平成32年度)の策定を踏まえ、必要な見直しを行うこととした。

(2) プランにおける文化芸術の範囲

文化芸術振興基本法を基本とするとともに、デザイン関連産業、歴史的建築物などが集積している地域特性を踏まえ、それらも含め、「心豊かな区民生活と魅力ある地域社会」の実現につながるものを広範囲に文化芸術と捉える。

文化芸術振興基本法

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(3) プランの追補版作成

平成25年9月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定したことや、いったん中止となっていた(仮称)文化芸術ホールの整備が平成26年度に決定したことから、現行プラン策定後の状況変化により生じた追加事項等を取りまとめ、追補版が策定された。追補版には、現行プランに記載された事業について平成26年度に港区基本計画及び個別の諸

計画が策定され、事業の見直しが図られたことを反映している。

追補版は文化芸術振興プランを補充するものとして策定することから、計画期間は現行プランと同じ平成29年度までとされた。

(4) プランで目指す港区の将来像と施策の方向性

文化芸術振興プランでは、今後の区の文化芸術振興において目指すべき将来像を次のように定めている。

文化芸術の薫るまち・港区
～多様な主体の参画と協働により、区民の誰もが文化芸術に触れ、参加できる
創造的な地域社会を形成するとともに、文化芸術の力を国内外に向けて発信する～

将来像を実現するための施策の方向性を次の5つの都市像のもとに整理している。

- 都市像1 創造と発信の拠点となり、文化芸術が輝く都市
- 都市像2 地域文化を誇りに思える都市
- 都市像3 文化芸術を通じて世界とつながる都市
- 都市像4 多彩で良質な文化芸術に身近に親しめるまちづくりが進む都市
- 都市像5 文化芸術の担い手を育む都市

3. 監査対象とした事業

(1) スポーツ推進計画に関連する事業

「港区スポーツ推進計画 平成24年度～平成29年度(2012年度～2017年度)」に掲載される事業で、平成26年度において実施された事業を対象とする。

ただし、介護予防事業の推進に関連する事業は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)に向けたスポーツ推進の取組よりもむしろ、要介護にならないための取組と言えることから除外する。いきいきプラザ各種教室・講座の開催については、平成26年度行政監査「指定管理者の実施する自主事業及び提案事業について」と重複するため除外する。また、港区スポーツセンターの整備をはじめとする施設整備関連の事業については、2020年東京大会との関連性が必ずしも強くないため、除外する。

監査対象としたスポーツ推進計画上の事業名と予算執行単位としての事業名の対応を表1に示す。

表1 監査対象としたスポーツ推進関連事業の一覧

(単位:千円)

スポーツ推進 計画上の事業名	予算執行単位と しての小事業名	所管課	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額
1 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の促進				
地域スポーツ教室の開催	地域スポーツ教室	生涯学習推進課	4,408	3,765
みなと区民スポーツ・体育祭	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	生涯学習推進課	435,316	393,189
スポーツイベントの開催				
健康増進センター事業	健康増進センター管理運営	健康推進課	75,269	71,704
健康サポート教室(65歳未満)	健康教育	健康推進課	3,780	3,588
健康づくりサポーター事業	健康づくり推進事業	健康推進課	1,753	1,748
ウォーキングマップの利用				

スポーツ推進 計画上の事業名	予算執行単位と しての小事業名	所管課	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額
タグラグビー教室の開催	ラグビーを生かしたスポーツ振興	生涯学習推進課	2,538	2,538
放課後児童(健全)育成事業「放課GO→」・「放課GO→クラブ」での体力増進	芝地区放課後児童健全育成	芝地区総合支所管理課	62,008	58,044
	麻布地区放課後児童健全育成	麻布地区総合支所管理課	153,730	153,237
	高輪地区放課後児童健全育成	高輪地区総合支所管理課	51,719	56,456
	芝浦港南地区放課後児童健全育成	芝浦港南地区総合支所管理課	34,897	34,434
	放課後児童育成	生涯学習推進課	188,467	186,578
児童館・子ども中高生プラザ運営	神明子ども中高生プラザ管理運営	芝地区総合支所管理課	98,967	104,224
	麻布子ども中高生プラザ管理運営	麻布地区総合支所管理課	53,151	50,602
	赤坂子ども中高生プラザ管理運営	赤坂地区総合支所管理課	116,061	107,576
	高輪子ども中高生プラザ管理運営	高輪地区総合支所管理課	148,699	151,526
	港南子ども中高生プラザ管理運営	芝浦港南地区総合支所管理課	244,928	274,638
	西麻布児童館事業	麻布地区総合支所管理課	1,024	960
	青山児童館事業	赤坂地区総合支所管理課	3,436	2,903
	高輪地区児童館(3館)事業	高輪地区総合支所管理課	9,107	8,741
	台場児童館事業	芝浦港南地区総合支所管理課	3,406	3,311

スポーツ推進 計画上の事業名	予算執行単位と しての小事業名	所管課	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額
子ども家庭支援センター運営	子ども家庭支援センター運営	子ども家庭支援センター	24,927	20,782
プレーパークの推進	有栖川宮記念公園維持管理	麻布地区総合支所まちづくり担当	57,417	57,127
	高輪地区子どもの遊び場づくり	高輪地区総合支所まちづくり担当	2,646	2,645
	芝浦港南地区子どもの遊び場づくり	芝浦港南地区総合支所まちづくり担当	2,646	2,646
小学校連合運動会	体育連合会行事	指導室	6,558	6,753
小学校水泳記録会				
中学校連合体育大会				
中学校水泳記録会				
特別支援学級合同運動会				
部活動外部指導員の活用	教育課程外指導	指導室	26,732	24,207
武道における外部指導員の活用	学力向上事業	指導室	196,890	183,283
高齢者向けスポーツ教室の実施	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	生涯学習推進課(再掲)	435,316	393,189
さわやか体育祭の開催	赤坂地区いきいきプラザ(3館)管理運営	赤坂地区総合支所管理課	148,751	147,997
障害者スポーツ指導員の配置	スポーツセンター管理運営	生涯学習推進課	422,097	401,185
障害者スポーツの理解教育	スポーツ推進委員	生涯学習推進課	4,766	4,052
障害者スポーツの集い	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	生涯学習推進課(再掲)	435,316	393,189

スポーツ推進 計画上の事業名	予算執行単位と しての小事業名	所管課	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額
いす体操教室	障害保健福祉センター 管理運営	障害者福祉課	826,309	806,974
ストレッチ運動教室				
いちょう学級	いちょう学級	障害者福祉課	15,487	15,486
ラグビーを生かしたスポ ーツ振興事業	公益財団法人港区スポ ーツふれあい文化健康 財団運営助成	生涯学習推進課 (再掲)	435,316	393,189
定期練習会	スポーツセンター管理 運営	生涯学習推進課 (再掲)	422,097	401,185
個人公開指導				
2 スポーツを通じた仲間づくり・地域づくり				
総合型地域スポーツ・ 文化クラブの設立及び 運営支援	総合型地域スポーツク ラブ設立	生涯学習推進課	2,388	1,206
社会体育団体への支 援	スポーツ団体育成事業	生涯学習推進課	46,534	44,329
スポーツ団体の表彰				
3 スポーツ活動を支援する環境の整備				
スポーツ推進委員の活 動支援	スポーツ推進委員	生涯学習推進課 (再掲)	4,766	4,052
トップアスリートとの連 携	スポーツセンター管理 運営	生涯学習推進課 (再掲)	422,097	401,185
施設の周知、利用案内 などの情報提供	生涯学習推進課運営 (スポーツ振興)	生涯学習推進課	778	672
	学校プール開放事業	生涯学習推進課	79,052	57,334
公益財団法人日本ラグ ビーフットボール協会と の連携	公益財団法人港区スポ ーツふれあい文化健康 財団運営助成	生涯学習推進課 (再掲)	435,316	393,189

スポーツ推進計画上の事業は予算執行単位としての事業と一致するとは限らず、予算執行単位としての事業の一部となっている場合や、逆に予算執行単位としての事業がスポーツ推進計画上の複数事業を含む場合がある。そこで、監査は次のような方針で実施した。

表2 事業の種類と監査方針

類型	監査の実施方針	当報告書での記載
スポーツ推進計画上の事業が予算執行単位としての事業と一致する場合	事業全体を監査対象とする	当初予算額、決算額を記載
スポーツ推進計画上の事業が予算執行単位としての事業の一部となっており、かつ当該部分の経費が集計されている場合	スポーツ推進計画上の事業に関連する経費を監査対象とする	当初予算額、決算額及びスポーツ推進計画上の事業に関連する経費を記載
スポーツ推進計画上の事業が予算執行単位としての事業の一部となっているが、当該部分の経費が集計されていない場合	事業全体を監査対象とする	当初予算額、決算額及びスポーツ推進計画上の事業に関連する経費が集計されていない旨を記載

(2) 文化芸術振興プランに関連する事業

「港区文化芸術振興プラン 平成25年度～平成29年度(2013年度～2017年度)」の都市像1、都市像2に掲載される事業で、平成26年度において実施された事業を対象とする。

港区には、文化芸術施設や観光産業、情報通信産業など、文化芸術産業が多数集積しているほか、東京タワーや六本木ヒルズ、東京ミッドタウンなどのデザイン性の高い建造物、水辺空間、観光スポットもあり、資源が数多く存在する地域となっている。また、5地区では、それぞれ、地域の特性に応じた事業を行っている。港区の持つ特性、港区ならではの資源を生かして、文化芸術が輝く都市の実現を目指して取り組む事業、地域住民が地域の文化資源を生かした魅力あるまちづくりを目指して実施する事業を対象とすることで、港区独自の事業にスポットを当てることができる。

都市像3の事業のうち、平成25年度包括外部監査「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」において監査対象となったものは除外する。都市像4、都市像5については、文化芸術に関するまちづくりの推進及び人材の育成等に視点を置いており、港区独自の文化・芸術振興を目指した施策に注目する点から、除外する。

監査対象とした文化芸術振興プラン上の事業名と予算執行単位としての事業名の対応を表3に示す。

表3 監査対象とした文化芸術振興プラン関連事業の一覧

(単位:千円)

文化芸術振興プラン上の 事業名	予算執行単位としての 小事業名	所管課	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額
都市像1 創造と発信の拠点となり、文化芸術が輝く都市				
文化芸術ネットワーク会議	文化芸術ネットワーク会議	国際化・文化 芸術担当	78	80
文化芸術のちから集中プログラム	文化芸術のちから集中プログラム	国際化・文化 芸術担当	7,127	7,512
港区ミュージアムネットワーク	郷土資料館運営	図書・文化財 課	5,784	4,995
みなとアートナビ	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	国際化・文化 芸術担当	435,316	393,189
観光資源データベースの整備	商工ネット事業	産業振興課	13,058	12,075
港区ゆかりの人物データベース	図書館電算システム保守	図書・文化財 課	83,545	82,738
資料のデジタル形式による保存と公開				
都市像2 地域文化を誇りに思える都市				
芝地区の魅力発掘・発信の推進	芝地区魅力発掘・発信の推進	芝地区総合支 所協働推進課	3,344	2,603
麻布未来写真館	麻布地区麻布未来写真館	麻布地区総合支 所協働推進課	6,665	6,646
麻布地区飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	麻布地区飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	麻布地区総合支 所まちづくり担当	499	499
赤坂地区 赤坂・青山歴史・文化・芸術のまちづくり(文化交流事業部一郡上市との小中学生交流)	赤坂地区赤坂・青山歴史・文化・芸術のまちづくり	赤坂地区総合支 所協働推進課	11,555	9,487
赤坂地区 赤坂メディアアート展	赤坂地区赤坂メディアアート展	赤坂地区総合支 所協働推進課	7,377	7,014

文化芸術振興プラン上の事業名	予算執行単位としての小事業名	所管課	平成26年度当初予算額	平成26年度決算額
高輪区民センター 輪い輪いまつり	高輪区民センター管理運営	高輪地区総合支所管理課	39,000	38,010
白金高輪グリーンミュージックフェスティバル	高輪地区白金高輪グリーンミュージックフェスティバル	高輪地区総合支所協働推進課	4,412	2,320
MINATOベイエリアウォーク	芝浦港南地区MINATOベイエリアウォーク	芝浦港南地区総合支所協働推進課	718	367
赤坂地区 赤坂・青山歴史・文化・芸術のまちづくり(赤坂青山歴史伝承塾)	赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり	赤坂地区総合支所協働推進課(再掲)	11,555	9,487
ベイエリアブランドの創出	芝浦港南地区ベイエリアブランドの創出	芝浦港南地区総合支所協働推進課	2,510	1,491
文化芸術活動サポート事業	港区文化芸術活動サポート事業	国際化・文化芸術担当	20,861	17,677
港郷土資料館 特別展・コーナー展	郷土資料館教育普及事業	図書・文化財課	438	364
古文書講座・資料館講座・土曜体験教室				
郷土資料の調査・研究・収集活動の推進	新郷土資料館展示・運営等準備	図書・文化財課	46,412	40,203
文化財保護思想の普及・啓発活動の推進	資料館蔵資料の保全事業	図書・文化財課	4,452	3,807
歴史・文化資源の保全	文化財の指定・登録等事業	図書・文化財課	9,780	8,814
都市像3 文化芸術を通じて世界とつながる都市				
みなと区民まつり	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	国際化・文化芸術担当(再掲)	435,316	393,189
商店街の新たな魅力づくり事業	商店街・地方都市関係強化	産業振興課	4,107	4,081

文化芸術振興プラン上の事業名	予算執行単位としての小事業名	所管課	平成26年度当初予算額	平成26年度決算額
国際交流	赤坂子ども中高生プラザ管理運営	赤坂地区総合支所管理課	116,061	107,576
東京国際映画祭	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	国際化・文化芸術担当(再掲)	435,316	393,189

文化芸術振興プラン上の事業についても、スポーツ推進計画上の事業と同様に、予算執行単位としての事業と一致するとは限らず、予算執行単位としての事業の一部となっている場合や、逆に予算執行単位としての事業が文化芸術振興プランの複数事業を含む場合がある。そこで、監査は表2と同様の方針で実施した。

第3章 外部監査の総括

1. 基本的な視点

包括外部監査は、自治体との間に利害関係のない外部の第三者によって行われる監査である。合規性の観点に加え、経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)のいわゆる3Eの観点から監査を行う。

(1) 合規性

外部監査の視点として、まず「合規性」があげられる。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかということである。ここでいう法令等には、区が定めた要綱も含まれる。

(2) 事務事業の経済性・効率性

予算に限りがある中で、事業を経済的・効率的に行うことも重要な視点である。「経済性」「効率性」は、地方自治法第2条第14項で規定されている、自治体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということからの観点である。予算の算定が合理的に行われているか、事務事業の実施にあたり非効率が生じていないか、最も経済的となる方法が選択されているか、といった点を検証する。

(3) 事務事業の有効性

「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業はその目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということが重要な視点となる。

特に、自治体においては予算制度のもとで事業の有効性は事前に統制されているとされてきたが、予算を執行すること自体が事業ではなく、予算執行を通して達成されるべき目的や目標がある。目標の設定に合理性があるか、そのための手法が適切かといった点にも留意する。

2. 監査の要点

(1) 事業の有効性

事業が有効に機能しているかについて、次のような点に留意して検証する。

- 1)事業がスポーツ推進計画あるいは文化芸術振興プランに定める目標と合致しているか
- 2)事業開始時期の古いものについては陳腐化あるいは役割を終えていないか、現代的なニ

ーズを反映しているか

- 3)事業の目的に沿った成果の把握が行われているか
- 4)成果の把握を次に生かす仕組みとなっているか
- 5)港区及び各地区の特性を踏まえているか

(2) 委託について

事業が委託(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性に加え、次のような点が監査の要点となる。

- 1) 委託契約における契約先を決定する過程で競争性は確保されているか

一般に、競争性は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に低くなるとされる。随意契約でも、プロポーザル方式を導入している場合には、ある程度競争性は確保されていると考えられる。特に随意契約の場合には十分に公正性・競争性が確保されているか、随意契約とした理由について十分な合理性があるかの検証が必要となる。

- 2) 契約は適正に締結されているか

委託契約が適正に締結されているか、また、契約金額(委託料)が適正に決定されているかについても重要な監査要点となる。

- 3) 委託先が適正に業務を遂行し、区は業務実施に関して適正にモニタリングを行っているか

(3) 補助事業・助成事業について

事業が補助事業・助成事業(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性に加え、公金の使途として相応であるか、透明性が確保されているか、次のような点が監査の要点となる。

- 1) 補助や助成の目的は公益性に寄与するか
- 2) 補助の対象・範囲は適切か
- 3) 要綱が適切に制定されているか
- 4) 要綱に従った手続きが行われているか
- 5) 実績報告は適切に行われているか

(4) 2020年東京大会開催に向けて

2020年東京大会の開催という機会を生かすような事務事業の方向性が見られるか、次のような点が監査の要点となる。

- 1) スポーツ推進計画あるいは文化芸術振興プランにおける各事業の位置づけが適切か
- 2) 平成27年度以降、スポーツ推進計画あるいは文化芸術振興プランの遂行上予測される事項への対応が準備されているか

3. 具体的な監査手続き

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業について、予算を含む説明資料、事業紹介のパンフレット、「総合支所事業概要」等を開覧した。

また各総合支所及び支援部において、事業の概要につきヒアリングを行った。

(2) 関連資料の開覧及びヒアリング

主な監査手続きは以下のとおりである。

- ① 予算執行に関連する書類一式の開覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 監査対象部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団(以下「Kiss ポート財団」という。)への補助事業について、当該財団へのヒアリング及び調査・分析等を行った。

(3) 視察

スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の実施施設を視察した。(※)については、指定管理者のヒアリングも実施した。

- ① 神明子ども中高生プラザ(※)
- ② 麻布子ども中高生プラザ(※)
- ③ 白金台児童館
- ④ 健康増進センター(ヘルシーナ)(※)
- ⑤ 子ども家庭支援センター
- ⑥ 港区スポーツセンター(※)
- ⑦ 港郷土資料館

(4) 監査結果の取りまとめ

上記の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

4. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果、指摘及び意見について、一覧にまとめると表4のとおりである。詳細な内容は第4章に記述している。

表4において、指摘及び意見の属性を「事務手続き」「3E」に分類した。

「事務手続き」:法令、交付要綱、補助・助成制度の運用、支出手続き等に関する監査結果
「3E」:経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)の3Eの観点からの監査結果

表4 指摘及び意見の項目

項目	事務手続き	3E		
		経済性	効率性	有効性
I スポーツ推進に関する事業				
1. 全般的意見				
【意見1】スポーツ推進計画の進捗管理について				○
2. 児童館・子ども中高生プラザ管理運営事業				
【意見1】指定管理者へのインセンティブ付与について			○	○
【意見1】未成年者に関する法律文書の署名について	○			
【意見1】事業計画書の日付の無記載について	○			
【意見1】保険証券の未確認について	○			
3. みなと区民スポーツ・体育祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)				
4. 放課後児童(健全)育成				
【指摘1】協議会の不開催について	○			
【指摘1】協議会会議録の不作成について	○			
5. さわやか体育祭の開催(各地区いきいきプラザ管理運営)				
【意見1】幅広い交流を目指して			○	○
6. 子どもの遊び場づくり				
【意見1】事業の有効性について				○
7. 障害保健福祉センター管理運営				
【意見1】利用定員について		○		○
8. いちよう学級				
【意見1】参加人数の内訳について	○			
9. 健康教育				
【意見1】開催数と定員について		○		○
10. 子ども家庭支援センター運営				
【意見1】事業の有効性について				○
11. スポーツイベント(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)				
【指摘1】ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について	○	○		

項目	事務手続き	3E		
		経済性	効率性	有効性
【指摘2】ラグビー普及事業業務委託の実施項目について	○	○	○	
【意見1】ラグビー普及事業の計画と評価について	○	○	○	○
【意見2】ラグビー普及事業業務委託の見積と実績の乖離について		○	○	○
【意見3】ラグビー普及事業の実施方法について	○	○	○	○
12. ラグビーを生かしたスポーツ振興				
【指摘1】実施報告書(年報)の作成について	○			
13. スポーツ推進委員				
【意見1】スポーツ推進委員に対する報酬について	○			○
【意見2】障害者スポーツの推進体制の確立について				○
14. スポーツ団体育成事業				
【指摘1】社会体育団体育成事業に係る講師謝礼の支払証明書類について	○			
【意見1】体育協会補助金の概算払の清算について	○			
15. スポーツセンター管理運営				
【指摘1】再委託の承認について	○			
16. 教育課程外指導				
【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底について	○	○	○	
【指摘2】事前打ち合わせに係る時間の請求について	○	○	○	
【指摘3】業務報告書の時間集計方法の統一について	○	○	○	
【指摘4】大会参加費返納請求書の作成について	○			
【意見1】大会参加費に係る事務の効率化について	○		○	
II 文化芸術振興に関する事業				
1. 全般的意見				
【意見1】国際交流の実施地区について				○
2. 芝地区魅力発掘・発信の推進				
【意見1】成果物の有効活用について				○
3. 赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり				
【意見1】地域資源の継承の取組について				○
【意見2】経費の受益者負担について	○			○
【意見3】実地踏査の報告書について	○			○

項目	事務手続き	3E		
		経済性	効率性	有効性
【意見4】反訳業務の契約方法について	○	○	○	
4. 赤坂地区赤坂メディアアート展				
【意見1】イベント活動の総括について				○
【意見2】成果物の有効活用について				○
【意見3】赤坂親善大使の活用について				○
5. 高輪区民センター輪い輪いまつり(高輪区民センター管理運営)				
【意見1】アンケートの方法について				○
6. 港区文化芸術活動サポート事業				
【指摘1】交付請求書及び着手届の日付、金額について	○			
【指摘2】団体への指導や助言について	○	○	○	○
【指摘3】事業実績報告書の提出日について	○			
【指摘4】事後評価者の任命について	○			
【意見1】事業を中止した団体について				○
【意見2】団体の代表者やその関連する者への支出について	○			
【意見3】事業実績報告書の受領日について	○			
7. みなと区民まつり(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)				
【指摘1】参加団体の事業費負担について	○			
【指摘2】預金口座の名義について	○			
【指摘3】支出の証憑類について	○			
【意見1】実行委員会の運営について	○			
8. 商店街・地方都市関係強化事業				
【意見1】文化芸術振興プランでの位置づけについて				○
9. 東京国際映画祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)				
【指摘1】契約締結について	○			
【指摘2】街路灯フラッグ(バナー)の発注について	○	○	○	
【指摘3】アンコール上映会について	○			
10. 新郷土資料館展示・運営等準備				
【意見1】収蔵品等の取り扱いについて	○			
【意見2】収蔵品等の所在に関する情報の管理について	○			
11. 文化財の指定・登録等事業				

項目	事務手続き	3E		
		経済性	効率性	有効性
【指摘1】文化財保護奨励金の申請書について	○			○
【指摘2】文化財保護奨励金の実績報告書について	○			○

第4章 外部監査の結果及び意見

I スポーツ推進に関する事業

1. 全般的意見

【意見1】スポーツ推進計画の進捗管理について

改定後のスポーツ推進計画において、各事業は、計画 Plan 実行 Do 点検・評価 Check 見直し・改善 Action のサイクルで着実に推進するとされている。また、計画全体についても中間年となる平成 29 年度及び最終年度となる平成 32 年度に達成状況を点検・評価し、計画の見直し、改定を行うとしている。

スポーツ推進計画に列挙された事業の中には、もともとスポーツ推進計画とは独立に、それぞれの目的や目標のもとに実施されてきた事業も多い。それらの事業がスポーツ推進計画に含められる際には、スポーツ推進計画の目指す目標に向けて何らかの寄与するところがあると判断されたものと考えられる。

しかし、事業によっては今回の監査においてヒアリングを行った際、「なぜこの事業がスポーツ推進計画に入っているのか不明」、「スポーツ推進計画にこの事業がどう役立つか説明できない」、「スポーツ推進計画に関してはあくまで本来の事業目的の範囲内で配慮する」といった回答をする所管課が複数あった。予算執行上の事業費の一部がスポーツ推進計画に関する部分であるような場合、当該部分について集計されていないものも多い。

スポーツ推進計画を所管する生涯学習推進課では、スポーツ推進の視点で各所管課の事業の充実が図られるよう期待している。しかし、本来の事業のあり方からスポーツ関連の部分のみに注力することは、事業のバランスを変えることになり、予算の制約から見ても困難であり、利用者の混乱を招きかねないとも予想される。一方で、従来の事業のあり方を全く変えないということであれば、スポーツ推進計画に含められること自体に無理があるとも考えられる。そのような事業については、今後どういった進捗管理や評価を行うのが適切か、検討が必要と考えられる。

2. 児童館・子ども中高生プラザ管理運営事業

(1) 事業の概要

児童の健全な育成を図るため、区では、各地区の児童館及び子ども中高生プラザ(以下「児童館等」という。)を設置している。

児童館等には、遊戯室、図書室、工作室等に加えて体育館や屋上等運動設備があり(但し、設備は各施設により異なる)、主として 18 歳未満の児童を対象に、自由に来館して過ごせるようになっている。

また、児童館等では、専任の指導員により、運動その他様々な行事や各種のグループ活動が行われている。

児童館等の一覧並びに各施設の平成26年度及び同25年度の利用者数は以下のとおりである。ほとんどの施設で平成26年度の利用者数が同25年度の利用者数を上回っている。

表5 子ども中高生プラザ及び児童館の利用者数(平成26年度及び同25年度)

(単位:人)

地区	施設名	年度	幼児	小学生 ※1	中学生	高校生	大人	合計 ※1
芝	神明子ども中高生プラザ	26	8,908	14,414	2,048	6,114	11,016	42,500
		25	9,775	15,817	1,775	7,566	10,669	45,602
麻布	麻布子ども中高生プラザ※2	26	18,319	13,575	6,193	1,540	17,678	57,305
		25	-	-	-	-	-	-
	西麻布児童館※3	26	2,235	8,181	309	32	3,306	14,063
		25	4,374	11,166	218	120	5,312	21,190
赤坂	赤坂子ども中高生プラザ	26	16,790	21,917	3,254	6,438	24,254	72,653
		25	15,000	20,964	3,632	7,897	22,668	70,161
	青山児童館	26	3,581	18,455	1,238	80	4,236	27,590
		25	4,000	17,885	759	57	4,589	27,290
高輪	高輪子ども中高生プラザ	26	35,249	55,415	17,113	10,745	43,460	161,982
		25	33,742	49,471	12,510	9,087	40,290	145,100
	豊岡児童館	26	2,293	20,070	517	35	2,519	25,434
		25	2,248	20,953	399	23	2,531	26,154
	高輪児童館	26	4,433	15,220	34	2	3,699	23,388
		25	4,440	14,354	47	4	4,312	23,157
	白金台児童館	26	16,981	25,777	1,018	78	15,314	59,168
		25	14,618	25,928	411	44	13,897	54,898

地区	施設名	年度	幼児	小学生 ※1	中学生	高校生	大人	合計 ※1
芝浦 港南	港南子ども 中高生 プラザ	26	27,399	68,527	4,498	6,204	23,126	129,754
		25	27,203	63,900	4,279	4,562	22,171	122,115
	台場児童 館	26	3,284	28,716	1,532	54	3,730	37,316
		25	3,662	26,345	1,997	38	4,285	36,327
合 計		26	139,472	290,267	37,754	31,322	152,338	651,153
		25	119,062	266,783	26,027	29,398	130,724	571,994

(出典:区提供データ)

※1 学童クラブ出席者を含む

※2 麻布子ども中高生プラザは平成26年9月1日から運営開始。

※3 西麻布児童館は平成26年10月31日をもって閉館。

児童館等で児童を対象に行われている主なスポーツは以下のとおりである。

表6 平成26年度に子ども中高生プラザ及び児童館で行われた主なスポーツ

子ども中高生 プラザ名	神明子ども 中高生プラ ザ	麻布子ども 中高生プラ ザ	赤坂子ども 中高生プラ ザ	高輪子ども 中高生プラ ザ	港南子ども 中高生プラ ザ
行われている スポーツの種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス ・ヨガ ・ローラーホッケー ・ドッジボール ・サッカー ・バスケットボール ・野球 ・スポーツレク※1 ・水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・かけっこ ・ヨガ ・サッカー ・ドッジボール ・ソフトバレー ・インラインスケート ・ローラーホッケー ・ダンス ・バスケットボール ・バドミントン 	<ul style="list-style-type: none"> ・バトン ・ドッジボール ・バドミントン ・フットサル ・ラート※2 ・バスケットボール ・卓球 ・リズム体操 ・チアダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・リトミック ・ヒップホップ ・バランスボール ・ダンス ・ゲートボール ・ポッチャ※3 ・一輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス ・水遊び ・ドッジボール ・サッカー ・バスケットボール ・ゲートボール ・フットサル ・たこあげ ・バトン ・クライミング ・一輪車 ・バランスボール ・スポーツチャンバラ ・インラインスケート

子ども中高生プラザ名	神明子ども中高生プラザ	麻布子ども中高生プラザ	赤坂子ども中高生プラザ	高輪子ども中高生プラザ	港南子ども中高生プラザ
					<ul style="list-style-type: none"> ・ユニホック ※4 ・ローラーホッケー ・ローラーブレード ・リトミック ・ヨガ
児童館名	青山児童館	豊岡児童館	高輪児童館	白金台児童館	台場児童館
行われているスポーツの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス ・ヨガ ・ドッジボール ・ローラーホッケー ・水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローラーブレード ・ローラーホッケー ・ダブルダッチ ※5 ・ラート ・ドッジボール ・ダンス ・スポーツチャンバラ ・スラックライン ※6 ・一輪車 ・卓球 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローラーブレード ・ローラーホッケー ・ダブルダッチ ・ボッチャ ・ドッジボール ・リズムダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンス ・ヒップホップ ・卓球 ・ヨガ ・親子体操 ・ドッジボール ・サッカー ・ローラーブレード ・トランポリン ・ダブルダッチ ・ユニホック ・竹馬 ・はねつき ・土手すべり ・アスレチック ・一輪車 ・水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローラーブレード ・ドッジボール ・ビーチサッカー ・一輪車 ・ラート ・卓球 ・スラックライン ・ドッジビー ※7 ・新体操 ・フリークライミング

(出典:区提供データ)

※1 スポーツレクとは、体育講師指導のもと、ボールやマットを用いた遊びを行うことをいう。

※2 ラートとは、ラートと呼ばれる円形の器具を利用して行うスポーツである。

※3 ボッチャとは、ジャックボール(目的球)と呼ばれる白いボールに、赤青のそれぞれ6球ずつのボールを投げる、転がす、他のボールに当てるなどにより、いかにして近づけるかを競うゲームである。

※4 ユニホックとは、2チームに分かれ、相手チームのゴールにスティックを使ってボールをシュート(ストローク)し、得点を競うゲームである。

※5 ダブルダッチとは、2本のロープを使って跳ぶ縄跳びである。

※6 スラックラインとは、ベルト状のラインを利用した、綱渡りのようなスポーツである。

※7 ドッジビーとは、ドッジボールを基礎として、ボールではなく柔らかいフライングディスクを使うスポーツである。

2-1. 神明子ども中高生プラザ管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ドッジボール大会、野球大会、ローラーホッケー交流大会、スポーツフェスティバル等を企画するとともに、サッカーやダンスの練習を定期的に行うなど、スポーツの機会を提供している。

スポーツ推進計画上の事業名	児童館・子ども中高生プラザ運営
所管課	芝地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成24年9月
設備・特徴	音楽、ダンススタジオ、体育館等を備えている。 そのため、高校生の利用が多い。 近年は、障害児の運動する機会の提供などにより、障害児の利用が増えており、平成26年度は12名が週1日～週5日の頻度で利用した。 指導員は教員免許を有しているが、指導という上下関係ではなく、児童と一緒に遊ぶことにより、身近で親しみやすい存在となっている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	53,526	94,196	98,967
決算額	52,769	93,990	104,224
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
需用費	1,328	
委託料	98,809	指定管理料
工事請負費	1,296	
備品購入費	2,791	什器
合計	104,224	

(2) 監査の結果

【意見1】指定管理者へのインセンティブ付与について

神明子ども中高生プラザでは、指定管理者が、障害児への対応として障害児のみで運動する機会を設けたり、寝転んで自由にくつろげる一室を提供するなど、きめ細かな対応をしている。そのためもあって、いわゆるロコミで障害児の利用が増える傾向にあるとのことである。

これは一例であるが、指定管理者の創意工夫や努力で、事業に特出する良い結果を生じさせる場合がある。

このような場合に、指定管理者へ何らかのインセンティブを与えることができれば、指定管理者の励みとなり、事業の有効性、効率性のさらなる向上が期待できる。創意工夫や努力により指定管理者の側に追加的な負担が生じた場合に、区と協議する場を設けることや、事業として継続するべきと区が判断した場合には次年度の予算に反映させるといったことはすでに行われている。今後も所管課においては、指定管理者が安定的かつ効率的なサービス提供に向けて積極的に事業を実施し、日々の業務改善に取り組むことができるよう、指定管理者へのインセンティブ付与の方法について留意しつつ、施設における継続的なサービス向上に取り組むことが望まれる。

2-2. 麻布子ども中高生プラザ管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ミニ運動会、かけっこ教室、アリーナや屋上等でスポーツの機会の提供等を実施している。

スポーツ推進計画上の事業名	児童館・子ども中高生プラザ運営
所管課	麻布地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成26年9月
設備・特徴	<p>平成26年9月から運営を始めた新しい施設である。</p> <p>楽器演奏やダンスができる音楽室、アリーナの他に、屋上にローラーブレード場が設置されている。</p> <p>利用者の約3分の1は日本国以外の国籍保有者とのことである。</p>

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	—	—	53,151
決算額	—	—	50,602
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する部分	—	—	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
委託料	50,602	指定管理料
合計	50,602	

(2) 監査の結果

【意見1】 未成年者に関する法律文書の署名について

施設内において未成年者が怪我をしたため、母親の署名のみで(父親の署名無く)念書を作成した事案が見られた。具体的には、アリーナにおいて職員と児童らがバスケットをしていたところ、職員が投げたミニバスケットの小学生用ボールを受けた小学生が右手小指2か所を骨折した。

職員はボールを3回バウンドさせてパスしており、指定管理者は、職員側に非はないと判断したものの、見舞金を支払い、同時に保護者から今後何ら請求しない旨の念書を入手したが、その際の法定代理人の署名は母親の署名のみで、父親の署名を欠いていた。

未成年者の法定代理人は親であるから、未成年者に関する法律文書には、親(父母がいる場合には両親)の署名が必要である。

怪我の程度や法定代理人の態度等にもよるが、今後は、未成年者を本人とする法律文書においては、原則として法定代理人(父母がいる場合には両親)の署名を要することを各施設の共通認識とし、統一的な対応をする必要がある。

民法(抜粋)

第5条第1項 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

第818条第1項 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

同条第3項 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

2-3. 赤坂子ども中高生プラザ管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

屋上が使えず、また施設も他の子ども中高生プラザに比べて古い。他方、体育大学出身者を積極的に採用する等、児童にスポーツの機会を与え、体力向上を図るという目的に向けての取組がなされている。

なお、赤坂子ども中高生プラザで実施されている文化芸術振興プラン上の事業「国際交流」についてはⅡ文化芸術振興に関する事業 1. 全般的意見に記載する。

スポーツ推進計画上の事業名	児童館・子ども中高生プラザ運営
所管課	赤坂地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成 15 年
設備・特徴	<p>子ども中高生プラザ5施設のうち、最初に運営を開始した施設である。</p> <p>屋上があるものの、住宅街のため、近隣に配慮して屋上の利用はしていない。</p> <p>学童保育を除けば、中学生及び高校生の利用が多い。</p> <p>指定管理者によると、以前は教室形式だったものを、クラブ形式にしたところ、参加者が増加した。体育大学出身者を積極的に採用し、子ども中高生プラザに勤務させているとのことである。</p>

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	114,031	114,072	116,061
決算額	113,140	106,957	107,576
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	106,269	指定管理料
備品購入費	1,307	冷蔵庫、整理棚等購入
合計	107,576	

(2) 監査の結果

【意見1】事業計画書の日付の無記載について

指定管理者から提出された事業計画書に、日付が記載されていなかった。
 書面の性質から、作成日は年度の初めであることを推測することは可能である。
 しかし、基本協定書上要求される正式な文書である以上、作成日付を記載するべきである。

2-4. 高輪子ども中高生プラザ管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

屋上が使えないものの、積極的に体育大学出身者を採用する等により、スポーツプログラムを行っている。

スポーツ推進計画上の事業名	児童館・子ども中高生プラザ運営
所管課	高輪地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成23年12月
設備・特徴	<p>屋上はない。</p> <p>プログラムに合わせて外国人の非常勤職員が勤務している。</p> <p>指定管理者は体育大学出身者の採用を増やしている。</p>

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	140,361	162,877	148,699
決算額	145,255	161,211	151,526
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
委託料	151,449	指定管理料
備品購入費	77	
合計	151,526	

(2) 監査の結果

【意見1】保険証券の未確認について

指定管理者には保険加入が義務づけられている(基本協定書第34条)。区では、指定管理者が保険に加入していることにつき、監査人の指摘を受けるまで保険証券の原本を確認しておらず、写しの提出も求めていなかった。保険加入は受託者の義務であり、区は履行の確認を適時に行って、その事跡を残すため写しを入手する必要がある。

また、保険の内容は万一の事故の場合に重要であるから、区は写しを適切に保管していつでも保険の内容を把握できるようにするべきである。

3. みなと区民スポーツ・体育祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

港区スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)で「みなと区民スポーツ・体育祭」を開催する。

ふれあいとしてのスポーツまつりと、競技としてのスポーツ大会の開催を通し、幅広く区民の参加を呼びかけ、スポーツ振興と区民のスポーツ活動への参加の契機とする。

本事業は Kiss ポート財団への補助事業として、文化芸術振興プランに関する事業「みなと区民まつり」と一括して実施しているため、事業費の推移、事業費の主な内訳及び監査の結果はⅡ文化芸術振興に関する事業 7. みなと区民まつりに記載する。

スポーツ推進計画上の事業名	みなと区民スポーツ・体育祭
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	補助金
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	「みなと区民まつり」補助金に含まれている
事業開始時期	実施内容により異なる

4. 放課後児童(健全)育成

(1) 事業の概要

① 事業の概要

放課後等の学校施設等を活用し、児童が学習、スポーツ、遊びなどの活動を行い、自主性、社会性及び創造性を養うとともに、児童の健全育成を推進する。

ア 放課 GO→

小学校の児童が放課後等の時間に、安全安心に活動できる居場所「放課 GO→」を家庭や地域の協力を得ながら、学校内に設置している。専門の指導員を置いている他、放課 GO→サポーターが児童の安全を見守っている。

イ 放課 GO→クラブ

「放課 GO→」事業に学童クラブ事業を付加したものである。児童の居場所作り「放課 GO→」に加え、放課後、保護者の就労または疾病等の理由で家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場とする。

表7 放課GO→(クラブ)の状況

放課GO→(クラブ)名		所管	開設時期	参加者数(延べ人数)		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
放課GO→	あかばね	教育委員会事務局生涯学習推進課	平成25年1月	979	6,609	7,688
	みた		平成18年10月	12,983	11,472	10,458
	しろかね		平成25年1月	1,317	9,010	11,097
	あかさか		平成23年10月	8,474	8,076	10,501
	あおやま		平成16年9月	7,039	6,394	8,116
	せいなん		平成19年4月	7,286	7,787	10,364
	おだいば		平成17年10月	6,661	6,755	6,842
放課GO→クラブ	おなりもん	芝地区総合支所管理課	平成20年6月	11,254	9,003	9,231
	しば		平成17年10月	12,747	13,909	16,680
	しばうら	芝浦港南地区総合支所管理課	平成23年2月	12,397	14,661	13,902
	さんこう	高輪地区総合支所管理課	平成20年10月	12,655	13,244	19,951
	しんのう		平成20年10月	6,763	6,034	6,452
	あざぶ	麻布地区総合支所管理課	平成18年9月	7,314	7,957	8,739
	なんざん		平成17年7月	10,605	11,342	9,500
	ほんむら		平成19年10月	14,373	16,040	14,121
	こうがい		平成19年10月	13,390	14,151	15,303
ひがしまち	平成18年7月		8,834	14,969	18,065	
計				155,071	177,413	197,010

(出典:港区の教育 平成27年度版)

4-1. 高輪地区放課後児童健全育成

(1) 事業の概要

① 事業の概要

放課後等の学校施設等を利用して、子どもたちが自習や遊び、スポーツといった活動を行うとともに、生活の拠点を用意し、自主性、社会性及び創造性を養い健全育成を推進する。

放課GO→(放課後児童育成事業)のうち学童クラブ事業を付加したものを、放課GO→クラブとして実施している。

スポーツ推進計画上の事業名	放課後児童(健全)育成事業「放課 GO→」・「放課 GO→クラブ」での体力増進
所管課	高輪地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成 20 年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	48,886	50,828	51,719
決算額	47,100	51,201	56,456
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	710	放課 GO→クラブサポーター報酬
需用費	73	
役務費	28	
委託料	55,645	放課 GO→クラブ運営業務委託
合計	56,456	

(2) 監査の結果

【指摘1】協議会の不開催について

本事業の根拠法令等は、港区放課 GO→クラブ実施要綱(以下「要綱」という。)である。要綱では、協議会について定めている。

港区放課 GO→クラブ実施要綱(抜粋)

(協議会)

第14条 保護者、学校関係者及び地域関係者(以下「保護者等」という。)の意見を放課 GO→クラブの運営に反映させるため、各実施校に放課 GO→クラブ協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、保護者等のうちから選出する委員をもって組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 放課 GO→クラブの運営に関すること。

(2) その他区長が必要と認めること。

放課 GO→クラブさんこう、放課 GO→クラブしんのうにおいて、平成26年度は協議会が開催されなかった。白金の丘学園への統合を控えて、地域や保護者から廃校となる学校や統合後の白金の丘学園について様々な意見が出され、これらの調整のため関係者が協議を重ねていた時期であり、放課GO→クラブの運営のみをテーマに話し合う協議会の開催は困難だったとのことである。一方、要綱に開催回数や定めはないが、開催しないことを可とするならば協議会設置を定める意味がない。従って、このような状況でも、一旦は要綱に準拠して協議会を開催したうえで、事業の運営に関する事項は今後関係者間で別途協議していくなどとし、その旨を会議録として残すべきである。

4-2. 放課後児童育成

(1) 事業の概要

① 事業の概要

放課後等の学校施設等を利用して、児童が安全で安心して活動できる居場所を作り、専門の指導員のもと、子どもたちが自習や遊び、スポーツといった活動を行う。

スポーツ推進計画上の事業名	放課後児童(健全)育成事業「放課 GO→」・「放課 GO→クラブ」での体力増進
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	4. 放課後児童(健全)育成(1)①事業の概要を参照

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	169,151	199,320	188,467
決算額	167,085	187,056	186,578
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	2,956	放課 GO→サポーター報酬等
需用費	1,608	
役務費	406	
委託料	180,410	放課 GO→運営業務委託
その他	1,198	維持補修費
合計	186,578	

(2) 監査の結果

【指摘1】協議会会議録の不作成について

本事業の根拠法令等は、港区放課後児童育成事業実施要綱(以下「要綱」という。)である。要綱では、協議会について定めている。

港区放課後児童育成事業実施要綱(抜粋)

(協議会)

第 10 条 この事業の実施に際しては、保護者、学校関係者、地域関係者及び事業協力者(以下「保護者等」という。)の意見を事業の運営に反映させるため、各実施校に保護者等で組織する放課 GO→協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

第11条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 事業の運営に関すること。
- (2) その他協議会が必要と認めること。

各実施校について平成26年度の協議会の開催状況と会議録を確認したところ、放課GO→あかさか、放課GO→しろかねの2実施校で協議会会議録が作成されていなかった。所管課によると、協議会自体は開催しているとのことである。しかし会議録が作成されていなければ、開催の事実や協議の内容が確認できない、すなわち放課GO→あかさか、放課GO→しろかねの運営が要綱に準拠して行われているかを確認することができない。

協議会は放課GO→あおやまにおいて1回、放課GO→おだいば、放課GO→みた、放課GO→せいなん、放課GO→あかばねの4実施校においては2回ずつ開催され、会議録(要旨)が作成されていた。これらによると、協議の内容として事業者報告・事務局報告以外に他校での実施状況、サポーターの役割、緊急メール等について質疑応答や意見交換が行われ、保護者等の意見を事業の運営に反映させる仕組みが機能していることがうかがえた。会議録不作成の2実施校では確実に作成する必要がある。

5. さわやか体育祭の開催(各地区いきいきプラザ管理運営)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

高齢者の生きがいづくりと健康の保持・増進、地域の交流と世代間の交流を図ることを目的として年1回のスポーツイベント・さわやか体育祭を開催している。

港区内在住の60歳以上の各地区いきいきプラザ利用者等が一堂に集い、体力に応じたスポーツやゲーム等を楽しみながら親睦を深める。また、世代間交流事業としてプログラムの一部に近隣の保育園等の園児に参加を求め、高齢者と一緒にゲームなどを行っている。

さわやか体育祭の主催者は港区であり、幹事は各地区総合支所で持ち回りになっている。平成26年度は、赤坂地区総合支所が幹事であった。

表8 平成26年度さわやか体育祭の概要

名称	第30回さわやか体育祭
日時	平成26年5月21日(水)
会場	港区スポーツセンター(港区芝浦3-1-19)

参加者数	340名(定員500名)
送迎	芝地区を除いた地域についてバス5台を用意

スポーツ推進計画上の事業名の事業名	さわやか体育祭の開催
所管課	赤坂地区総合支所管理課(平成26年度)
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	昭和60年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幹事	麻布地区総合支所	芝地区総合支所	赤坂地区総合支所
当初予算額	214,355	343,750	148,751
決算額	213,052	326,065	147,997
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	1,144	1,303	1,302

当初予算額・決算額は、各年度において幹事を担当した各地区総合支所におけるいきいきプラザ管理運営の事業費を記載している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
委託料	147,751	指定管理料
その他	246	備品購入費等
合計	147,997	

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
委託料(※)	447	送迎バス代
	365	観覧席設営委託
	347	記念品の購入
	143	その他
合計	1,302	

※ 上記の委託料はいきいきプラザの指定管理料の一部である。当該指定管理料の中にさわやか体育祭の開催諸経費が含まれている。

(2) 監査の結果

【意見1】幅広い交流を目指して

さわやか体育祭は平成26年度で30回に達し、長らく区民に親しまれてきた高齢者向けスポーツイベントである。平成26年度の参加者アンケートによると、催しの内容や時間などイベントそのものについては非常に好評であり、今後も継続していくことが望まれる。

一方で、以下の項目には興味深い結果が出ている。

表9 平成26年度さわやか体育祭のアンケート結果(一部)

回答者の性別	男性 12.1% 女性 87.9%
回答者の年代	90歳以上:1.9% 80歳代:41.5% 70歳代:43.5% 60歳代:13.0% 60歳未満:0%
回答者がさわやか体育祭を知った手段	広報みなど:10.8% 港区HP:1.4% いきいきプラザ:82.1% ケーブルテレビ:0.5% 家族・友人:2.8% その他:2.4%

(出典:区提供データ)

参加者総数が340名に対し、アンケートの回答者数が216名であるので、アンケートの回収率はかなり高い。そのアンケートで上記表中の項目のみ明確な偏りが見られる。

一番上の「回答者の性別」についてであるが、高齢者向けのイベントの場合、平均寿命の違

いから性別は必ず女性が多くなるように偏るものである。

また、次の「回答者の年代」についてであるが、高齢者向けのイベントであり、このような分布になることに不自然さはない。

さらに、「回答者がさわやか体育祭を知った手段」については、やはり参加者の多くがいきいきプラザの利用者になっている。区では多くの高齢者に向けて広報しているが、実際はいきいきプラザ利用者以外の高齢者には情報が行き渡っていないか、参加し難いものになっている可能性がある。

以上のようなアンケート結果から参加者の属性には大きな偏りがあることがわかる。さわやか体育祭は、スポーツ教室とは違い「地域間交流」や「世代間交流」も目的に含めている。そこに、年に一度だけ各地区の区民が一堂に会してイベントを行う意義がある。従って、交流事業として見た場合、区は参加者の偏りをなるべくなくし、多くの高齢者がさわやか体育祭に参加できるように工夫する必要がある。特に、男性の高齢者や60歳代の会社等を退職したての世代などは、積極的にこの交流の輪の中に加えていくことが望ましい。

また、さわやか体育祭の幹事を担当する総合支所は持ち回りであるため、5年に一度しか経験を積むことができない。各総合支所では5年前の経験がある職員が通常は異動しており、その結果、総合支所にノウハウの蓄積が進まない状況となる。現在、さわやか体育祭は毎年5月に開催されているが、これでは新たに担当することになった職員はおろか、他の職員にもノウハウがない状態になり、毎年同じことを繰り返すのが精一杯となる。地区ごとのいきいきプラザにおいて、ミニ体育祭等のイベントを開催したり、さわやか体育祭の開催時期を検討するほか、多くの参加者に、より身近に参加してもらうにはどうすればよいか考えるための準備期間を設けるなども検討していく必要がある。

6. 子どもの遊び場づくり

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子どもがのびのびと思い切り遊べるように禁止事項をできるだけ少なくし、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然の中で子どもがやりたいことを自分自身の手で実現していく冒険遊び場(プレーパーク)づくりに取り組んでいる。対象とする子どもの年齢制限はない。

本事業は麻布地区総合支所では指定管理事業の一部として、高輪地区総合支所と芝浦港南地区総合支所では委託により、それぞれ実施されている。

スポーツ推進計画上の事業名	プレーパークの推進
所管課	麻布地区総合支所まちづくり担当 高輪地区総合支所まちづくり担当 芝浦港南地区総合支所まちづくり担当
予算執行上の事業名	有栖川宮記念公園維持管理 高輪地区子どもの遊び場づくり 芝浦港南地区子どもの遊び場づくり
予算執行単位としての事業の実施手法	有栖川宮記念公園維持管理:指定管理 高輪地区子どもの遊び場づくり:委託 芝浦港南地区子どもの遊び場づくり:委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成23年

平成26年度は各総合支所において下記のとおり4回ずつ、1回につき2日間実施した。

表10 プレーパークの実施状況

地区	場所	回数
麻布地区	有栖川宮記念公園	4回
高輪地区	高輪森の公園	4回
芝浦港南地区	プラタナス公園	2回
	港南緑水公園	2回

(出典:総合支所事業概要 平成27年度版)

② 事業費の推移

麻布地区総合支所

有栖川宮記念公園維持管理

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	49,335	48,128	57,417
決算額	49,310	48,369	57,127
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

高輪地区総合支所

高輪地区子どもの遊び場づくり

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	2,925	2,646
決算額	-	2,680	2,645
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	-	2,680	2,645

芝浦港南地区総合支所

芝浦港南地区子どもの遊び場づくり

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	-	2,925	2,646
決算額	-	2,665	2,646
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	-	2,665	2,646

③ 事業費の主な内訳

麻布地区総合支所

有栖川宮記念公園維持管理

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	57,127	指定管理料
合計	57,127	

高輪地区総合支所

高輪地区子どもの遊び場づくり

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
需用費	53	
委託料	2,592	プレーパーク事業運営支援業務委託
合計	2,645	

芝浦港南地区総合支所

芝浦港南地区子どもの遊び場づくり

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
需用費	54	
委託料	2,592	プレーパーク事業運営支援業務委託
合計	2,646	

(2) 監査の結果

【意見1】事業の有効性について

プレーパークにおいて多く見られる遊びは水遊び、段ボール遊び、泥遊び、たき火、木登り、穴掘り、読み聞かせといったものであり、禁止事項は最低限にとどめて子どもの自主性が発揮できるよう、大人が見守っている。

スポーツ推進計画では、本事業は「子どもが自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会を提供し、様々な経験と交流を通じて、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えるため、プレーパークを推進していきます」とうたっている。

平成26年度港区事務事業評価において「子どもの遊び場づくり」事業全体の評価シートが作成されている。そこでは本事業の成果を下記のように説明しており、スポーツとの関係には言及されていない。

自由な遊びが容認されにくい状況のなか、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考え方や場を提供することで、将来を担う子どもの遊び環境を豊かにしていくことができる。

スポーツ推進計画での位置づけについて所管課に質問したところ、プレーパークは自然の中で子どもの遊びを強制したり限定したりしないのが特徴の一つであり、目標に向けて努力を促すというような要素はないとのことで、身体を動かすことや遊び仲間とコミュニケーションをとることが広い意味ではスポーツにつながる可能性もあるが、それを指すものではないという説明を受けた。

子どもにおいては遊びとスポーツの区別が明確でないという面もあるが、「自分の責任で自由に遊ぶ」という趣旨はむしろ精神的な自立や自主性、積極性につながるのではないかと考えられる。ただし、スポーツ推進計画においてはスポーツを、目的を持って意識的に行う身体活動の全てと広く捉えている。本事業がスポーツ推進計画においてどのような有効性を発揮できるのか、再度確認が必要である。

7. 障害保健福祉センター管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

港区立障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)は、障害のある人もない人も、ともに生きる社会の実現をめざし、区内に在住する障害者やその家族などの保健福祉の増進と自立支援を目的としている。

表 11 港区立障害保健福祉センターの事業

訓練等事業	自立訓練(機能訓練)
	就労継続支援B型事業所
	生活介護事業所
	こども療育事業
支援事業	地域活動支援センター事業
	機能訓練
	施設の貸出
	通所・巡回送迎バス
	ヒューマンぷらざまつり
施設保護	緊急一時保護
	ショートステイ
	自立生活訓練

(出典: 港区立障害保健福祉センター事業概要)

支援事業のうち、地域活動支援センター事業の中で、在宅の障害者に対し、福祉サービスに関する相談、援助等の生活支援事業を総合的に行うことにより、地域における障害者及びその家族の生活支援、入浴サービス、障害者に関する様々な問題に対する各種相談等を総合的に支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図っている。その一環として、在宅生活をしている障害者の自立支援、生きがいづくり、社会参加の場の提供などを目的に、創作活動をはじめとする趣味や技能の講座を開催しており、スポーツ関連では平成25年度、26年度は障害者のためのリフレッシュ体操の講座を行った。

スポーツ推進計画上の事業名	いす体操教室、ストレッチ運動教室
所管課	障害者福祉課
予算執行単位としての事業の実施手法	指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照 (備品購入、講師謝礼等直接経費のみ集計)
事業開始時期	平成10年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	791,827	806,112	826,309
決算額	778,173	793,158	806,974
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	704	650	640

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
需用費	1,017	
委託料	800,924	指定管理料等
備品購入費	2,121	
負担金、補助及び交付金	2,912	
合計	806,974	

(2) 監査の結果

【意見1】利用定員について

障害者のためのリフレッシュ体操には次の3つのプログラムが用意されている。

表 12 障害者のためのリフレッシュ体操実施状況

プログラム	ホップ	ステップ	ジャンプ
内容	発声や呼吸法を取り入れた体操	マットや平行棒を使う、自宅でもできる運動	座っての運動やストレッチ体操
定員(人)	10	10	10
平成 25 年度			
利用者実人数(人)	前期 9、後期 10	前期 10、後期 7	前期 9、後期 7
利用者延人数(人)	前期 79、後期 77	前期 56、後期 56	前期 90、後期 51
平成 26 年度			
利用者実人数(人)	前期 10、後期 10	前期 9、後期 10	前期 8、後期 9
利用者延人数(人)	前期 84、後期 84	前期 74、後期 78	前期 61、後期 49

注:前期は4月～9月、後期は10月～3月で各10回開催

(出典:港区立障害保健福祉センター事業概要)

対象者は、パンフレットによると下記のとおりである。

- ・18歳以上で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持、および難病医療費助成を受給または、難病により障害支援区分の認定を受けた区民
- ・医療機関等から運動することを制限されていないこと

手話通訳・介護者が必要な人は相談に応じるとし、また、公共交通機関の利用が困難な人は巡回送迎バスを利用できるとしている。

平成25年度、26年度の利用実績は表12のようであった。ばらつきは見られるものの、定員に対し7割以上の参加登録者があり、延人数でもおおむね半分以上の参加があった。

一方、対象者数は下記のように7,000人を超えている。

表 13 平成 26 年度末現在の手帳の交付状況

区分	交付状況又は保持者数(人)
身体障害者手帳	5,146
愛の手帳	736
精神障害者保健福祉手帳	1,212
合計	7,094

(出典:保健福祉支援部事業概要 平成27年度版より監査人作成)

合計7,094人の中には運動制限のある人も相当数含まれるため、仮に半数が運動可能だとすると約3,500人が対象と考えられるが、リフレッシュ体操の定員が3つのプログラム合計で30人という状況が十分かどうかは検討の余地がある。

所管課によれば、公平に募集を行っており、新規利用者の受入れに努めているが、毎回申

込が殺到するような状態ではなく、特段プログラムの拡充や定員増加は想定せず今後も継続していくとのことである。現状では、体力の個人差等から、社会参加への適応力向上を主眼としており、体力向上を図ることまでは難しいとの認識である。

スポーツ推進計画では「障害者が、リハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えます。」とされていることから、参加者だけでなく現在参加していない障害者からも聞き取り調査等によりニーズを把握し、プログラム実施に反映していくことが望まれる。

8. いちよう学級

(1) 事業の概要

① 事業の概要

いちよう学級の目的は、知的障害者が学習、スポーツ、レクリエーション等を通して、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立てることである。

対象は15歳以上の区内在住・在学・在勤者で、会場まで一人で通える知的障害者である。年15回から16回程度、日曜日の午後1時から4時に生涯学習センターを主な活動場所としている。活動内容は、講師の指導によるスポーツ・工作・調理実習や、社会教育団体との交流活動の他、1日プログラムとして、受講生がプログラムを考える自主企画「まちへでる」などがある。年1回から2回、宿泊事業として「自然体験」を実施している。活動期間中、毎月「いちよう学級だより」を関係者に送付している。

事業の成り立ちは、青年学級振興法(昭和28年制定、平成11年廃止)の青年学級として始まり、その後旧城南中学校の心障学級の卒業生とその担当教諭を中心に運営されてきた。現在は六本木中学校(旧城南中学校)の卒業生だけでなく、区内就労支援事業所等からの参加がある。受講生の増加や多様化(年齢、障害の程度)が進んでいる。講師は都立港特別支援学校の教諭を中心に依頼しており、平成25年度から民間事業者に委託している。

スポーツ推進計画上の事業名	いちよう学級
所管課	障害者福祉課
予算執行単位としての事業の実施手法	委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照 (備品購入、講師謝礼等直接経費のみ集計)
事業開始時期	昭和46年

表 14 延べ参加者数の推移

(単位:人)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延参加人数 (受講者・講師・ ボランティア)	560	615	658	553	691

(出典:保健福祉支援部事業概要 平成 27 年度版)

表 15 平成 26 年度いちょう学級におけるスポーツ関連活動

(単位:人)

実施月	8 月	9 月	11 月	2 月
活動名	プール (水の安全)	レクリエーション (フライングディスク)	スポーツの集い	レクリエーション (ボッチャ)
受講者数(A)	17	37	31	41
ボランティア	9	11	10	13
講師	2	2	2	3
看護師	2	2	2	2
委託業者スタッフ	4	2	3	3
区職員	0	0	0	0
受講者以外小計(B)	17	17	17	21
(A)+(B)	34	54	48	62

(出典:区提供データ)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	5,434	15,116	15,487
決算額	5,379	15,109	15,486
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	364	190	243

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	15,486	いちょう学級事業運営業務委託
合計	15,486	

(2) 監査の結果

【意見1】参加人数の内訳について

いちょう学級の運営は、受講者である知的障害者が安全に安心して活動に参加できるよう、講師の他にボランティアや看護師といった多くの人々に支えられている。平成 26 年度におけるいちょう学級に関わる全体の人数と内訳は次のようであった。平均人数は、延べ人数を活動回数 15 回で除したものである。

表 16 平成 26 年度いちょう学級に関わる人数と内訳

(単位:人)

	延人数	平均人数
受講者数(A)	482	32.1
ボランティア	164	10.9
講師	45	3.0
看護師	34	2.3
委託業者スタッフ	51	3.4
区職員	7	0.5
受講者以外小計(B)	301	20.1
(A)+(B)	783	52.2

(出典:区提供データ)

保健福祉支援部事業概要や港区事務事業評価シートにおいては、このうち受講者・講師・ボランティアの人数を集計して延べ参加者数として記載しているが、人数の内訳は示されていない。実際には表 16 でわかるとおり、ボランティアと講師の延べ人数合計が 209 人にのぼっており、受講者延べ人数 482 人に対する割合は 40%を超えている。表 14 のように人数の内訳が示されない数字では、その実態がデータを見る側に伝わらず、誤解を招く恐れがある。延べ参加者数を公表する際には、人数の内訳を明示することが必要と考えられる。

9. 健康教育

(1) 事業の概要

① 事業の概要

事業の目的は、生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する知識の普及と実践の促進を図ることである。若い時からの生活習慣病の予防、健康づくりに関する正しい知識の普及を目的とした講演会・学習会を実施し、区民が自らの健康の保持増進に向けて自発的な行動がとれるようにするものである。区内在住・在勤・在学者を対象に、保健所及び区有施設等で生活習慣病予防・健康の保持増進のための各種講座を実施している。

スポーツ推進計画上の事業名	健康サポート教室(65歳未満)
所管課	健康推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	生活習慣病予防教室:平成20年 健康講座:昭和59年 女性の健康づくり講演会:平成25年

表 17 参加者数の年次推移

(単位:回、人)

年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	開催数	人数	開催数	人数	開催数	人数
生活習慣病予防教室	4	230	2	124	4	206
健康講座	6	165	8	231	7	220
女性の健康づくり講演会	-	-	2	78	2	67

(出典:区提供データ)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	3,123	2,887	3,780
決算額	2,932	2,971	3,588
決算額のうちスポーツ推進計画上の事業に関連する経費	2,932	2,971	3,588

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	294	講師謝礼
需用費	986	チラシ、パンフレット類
役務費	436	チラシ新聞折込
委託料	1,872	健康サポート教室業務委託
合計	3,588	

(2) 監査の結果

【意見1】開催数と定員について

平成 26 年度の参加申込状況は次のとおりである。本事業は区民の人气が高く、生活習慣病の予防・健康の保持増進についての区民の関心の高さをうかがわせる。

表 18 参加申込状況

(単位:延人)

	定員(A)	申込数(B)	参加者数	倍率(B)/(A)
生活習慣病予防教室	150	389	206	2.59 倍
健康講座	220	322	220	1.46 倍
女性の健康づくり講演会	100	93	67	0.93 倍

(出典:区提供データ)

生活習慣病予防教室は、働き盛りの年代を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善のため、体組成測定や身体の歪み測定、個別目標設定、食事と運動に関する講習と実技指導を行うもので、参加しやすいよう土曜日に開催していることと相まって、特に人气が高い。初回は先着順としたが2回目以降抽選とした。リピーターもいるとのことである。また参加者の反応も好評で、また参加したい、もう少し運動したいといった声があがっている。

区民の関心が高く、好評でもあることから、より多くの参加機会を提供できるような展開が必要と考えられる。平成 26 年度まではみなと保健所を主な会場としているが、これを各区民センターやスポーツセンター等でも開催することで開催数と定員を増やすことが可能となる。また、

健康増進センター(ヘルシーナ)、スポーツセンター等で開催されている運動プログラムの紹介を併せて行うことで、運動の習慣づけに役立つと考えられる。

10. 子ども家庭支援センター運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

子ども家庭支援センターは、子ども及び家庭に対する支援を行うことにより、子どもの健全な育成に寄与することを目的としている。事業内容は、子ども家庭総合ケースマネジメント事業、地域組織化事業、要支援家庭サポート事業、在宅サービス基盤整備事業、専門性強化事業の5事業である。子ども及び家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要な支援の実施や情報提供を行う。

このうち地域組織化事業の一環として「親子ふれあい広場」を運営しており、講座(イベント)の中に、親子で身体を動かして楽しめるプログラムを取り入れている。

スポーツ推進計画上の事業名	子ども家庭支援センター運営
所管課	子ども家庭支援センター
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照 (備品購入、講師謝礼等直接経費のみ集計)
事業開始時期	平成17年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	12,601	14,949	24,927
決算額	10,305	13,205	20,782
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	287	294	420

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	5,784	親子ふれあい広場等講師謝礼
需用費	1,323	事務用品、リーフレット印刷代等
役務費	1,097	通信費、クリーニング、保険料等
委託料	11,508	専門相談業務委託
工事請負費	858	維持補修費
その他	212	備品購入等
合計	20,782	

(2) 監査の結果

【意見1】事業の有効性について

直近2年度の親子ふれあい広場における、親子で身体を動かすプログラムの参加者数は次のようであった。各プログラムはほぼ毎月、無料で実施され、事前申込が不要である。対象者は0歳児から3歳児とその親である。

表 19 親子で身体を動かすプログラムの参加者数

(単位:組)

講座名	時間(分)	平成 25 年度	平成 26 年度
産後ママのトレーニング	30	201	229
親子ヨガ	60	383	415
産後ママのケア	30	197	175
ベビーマッサージ	30	505	447
のんきヨガ	60	510	407
よちよちリズム遊び	60	169	287
ボールでストレッチ	30	194	153

注:親子で参加するプログラムのため、親1人に複数の子の組合せでも1組とした。

(出典:区提供データ)

スポーツ推進計画では、本事業は「身体を動かし親子で楽しめるプログラムを取り入れ、親子の心身の健康増進を図ります」とうたっている。所管課の説明では、親子ふれあい広場の趣

旨は、在宅で子育て中の母親に対し孤立を防ぐ仲間作りやストレス解消、子どもとともに遊びを楽しむような場を提供することにより親子の絆を強め、育児に前向きに取り組めるようにすることであるとのことであった。

スポーツ推進計画においてはスポーツを、目的を持って意識的に行う身体活動の全てと捉えている。その意味では、親子ふれあい広場における身体活動も副次的にスポーツ振興に寄与すると考えられる。所管課にはこの事業をさらに充実させ、親子の健康増進や体力向上を図り、スポーツ推進計画に寄与するプログラムを実施することが求められる。

11. スポーツイベント(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

スポーツセンターや台場地域その他を会場として、様々な種目のスポーツイベントを実施する。スポーツ競技の楽しさを体感してもらいながら区民相互の交流を深め、スポーツに気軽に楽しめる機会を創出する。

スポーツ推進計画上の事業名	スポーツイベントの開催
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	補助金
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	実施内容により異なる

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	491,781	524,083	435,316
決算額	447,862	491,400	393,189
決算額のうちスポーツイベント開催に関連する経費	11,367	10,722	8,092

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	393,189	Kiss ポート財団への補助金
合計	393,189	

(2) 監査の結果

【指摘1】ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について

スポーツイベントの実施内容のうち、金額的に大きいものはラグビー普及事業である。

表 20 平成 26 年度スポーツイベントの実施内容

(単位:千円)

実施内容	予算額	決算額
ラグビー普及事業	8,650	6,650
その他(注)	2,674	1,442
合計	11,324	8,092

注: Kiss ポートボウリング、坂めぐりウォークラリー等 11 件

(出典:平成 26 年度の Kiss ポート財団事業報告より監査人作成)

ラグビー普及事業以外は Kiss ポート財団の直営で、ラグビー普及事業は公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「ラグビー協会」という。)への委託「港区・日本ラグビーフットボール協会基本協定「スポーツまちづくり」関連事業業務委託」により実施している。

当該業務委託に関する書類を閲覧したところ、委託は随意契約によっており、業者推薦理由として下記 2 点があげられていた。

ア 本件業務は港区と事業者との基本協定に基づく事業であること

イ 事業者は港区教育委員会タグラグビー教室事業を実施し、港区でのラグビー事業全体を担っており、区全体のラグビーの普及に大きな役割を務めていること

契約金額について、ラグビー協会から提出された見積書は「港区・日本ラグビーフットボール協会基本協定「スポーツまちづくり」関連事業業務委託 一式 8,650,000 円」となっていた。当該見積書に内訳の記載があったが、次のとおり一式の内訳を実施項目ごとに前期と後期に分けて記載されたものが全体の 95%にのぼり、数量と単価から算出されたものは「タグラグビー指導者講習会の定期開催」(200 千円×2 回=400 千円)のみであった。

表 21 業務委託に係る見積書内訳

(単位:千円)

実施項目	前期	後期	計
Kiss ポート誌チケットプレゼント	100	400	500
港区内小中学校「親子招待プログラム」	200	200	400
トップリーグ「港区 DAY」	0	500	500
港区民ラグビー日本応援プログラム	800	0	800
東京セブンズ2015応援プログラム	0	2,000	2,000
被災地支援事業	0	500	500
港区スポーツ・体育祭への参加協力	0	150	150
みなとラグビーフットボール教室	0	300	300
港区タグラグビーフェスティバルの開催	0	700	700
タグラグビー指導者講習会の定期開催	-	-	400
みなとスポーツフォーラムの開催	1,200	1,200	2,400
合計			8,650

(出典:ラグビー協会の見積書より監査人作成)

見積書に一式の金額のみで詳細な内訳がないと、最終的に何に対する支出なのかがわからず、その金額が事業の実施内容、方法に照らして高いか安いかの判断もできない。関連資料として Kiss ポート財団がラグビー協会から取得した予算(案)を閲覧したが、当該予算(案)においても単価の欄は一式の金額で表記されていた。

ラグビー協会から提出された実施報告によると、港区タグラグビーフェスティバルの開催に関しては外部講師が来場しており、有限会社ル・スポールが運営にあたっている。一式 700 千円の中から講師謝礼、運営委託費を支出していることが推測される。また、被災地支援事業については区(芝地区総合支所)主催の事業「スポーツイベント等とおしたいわき市の子どもとの交流」に協力する形で、東日本大震災の被災地の子どもを試合観戦に招待する事業を実施しているが、いずれもそのような業務の実施方法、経費内訳は見積上明らかにされていない。また契約条項において委託業務実施計画の提出を求めているため、ラグビー協会においてどのように委託業務が実施されるのか、Kiss ポート財団が事前に把握できる仕組みがない。

Kiss ポート財団からラグビー協会への委託料はこの見積に基づいて支出されているため、委託料の最終的な用途が不明となっている。区が直接行う委託契約において、用途不明な支出がなされることは考えにくいのに対し、Kiss ポート財団を通じたことで区の公金すなわち税金の用途が不明になってしまうことは避けなければならない。委託料は区の補助金を原資としていることから、所管課及び Kiss ポート財団は公金の用途について説明責任を果たさねばならない。基本協定が存在するゆえにラグビー協会への委託業務についてあいまいとすることは

許容されない。所管課及び Kiss ポート財団はラグビー協会への委託業務について適切に管理監督する必要がある。

【指摘2】ラグビー普及事業業務委託の実施項目について

ラグビー普及事業の実施報告の中に、仕様書にない項目が下記のとおり記載されていた。

表 22 仕様書にない実施項目

実施項目	内容
「港区 DAY」	
キッズチア	芝浦地区で活動中のチアリーディングチームによる演技 チーム数1、チアリーダー31名、引率者2名
港区観光 PR	特設テントにて、港区産業振興課及び港区観光協会による港区の観光マップや商店街の紹介など ハーフタイムに大型ビジョンにて区の観光アプリを紹介
アフターマッチファンクション	両チームの検討をたたえ合い、レフリーや試合に関わった方々との懇親会
みなと初心者ラグビー教室	
観戦プログラム	教室プログラムに全て参加した方々へ観戦招待引換券を配布し、当日受付にて招待チケットとの引換
港区タグラグビーフェスティバル	
企業からの協賛品を受領	
港区スポーツまちづくりプロジェクト関連事業	
港区高齢者ラグビー観戦無料招待	9日間で延 89組 139人を招待

(出典:ラグビー協会の実施報告)

これらは必ずしもラグビー協会が独自に行ったものではない。キッズチアは Kiss ポート財団担当者からの依頼により港区内で活動している団体の活動機会となるよう、平成 26 年度に初めて実施したものである。アフターマッチファンクションには港区、Kiss ポート財団の関係者が出席している。また、港区タグラグビーフェスティバルにおいて企業から協賛品が提供されているが、これは委託業務に含まれず、ラグビー協会が事業を実施する中で受領することになったもので、Kiss ポート財団からの追加的な支出はないとのことであった。

仕様書にない項目を実施するには、通常は経費の追加的発生が伴い、契約の変更が必要不可欠であるが、変更は行われていない。このことは、【指摘1】ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について に記載したような一式いくらという見積の中でまかなわれた可能性を強く示唆するものである。そうだとするとその見積はきわめてあいまいで、余裕もあったということ

になる。また仮に Kiss ポート財団やラグビー協会に追加的支出がないとしても、仕様書に定めのない事項について実施したものとして委託業務の実施報告に記載することは、仕様書に基づく業務の報告という意味での実施報告の範囲外である。実施報告は契約の履行確認のためにも重要な書類であるから、委託業務に関連する事項としてぜひとも記載したいという場合には、委託業務外であることを明記するべきである。所管課及び Kiss ポート財団はラグビー協会への委託業務について適切な管理監督を行い、かつ、実施報告の内容についても十分に確認する必要がある。

【意見1】ラグビー普及事業の計画と評価について

表 20 平成 26 年度スポーツイベントの実施内容に示すその他 11 件の事業については、Kiss ポート財団が直営で実施し、計画書と評価書を作成して前年度との比較を行って、課題や改善事項の認識と共有を図っている。しかしラグビー普及事業については、評価書が作成されておらず、ラグビー協会からの実施報告には前年度との比較、課題や改善事項の記載がない。また、目標が未達となった場合の要因の分析や、次年度に向けて目標を達成するための工夫についての検討も行われていない。スポーツイベントの 82% (決算額ベース) を占めるラグビー普及事業について評価が行われていないのは直営事業とのバランス上公平性を欠く。委託の場合、受託者は委託者の事業を代行する立場であることから、Kiss ポート財団はラグビー普及事業について直営事業と同等の評価を行う必要がある。

【意見2】ラグビー普及事業業務委託の見積と実績の乖離について

ラグビー普及事業の中で、被災地支援事業として福島県いわき市の小学生に試合観戦の機会を提供しているが、見積と実績に下記のような乖離ないし不一致が生じていた。

表 23 見積と実績の不一致ないし乖離

項目	見積	実績
参加者数	80 人	61 人
記念ノベルティ	T シャツ	ステッカー、 トップリーグメモ帳

(出典:ラグビー協会の実施報告)

参加者数実績の内訳はいわき市の子ども 38 人、引率者 5 人、港区芝地区の子ども 9 人、保護者 5 人、港区事務局 4 人である。見積 80 人の内訳は不明である。記念ノベルティは試合チームから提供されたものを除き、ラグビー協会から提供したものである。

「総合支所事業概要 平成 27 年度版」の芝地区総合支所の事業には、「スポーツイベント等とおおしいわき市の子どもとの交流」の参加人数が 56 人と記載されており、ラグビー協会から

の実施報告に記載された参加者数 61 人と一致していない。この点について所管課から、正しくはいわき市の子ども 38 人、引率者 5 人、港区芝地区の子ども 8 人、保護者 5 人の計 56 人(港区事務局 4 人を含まない人数)であるとの説明があった。実績を適切に把握するためには計数を正確に行うことが求められる。

イベントを実施する事業においては、様々な事情から参加者数の実績が目標に届かないことは起こりうる。平成 26 年度の 56 人という実績は見積に対して 70%にとどまる。イベントを成功させるには一定程度の参加者が必要であり、参加者の募集を行う芝地区総合支所協働推進課と協力して参加を促す工夫が求められる。

次に、みなとスポーツフォーラムについては予算(案)において年 11~12 回開催し、一式 2,400 千円とされているところ、実際の開催は 10 回であった。この未達についても、容認できる差異なのかどうか不明であり、当初の見積どおり支出したことについて妥当と判断された根拠も不明な状態となっている。イベントの参加者数とは異なり、開催数については見積どおり開催することが求められる。

【意見3】ラグビー普及事業の実施方法について

ラグビー普及事業については委託でなく補助あるいは助成事業とし、実績に基づく清算により補助金又は助成金を支払うようにすることも検討の余地がある。Kiss ポート財団の仕様書には実施目的の記載はないが、ラグビー協会からの実施報告には、実施項目ごとに独自の実施目的が記載されている。【指摘2】ラグビー普及事業業務委託の実施項目についてで述べたとおり、ラグビー協会は委託業務以外にも関連する項目を実施している。そこで、むしろラグビー協会には自主性を発揮して独自に事業を実施してもらい、そのうち区の施策と一致する部分について区及び Kiss ポート財団が補助あるいは助成するという方法を採用すれば、ラグビー協会の自主的な事業展開を助成する意味でも有意義と考えられる。

12. ラグビーを生かしたスポーツ振興

(1) 事業の概要

① 事業の概要

平成 21 年 2 月、港区及びラグビー協会は、互いに有する資源を有効活用し、積極的に連携協力することにより、地域社会におけるスポーツの発展及び健全育成に寄与することを目的とする基本協定を締結した。この目的を達成するため、タグラグビー教室等の連携事業を行っている。区では、ラグビー協会に委託し、青山小学校、東町小学校、港南小学校及び御成門小学校で月 1 回のタグラグビー教室と年 1 回のタグラグビー大会を開催している。

スポーツ推進計画上の事業名	タグラグビー教室の開催
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	委託
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成 22 年度

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	1,897	2,202	2,538
決算額	1,897	2,202	2,538
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	1,897	2,202	2,538

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	2,538	タグラグビー教室業務委託
合計	2,538	

(2) 監査の結果

【指摘1】実施報告書(年報)の作成について

タグラグビー教室業務委託の実施報告について、仕様書は次のとおり定めており、実施報告書(月報)及び実施報告書(年報)を作成することとされている。

しかし、実施報告書(年報)が作成されておらず、区によると「平成 26 年度港区タグラグビー教室実施報告書(3 月分)」が、年報を兼ねた内容で作成されているとのことであった。当該報告書には、1. 参加者数(平成 27 年 3 月分)、2. 参加者数推移(平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで)、3. 登録者数推移が記載されており、これらによって年間の実績が把握できるとの説明を受けた。

従って、当該報告書を、実施報告書(年報)として位置づけるのであれば、その旨を明記する必要がある。

6 業務内容

(3) タグラグビー教室業務

オ 実施報告

各月の教室終了後1週間以内に、区が指定する方法により実施報告書(月報)を作成し、教育委員会へ提出すること。また、年度内の全教室終了後1カ月以内に、区が指定する方法により実施報告書(年報)を作成し、教育委員会に提出すること。

13. スポーツ推進委員

(1) 事業の概要

① 事業の概要

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法及び港区スポーツ推進委員に関する規則に基づき、教育委員会が委嘱している非常勤の公務員であり、地域スポーツの推進を図ることを目的としている。

スポーツ推進委員は、地域スポーツの推進者として、地域スポーツ教室の企画・実施、教育委員会などの行政機関及びスポーツ団体の行うスポーツに関する行事への協力、区民へのスポーツ指導や助言を行っている。また、定期的に港区スポーツ推進委員協議会役員会、全体会を開催し、行政からの連絡や地域スポーツの推進状況などについて情報交換を行っている。

現在、スポーツ推進委員は25名であり、任期は2年である。

スポーツ推進計画上の事業名	スポーツ推進委員の活動支援 障害者スポーツの理解教育
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	昭和39年度

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	4,528	4,336	4,766
決算額	3,693	3,729	4,052
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	3,693	3,729	4,052

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報酬	2,506	スポーツ推進委員報酬
旅費	491	スポーツ推進委員旅費費用弁償
需用費	699	スポーツ推進委員だより「みなすぼ」印刷
使用料及び賃借料	189	スポーツ推進委員研修バス雇い上げ
その他	167	東京都スポーツ推進委員協議会分担金
合計	4,052	

(2) 監査の結果

【意見1】スポーツ推進委員に対する報酬について

スポーツ推進委員に対する報酬は、月額 8,700 円となっている。しかし、金額の根拠は不明であり、少なくとも平成 15 年度以降は変更されていない。

そこで、スポーツ推進委員に対する報酬について、他の市区町村と比較することで、金額の妥当性について検討した。

近隣自治体のスポーツ推進委員の報酬について、ホームページで判明したものが、千代田区では月額 8,000 円、杉並区では月額 8,000 円、横浜市においては報酬がないなど、港区と比較して少額であった。そこで平成 25 年 12 月に公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が実施した「都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」に掲載されているものを参考とした。

表 24 スポーツ推進委員に対する報酬等(平成 25 年 12 月調査)

年定額報酬	最高	326 千円/人(年)	1,637 市区町村
	最低	1 千円/人(年)	
	平均	45 千円/人(年)	
費用弁償等	最高	12 千円/人(回)	65 市区町村
	最低	2 千円/人(回)	
	平均	5 千円/人(回)	

(出典:公益社団法人全国スポーツ推進委員連合「都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」)

この報告書によると、スポーツ推進委員一人当たりに対する報酬は、市区町村ごとに大きなばらつきがあり、全国的には、最高額と最低額に著しい開きが見られる。平均は、年 45,000 円である。その他、事業参加毎に日当等の形で費用弁償を行っている場合もある。

区のスポーツ推進委員に対する報酬は、年 104,400 円(=8,700 円×12 か月)であるから、平均より高い報酬が支払われているということになる。

スポーツ推進委員は、中学校区域ごとに委嘱されている。スポーツ推進委員の重要な活動の一つに地域スポーツ教室の企画・実施があるが、地域スポーツ教室の活動実績が少ない中学校区域もある。つまり、スポーツ推進委員の報酬が、活動実績に見合っていない可能性もあることになる。

従って、区は、スポーツ推進委員の報酬について、他の非常勤の公務員とのバランスも考慮しつつ、活動実績を踏まえた報酬のあり方を検討することが望ましい。

【意見2】障害者スポーツの推進体制の確立について

スポーツ推進計画上の事業である「障害者スポーツの理解教育」は、当該スポーツ推進委員事業において取り組まれている。平成 26 年度の取組として、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会主催の「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」に、スポーツ推進委員が 2 名参加している。

初級障がい者スポーツ指導員とは、地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者として、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定した資格である。平成 27 年 3 月 1 日現在、5 名のスポーツ推進委員が、初級障がい者スポーツ指導員の資格を有している。

障害者スポーツ指導員については、スポーツ推進計画において「障害者スポーツ指導員の配置」として掲げられているが、予算上は、「15. スポーツセンター管理運営事業」に位置付けられている。平成 26 年度は、3 名の初級障がい者スポーツ指導員を区スポーツ施設に配置している。このように、区は、スポーツ推進委員等に対して、障害者スポーツに関する講習会に

参加させるほか、区スポーツ施設に初級障がい者スポーツ指導員を配置するなど、障害者スポーツについて十分な知識を有する指導者の育成や普及に取り組んでいる。

しかし、現状の取組では不十分であると考える。スポーツ基本法では、障害者のスポーツについて、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としていることから、スポーツ推進計画においても、障害者がリハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えるとしている。

そのためには、障害者を対象としたスポーツ事業を充実させる必要があるが、生涯学習推進課だけの取組では限界があると言える。従って、障害者福祉課とも連携して取り組む必要がある。

確かに、障害のある人にとっては、障害の進行の予防や現存している機能の維持・向上といったリハビリテーションや医療・治療を目的として、スポーツや運動を行う面があり、障害者福祉課としては、この面を重視することは理解できるが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行や2020年東京大会に向け、障害者スポーツの理解を深める機運が高まっていることから、障害者スポーツ活動を推進する契機でもある。

従って、区は、障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発や障害者スポーツ指導者の育成にとどまらず、障害者スポーツ事業を充実させるために、障害者福祉課等の関係部署、スポーツ推進委員、スポーツ関連団体等との連携体制を強化するよう、障害者スポーツの推進体制を確立する必要がある。

14. スポーツ団体育成事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

スポーツ団体育成事業は、区民が生涯にわたってスポーツを継続できるような活動の機会を確保すること及びスポーツ指導者を育成することを目的としている。

まず、区民のスポーツの機会を確保するために、地域スポーツ組織の活動を支援しており、社会体育団体の登録やスポーツ団体の表彰を行っている。社会体育団体の登録は、港区社会体育団体登録要綱によっており、登録した団体に対しては、スポーツ活動の支援を行っている。スポーツ団体の表彰は、港区社会体育優良団体表彰要領により、港区におけるスポーツ・レクリエーションの普及、発展に貢献し、区民の社会体育の振興に寄与したスポーツ関係団体を表彰している。

次に、スポーツ指導者を育成するために、港区社会体育団体育成要綱により、社会体育団体が指導者育成や資格取得等のために実施する講習会や研修会に係る講師謝礼を負担し

ている。また、体育協会加盟各スポーツ競技団体の強化発展及び指導育成等のために、一般財団法人港区体育協会補助金交付要領により、体育協会に対して補助金を交付している。

スポーツ推進計画上の事業名	社会体育団体への支援 スポーツ団体の表彰
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	不明

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	57,491	67,763	46,534
決算額	52,222	59,593	44,329
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	52,222	59,593	44,329

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	192	社会体育団体育成事業に係る講師謝礼
負担金、補助及び交付金	44,060	体育協会補助金
その他	77	
合計	44,329	

(2) 監査の結果

【指摘1】社会体育団体育成事業に係る講師謝礼の支払証明書類について

社会体育団体育成事業は、スポーツ指導者を育成することを目的に、社会体育団体の行う各競技における技能の取得及び技術の向上を図るために活動に係る経費を負担するものである。負担対象となる経費については、港区社会体育団体育成要綱において、次のとおり規定されている。

港区社会体育団体育成要綱(抜粋)

(負担対象)

第2条 負担対象となる経費は、団体の活動に要する研修、講習会等に係る講師料とする。

講師料は、社会体育団体からの申請に基づき、負担額が決定され、社会体育団体育成事業実施報告書及び請求書に基づき、支払われる。なお、「平成26年度港区体育団体育成事業の助成対象について(平成26年5月1日)」において、下記のとおり、講師謝礼の支払いに関する記載がある。

5 講師謝礼の支払いについて

講師謝礼の支払いは、社会体育団体代表口座への振り込みとする。社会体育団体から講師に謝礼を支払った後、講師が受領したことを証明する書類を提出するものとする。

しかし、区は、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を受けていない。上記にも記されているとおり、社会体育団体が講師謝礼を不正に受領することなく、講師に支払いがなされていることを確認するために、講師から団体宛ての受領書を提出するものとされている。

従って、区は、社会体育団体に対し、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を求める必要がある。

【意見1】体育協会補助金の概算払の清算について

体育協会に対する補助金は、四半期ごとに分割した概算払により交付されている。清算については、そのつど清算することなく、金額が確定した後に一括で行っている。

概算払の清算については、港区会計事務規則に次のとおり規定されている。

港区会計事務規則(抜粋)

(概算払)

第89条

- 2 課長は、概算払を受けた者をして、その用件終了後速やかに当該概算払の清算残金を返納させ、計算の基礎を明らかにした清算書を提出させ、会計管理者に送付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、分割して概算払をする場合にあっては、当該概算払をそのつど清算の上、清算残金を次回に繰り越させることができる。ただし、区長が、特に必要があると認めるときは、あらかじめ会計管理者と協議の上、そのつどの清算をさせることなく、次回の概算払をすることができる。

港区会計事務規則第89条第2項及び第3項によれば、分割して概算払をする場合には、そのつど清算することが原則であって、一括して清算することは、区長が特に必要と認める場合といった例外に限られる。従って、このような例外規定による場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

しかし、起案書においては、「会計事務規則第89条第3項ただし書きに基づき、清算はその都度清算をすることなく、金額が確定した後に一括で行うこととします。なお、この決裁をもって、会計管理者との協議とします。」と記載されているにとどまる。例外規定を適用するのであれば、“特に必要と認める”理由について、起案書において具体的に明記しておく必要がある。

15. スポーツセンター管理運営

(1) 事業の概要

① 事業の概要

スポーツセンターは、港区スポーツセンター条例に基づいて、区民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため、“いつでも、だれでも、気軽に”を運営の基本として、利用時間の設定、事業運営、指導員の配置や各種施設の改善を行い、サービスの充実を図っている。

スポーツセンターは平成21年度から公募により選定された指定管理者により管理運営を行っている。なお、スポーツセンター、港区立運動場、港区立武道場の指定管理者は、施設間の相互連携やスポーツ情報の共有化を図り、効率的かつ効果的に施設運営が行えるよう、同一の指定管理者が指定されている。

現在の指定管理者は、平成26年4月から平成31年3月までの5年間が指定期間となっている。スポーツセンターは、平成26年12月に新設された複合施設みなとパーク芝浦に移転したため、平成26年4月から12月までは旧スポーツセンター、平成26年12月からは現在のスポーツセンターの管理運営を行っている。

スポーツ推進計画上の事業名	障害者スポーツ指導員の配置 定期練習会 個人公開指導 トップアスリートとの連携
所管課	生涯学習推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	指定管理
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	昭和50年度

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	410,170	400,726	422,097
決算額	403,154	397,982	401,185
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	403,154	397,982	401,185

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
需用費	116,329	光熱水費
委託料	284,856	指定管理料
合計	401,185	

(2) 監査の結果

【指摘1】再委託の承認について

指定管理業務については、原則として再委託は禁止されているが、区が承認した場合はその限りではない。スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書において、下記のとおり定められている。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する業務で、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。

- (1) 施設及び附属設備の保守及び検査業務
- (2) 清掃及び警備業務
- (3) その他特に甲が必要と認めた業務

平成26年度においては、ろ過装置保守業務、可動床保守業務、プール躯体保守業務の3つの業務について、再委託が承認されている。しかし、ホームページ保守業務については、再委託が承認されていなかった。

ホームページ保守業務については、指定管理者と業者との間で、保守業務委託契約が締結されていることから、再委託している業務である。

従って、区は、指定管理者が再委託している業務の網羅性を確認し、再委託している業務があれば、漏れなく再委託の承認申請を行わせ、再委託の承認を行う必要がある。

16. 教育課程外指導

(1) 事業の概要

① 事業の概要

教育課程外指導は、(ア)水泳指導員の配置と(イ)部活動外部指導者の活用からなっている。

スポーツ推進計画上の事業名	部活動外部指導員の活用
所管課	指導室
予算執行単位としての事業の実施手法	(ア)水泳指導員の配置:委託 (イ)部活動外部指導者の活用:直営
スポーツ推進計画上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	(ア)不明 (イ)講師謝礼:不明、大会参加費:平成16年度

ア. 水泳指導員の配置

水泳指導員の配置は、夏季休業中及び授業中における児童・生徒の泳力向上及び安全確保を目的としており、委託により実施されている。

港区立小中学校水泳指導業務委託(以下「水泳指導業務委託」という。)は、指名競争入札により業者を選定しており、少なくとも平成23年度以降は同一業者が落札している。なお、平成25年度から平成27年度における落札金額は、9,622,000円(税別)と3年間同額である。

平成26年度の水泳指導業務委託の概要は以下のとおりである。

表25 平成26年度水泳指導業務委託の概要

履行期間	平成26年6月2日から平成26年9月30日まで
履行場所	港区立小中学校
業務内容	<p>(1)学期中及び夏季休業期間中における水泳指導及び監視の実施</p> <p>ア 受注者は、発注者が示す学校毎の水泳指導実施計画に基づき、水泳指導及び監視を行うものとする。</p> <p>イ 指導に当たっては、準備運動及び整理運動も併せて行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、水泳指導の前後に準備・後片付けを行うこと。</p> <p>(2)受託業務の履行に要する事業運営の実施</p>
各種報告書の提出	受注者は、月毎の業務実績(実施日、実施時間、指導員の出席簿等)を業務終了後速やかに教育委員会へ提出すること。
支払方法	各月払いとする。上記業務のうち、水泳指導及び監視については1時間あたりの単価契約とする。
水泳指導に係る経費	<p>(1)次の場合は、水泳指導中止であっても全額支払うものとする。</p> <p>ア 水泳指導を行うかどうか天候等の状況を見るため、学校で待機している時間。ただし、当初の計画時間のみ。当初から待機時間と認定していた時間については、委託料金の支払い対象外とする。</p> <p>イ 児童生徒に対する直接的な指導ではないが、水泳指導に関する業務を行った時間。</p> <p>(2)次の場合は、費用を支払わないものとする。</p> <p>ア 天候等の理由により、水泳指導を中止した場合で、事前に委託業者に連絡することにより指導員が学校に来なかった場合。</p> <p>イ 天候、その他の理由により、水泳指導を行っている途中で指導を中止し、指導者が予定時間より早く退校した場合に、指導できなかった時間分。</p> <p>(3)指導時間に端数時間が生じた場合、30分単位で計算し30分に満たない端数時間は切り上げる。</p>

(出典:仕様書)

イ. 部活動外部指導者の活用

部活動外部指導者の活用は、中学校教育の一環として体力の向上等を担う重要な教育活動である部活動の更なる充実を図ることを目的としており、部活動外部指導者への講師謝礼の支払い及び大会参加費の負担金の支援を行っている。

部活動外部指導者への講師謝礼は、1時間当たり2,000円となっている。予算は各学校に配当されており、毎月各学校において、源泉徴収のうえ口座振込により支払われる。

大会参加費については、港区立中学校の大会参加費の支給に関する要綱(以下「大会参加費支給要綱」という。)に必要な事項が定められている。負担金の額は、団体として参加する場合は1回あたり5,000円、個人として参加する場合は1回あたり2,000円となっている。予算は各学校には配当されておらず、毎月各学校からの申請に基づき、区長が負担金を各学校に支給している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	27,652	28,089	26,732
決算額	23,742	24,413	24,207
決算額のうちスポーツ 推進計画上の事業に 関連する経費	23,742	24,413	24,207

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
報償費	12,766	部活動指導者講師謝礼
役務費	488	学校支援外部講師保険料
委託料	9,790	水泳外部指導員業務委託
使用料及び賃借料	248	トラック雇上げ(楽器運搬、小道具運搬等)
負担金、補助及び交付金	915	部活動大会参加費
合計	24,207	

(2) 監査の結果

ア. 水泳指導員の配置

【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底について

契約条項第9条、第10条及び仕様書の規定に従い、受託業者は月毎の業務実績として「2014年〇月分 外部水泳指導員出勤簿」(以下「業務報告書」という。)及び請求書を区に提出しており、区は請求書に記載された金額を毎月支払っている。

監査人が業務報告書の記載内容と請求書の記載内容の全件について、その整合性を確認したところ、整合していない点が多数存在した。つまり、区は業務報告書の検査(履行確認)を行っておらず、さらに、請求内容の確認も行わないまま、請求どおりの金額を支払っていると云わざるを得ない。

区によると、時間の端数調整や休憩時間の取り扱いの違いから、整合しないことはやむを得ないとの見解であった。

以下には一例として、平成26年7月請求分(6月実施報告分)の一部の事例を示す。

表 26 業務報告書と請求書の不整合事例

(単位:時間)

学校名	請求書	業務報告書	差異
御成門小学校	22	21	1
高輪台小学校	24	21	3
神応小学校	11	10.5	0.5
南山小学校	16	17.5	1.5
他多数			

(出典:業務報告書及び請求書より監査人作成)

この事例から明らかなどおり、請求書と業務報告書との時間の突合を実施していないことがわかる。そもそも、業務報告書において、合計時間数の記載がないものも多数あり、請求書との突合ができないものもある。また、業務報告書は、指導員ごとに作成されており、学校単位での集計はなされていないため、請求書との突合ができない。さらに、業務報告書の記載方法が指導員によって異なるなど、記載方法が統一されていないため、その集計時間の信憑性も低くなる。(なお、【指摘3】業務報告書の時間集計方法の統一についてを参照のこと。)

監査人が全件確認したところ、過大請求となっている学校もあれば、過小請求となっている学校もあった。もちろん、整合している学校もあった。

地方自治法第232条の4第2項で、支出にあたっては債務の確定を確認すべきことが定められている。業務報告書と請求書が一致しない部分は、債務の確定していない部分と解されるので、債務未確定の金額を支出したことは地方自治法に準拠しない事務となる。

地方自治法(抜粋)

(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

また港区契約事務規則にも、契約について給付の完了の確認を関係書類に基づいて行うべきことが定められている。本件契約は物品の購入等と異なり、給付の事実を現物によって後日確認することが困難であるため、仕様書において業務報告書の提出を要請しているものである。その趣旨を理解した上で契約履行の確認を行うべきである。

港区契約事務規則(抜粋)

(検査員の一般的職務)

第59条 検査員は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

従って、区は改めて、平成26年度の業務報告書の集計時間を精査し、そのうえで、請求書との整合性について確認し、過不足額につき清算し、過年度支出または過年度収入として処理する必要がある。なお、今後、履行確認及び請求内容の確認を徹底する必要があることは言うまでもない。

【指摘2】事前打ち合わせに係る時間の請求について

事業の概要に記載したとおり、水泳指導業務委託の内容は、(1)水泳指導及び監視の実施と(2)事業運営の実施である。契約書においても、水泳指導及び監視業務が1時間400円の単価契約分、運営業務が1ヶ月1,947,000円の総価契約分となっている。

しかし、請求書の記載内容を見ると、仕様書において定めのない、事前打ち合わせとして27時間(6月分18時間、7月分7時間、8月分2時間)が1時間400円として請求されている。また、当該時間については、業務報告書には何ら記載されていない。

事前打ち合わせの時間については、業務の一部であることは認められるとしても、仕様書において定めのない業務である以上、単価契約分としての請求を認めるべきではなく、管理運営費(総価契約分)で賄うべきである。

従って、平成26年度分の事前打ち合わせの時間に係る請求分については、【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底について述べた処理と併せて清算し、対応する必要がある。

る。

【指摘3】業務報告書の時間集計方法の統一について

受託者は、月毎の業務実績(実施日、実施時間、指導員の出席簿等)を区に提出しなければならないが、その様式は指定されていない。そのため、受託者は下記に示す様式で業務報告書を作成している。

2014年〇月分 外部水泳指導員出勤簿

学校名 : ○○小学校				指導員氏名 △△							
日	曜	午前		時間数	指導員	午後		時間数	指導員	総時間数	確認印
		開始時刻	終了時刻			開始時刻	終了時刻				
			AM計				PM計		総合計		

日々の業務記録は、休憩時間をカウントしないで済むように、午前と午後に分けて、開始時刻と終了時刻及び時間数を記載し、1日の合計時間は、総時間数の欄に記載される。そして、日々の業務記録の積み上げとして、総時間数の月計である総合計が記載される。

ここで、【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底について述べたとおり、監査人が業務報告書の全件について、その内容を確認したところ、開始時刻と終了時刻から計算した時間数が誤っていたり、総時間数の月計である総合計が記載されておらず、請求書と突合できなかつたりなどの事例が多数存在した。

なかでも、時間数、総時間数、総合計に記載する時間の集計方法が、指導員によって異なり、統一されていなかった点が問題であると考え。具体的には、端数時間の取り扱いが指導員によって異なっており、結果として、総合計の時間数、ひいては請求する時間数が異なる状況となっている。

事業の概要で述べたとおり、指導時間に端数時間が生じた場合、30分単位で計算し30分に満たない端数時間は切り上げることとされている。しかし、端数時間を切り上げる単位については示されていない。月毎の請求であるから、月単位で切り上げるのが通常であると考えが、1日単位で切り上げる指導員もいれば、月単位で切り上げる指導員もいるなど、統一した集計方法となっていない。中には、午前または午後の単位で切り上げている指導員もおり、ある日の午前の指導時間2時間35分を切り上げて3時間、午後の指導時間2時間35分を切り上げて3時間なので、1日総時間数が6時間としている事例もあった。この事例の場合は、1日あたりの端数時間が10分であるのに、1時間に切り上げられた結果となり、請求も過大となったといえる。

このように、端数時間の集計方法は、請求額にも影響する重要な事項である。従って、区は、仕様書において、端数時間の集計方法について詳細に明示し、業務報告書の時間集計方法が統一されるよう徹底する必要がある。

イ. 部活動外部指導員の活用

【指摘4】大会参加費返納請求書の作成について

負担金を支給された大会に参加しなかった場合には、負担金の過払いが生じることとなる。負担金の過払いが生じたときは、大会参加費支給要綱第7条の規定により、区長は、部活動大会参加費返納請求書(第3号様式)により、各学校に対し、負担金の返納を請求しなければならない。

しかし、大会参加費返納請求書を作成することなく、負担金の返納を受けている。大会参加費支給要綱に従い、大会参加費返納請求書を作成する必要がある。

(負担金の返納)

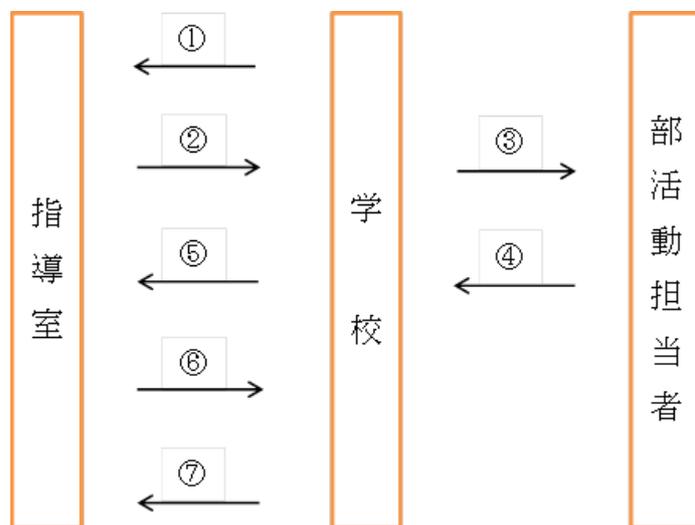
第7条 負担金を支給された大会に参加しなかった場合等、負担金の過払いが生じた場合は、区長は、部活動大会参加費返納請求書(第3号様式)により負担金の返納の請求をすることとする。

【意見1】大会参加費に係る事務の効率化について

事業の概要で述べたとおり、大会参加費に係る予算は各学校には配当されておらず、毎月各学校からの申請に基づき、区長名で指導室から負担金を各学校に支給している。

大会参加費に係る事務の流れは、次の図のとおりである。

図4 大会参加費に係る事務の流れ

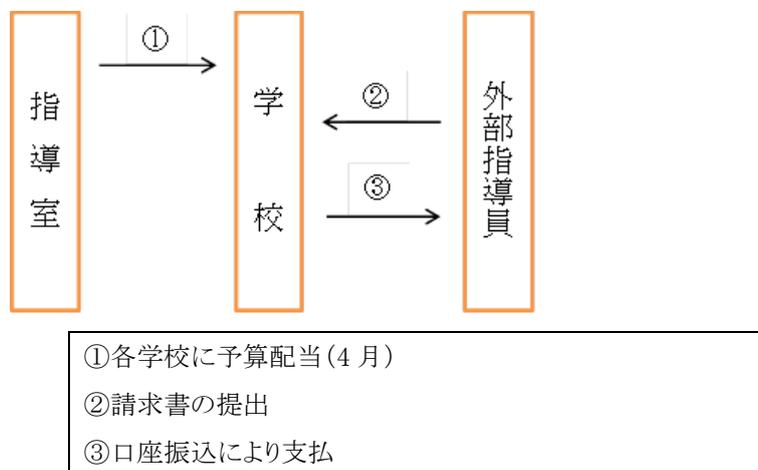


- ①部活動大会参加費申請書の提出
- ②現金交換便による負担金の支給
- ③負担金を手渡し
- ④領収書の提出
- ⑤部活動大会参加費実績報告書の提出
- ⑥部活動大会参加費返納請求書の送付
- ⑦現金交換便による負担金の返納

この図で示すとおり、大会参加費に係る事務においては、指導室と各学校と部活動担当者の3者が関係している。特に、指導室と各学校との間の事務手続きについては、①部活動大会参加費申請書の提出、②現金交換便による負担金の支給、⑤部活動大会参加費実績報告書の提出、⑥部活動大会参加費返納請求書の送付、⑦現金交換便による負担金の返納といった多くの事務がある。

一方、部活動外部指導者への講師謝礼に係る予算は各学校に配当されていることから、事務の流れは次の図のとおりであり、大会参加費に係る事務に比べて少ない。特に、指導室が全中学校10校分の事務を取りまとめる必要がなく、効率的である。

図5 部活動外部指導者への講師謝礼に係る事務の流れ



大会参加費に係る事務においては、指導室が事務を取りまとめているため、港区会計事務規則第83条第1項第15号の規定に基づき、指導室長が月毎に資金前渡を受け経理している。前渡金として取り扱うことにより、清算事務が必要となるし、各学校との現金の収受のほか、指導室及び各学校での現金の保管も行わなければならないこととなる。また、大会参加費支払い後の請求もできないこととなる。

特に、現金の収受及び保管については、盗難や紛失等のリスクがあるため、極力避けた方が望ましい。大会参加費の返納金については、指導室において戻入処理が必要となるが、全ての学校からの返納があるまで、長期間指導室で保管されたまま(例えば、平成26年4月支給分の戻入処理は7月16日となっており、最初の学校から返納された5月1日から2か月以上保管されている。)となっているため望ましくない。

なお、平成26年度負担金の返納及び戻入処理は、次のとおりほぼ毎月発生しており、事務手続き上も煩雑となる。

表 27 大会参加費負担金の支給、清算、戻入の状況

(単位:円)

年月	支給額	清算額	戻入額
平成 26 年 4 月	370,000	240,000	130,000
平成 26 年 5 月	350,000	230,000	120,000
平成 26 年 6 月	350,000	123,000	227,000
平成 26 年 7 月	100,000	76,000	24,000
平成 26 年 8 月	25,000	8,000	17,000
平成 26 年 9 月	250,000	147,000	103,000
平成 26 年 10 月	180,000	70,000	110,000
平成 26 年 11 月	30,000	5,000	25,000
平成 26 年 12 月	20,000	10,000	10,000
平成 27 年 1 月	0	0	0
平成 27 年 2 月	25,000	0	25,000
平成 27 年 3 月	0	0	0
合計	1,700,000	909,000	791,000

(出典:区提供データ)

このように、大会参加費に係る事務は、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと比較して効率的ではない。

大会参加費の負担も、部活動外部指導員への講師謝礼支払いも、中学校教育の一環として体力の向上等を担う重要な教育活動である部活動の更なる充実を図ることを共通の目的としている。共通の目的をもった両事務において、その事務の手法を異なるものにする必要性は乏しい。

従って、大会参加費の負担に係る事務についても、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと同様に、あらかじめ各学校に予算を配当する方法によることを検討する必要がある。このことで、指導室及び各学校における事務の効率化を図るとともに、現金の収受及び保管に係るリスクを軽減することも可能となる。

Ⅱ 文化芸術振興に関する事業

1. 全般的意見

国際交流(赤坂子ども中高生プラザ管理運営)についての監査の結果は、文化芸術振興プラン全体に係る内容であるためここに記載する。

(1) 事業の概要

① 事業の概要

赤坂子ども中高生プラザ管理運営は、施設の適切な管理運営を行い、地域における子どもの居場所や活動拠点として利用しやすい施設を提供し、児童の健全育成を図る事業である。

文化芸術振興プランに関する事業として赤坂子ども中高生プラザ管理運営の中では、下記に示す「国際交流」を行っている。これは1年に1つの国をテーマに、国の紹介とその国にちなんだ遊びを取り上げるほか、料理づくりや食事を楽しむもので、7月の納涼祭、11月の文化祭にコーナーを設けている。

文化芸術振興プラン上の事業名	国際交流
所管課	赤坂地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、指定管理
文化芸術振興プラン上の当該事業部分の支出額	集計されていない
事業開始時期	平成15年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	114,031	114,072	116,061
決算額	113,140	106,957	107,576
決算額のうち文化芸術振興プラン上の事業に関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

(注) 国際交流に係る部分の事業費が集計されていないため、事業費は赤坂子ども中高生プラザ管理運営全体の金額を示す。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	106,269	指定管理料
備品購入費	1,307	冷蔵庫、整理棚等購入
合計	107,576	

(2) 監査の結果

【意見1】国際交流の実施地区について

赤坂子ども中高生プラザにおける、平成 24 年度以降の実施状況は次のとおりである。

表 28 国際交流の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
テーマに取り上げた国	イギリス	スペイン	スイス
納涼祭での活動	イギリスのスポーツ、ポロをイメージしたゲームを行った。	スペインで行われる、トマを投げあうお祭り「ラ・トマティーナ」をイメージして、水風船の投げあいを行った。	ゲーム店を出店。壁に立てかけた大型マットをスイスアルプスに見立て、山登りゲームを実施した。
文化祭での活動	イギリス料理(イングリッシュマフィンとイングリッシュティー)の店を出店	スペイン料理(スペイン風オムレツとサングリア)の店を出店	スイス料理(レシュティ)の店を出店
その他の活動	なし	スペインの代表的おやつ、チュロス作り 小学生 17 人、中高生 2 人が参加	バレンタインデーにちなんだスイスの伝統菓子作り 乳幼児・保護者 9 組、小学生 12 人が参加

(出典:指定管理者作成資料)

納涼祭、文化祭は、赤坂子ども中高生プラザを利用する全児童・保護者・地域住民・関係者等を対象に行われており、参加者数は多数としか把握されていない。テーマにする国は、日

本との国交何周年や FIFA ワールドカップサッカーの開催地などを参考に、指定管理者のスタッフと赤坂地区総合支所管理課が協議して決めている。

国際交流事業が赤坂子ども中高生プラザで開始されたきっかけとしては、赤坂地区内に大使館が多く、学童クラブにも外国籍の子どもが 1 割程度いるという土地柄を反映したものではないかとの説明を所管課から受けた。平成 26 年度までにおいては、区民が国際色豊かな文化芸術に触れる機会の充実という方向性のもとに国際交流をうたった事業は、文化芸術振興プランの中でこの 1 件のみである。赤坂地区の特色を生かした事業とはいえ、子ども中高生プラザの活動の一環という位置づけにとどまっている。

区民が地域において文化芸術を通じて世界中の文化芸術の営みを感じられるようにするためには、日常的にいえば国際的な交流が可能な赤坂地区よりも、逆に大使館の少ない地区でこそ積極的に実施するべき事業ではないかとも考えられる。そういった観点からは、他の地区での実施を検討する余地がある。

他に国際交流としては、男女平等参画センター(リーブラ)で実施している、料理を媒介とする事業(例:キッチンで考える世界の男女平等～インド料理～平成 27 年 8 月 29 日開催)や、各図書館での外国絵本の読み聞かせ等があり、今後これらを文化芸術振興プランに入れることも検討の余地がある。

2. 芝地区魅力発掘・発信の推進

(1) 事業の概要

① 事業の概要

芝地区区民参画会議「芝会議・まちの魅力発掘部会」により企画・立案した、まちの魅力を発掘し発信する事業である。

表 29 芝地区の魅力発掘・発信の推進事業の内容

【芝の語り部養成事業】 芝地区の有名スポットを渡り歩く語り部ツアーのための語り部を養成する。 12 回程度 定員 15 名程度	
【まちなみ記録映像】 環状 2 号線の整備等、変化が激しい芝地区のまちなみを映像として毎年記録する。映像はDVDに保存している。	
【芝地区ブランドの構築】 芝地区のブランド化の手法などを検討する。	
文化芸術振興プラン上の事業名	芝地区の魅力発掘・発信の推進
所管課	芝地区総合支所協働推進課

予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
文化芸術振興プラン上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成18年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	2,490	2,362	3,344
決算額	1,727	1,739	2,603
決算額のうち文化芸術振興プラン上の事業に関連する経費	1,727	1,739	2,603

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
報償費	1,125	まちの魅力発掘収集資料監修・データベース化謝礼他
需用費	979	「マチ・マップ」芝の印刷費他
委託料	499	まちなみ記録映像の製作
合計	2,603	

(2) 監査の結果

【意見1】成果物の有効活用について

芝地区の魅力発掘・発信の推進事業の中では、芝地区のまちなみの移り変わりをビデオで記録し、DVDに収める事業も行っている。これは平成19年ごろの芝地区のまちなみと平成23年のまちなみを同じ位置で比較した映像データとなっている。数年間かけて企画した事業であるにもかかわらず、この成果物のDVDについては、「ふれ愛まつりだ、芝地区！」などでの公開以外に活用されていない。

DVDの内容を検証すると、15分不足とはいえ十分な事項がわかりやすく表現されており、もっと多くの区民に鑑賞してもらおう方が有意義であると思われる。区の公式ホームページで動

画として公開したり、区役所等のロビーにあるモニターで公開したりすることで、区民の地域の歴史への理解を促し、地域への愛着を深め、地域の文化を広く発信していくなど、有効活用について検討するべきである。また学校での教材として活用することも有効と考えられる。

3. 赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ア. 赤坂青山歴史伝承塾

赤坂・青山地区のまちなみは、大規模商業施設や高層マンションの建築などで変貌を遂げ、地域の暮らしにも大きな変化が生じており、昔の暮らしの思い出、まちの様子は、人々の記憶から失われつつある。

本事業は、赤坂・青山ならではの暮らしや体験を地域の歴史として次の時代へ語り継ぐため、かつてこの地で暮らした方々に地域の様子や日常生活について聞き取りを実施し、その内容を記録していくものである。

文化芸術振興プラン上の事業名	赤坂地区 赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり
所管課	赤坂地区総合支所協働推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
文化芸術振興プラン上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成 21 年

表 30 赤坂青山歴史伝承塾によってこれまでに発行された資料

年度	タイトル	内容	発行部数
平成 22 年度	語り継ぐ赤坂・青山 あの日あの頃(第 1 弾発行準備号)	遊び/商店/二・二六事件 他	30,000
平成 23 年度	語り継ぐ赤坂・青山 あの日あの頃(第 1 弾)	学校の思い出/家庭生活/ 子どもの遊び 他	6,000
平成 25 年度	語り継ぐ赤坂・青山 あの日あの頃(第 2 弾発行準備号)	子どもの遊び/青山通りの変遷/ 戦後復興 他	15,000
平成 26 年度	語り継ぐ赤坂・青山 あの日あの頃(第 2 弾)	建物・街並み/外国文化/ 戦後の庶民の娯楽 他	5,000

(出典:区提供データ)

イ. 港区赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業

平成 20 年 6 月 21 日に郡上市、郡上市観光連盟、青山外苑前商店街振興組合と締結した

「商店街友好都市との交流に関する基本協定」に基づき、赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちが、それぞれの伝統芸能等を通じた交流を行い、お互いの地域への愛着を深め合い、育ち合うことで今まで育んできた交流を未来につなぐことを目的とする事業である。

都会の中心に住む赤坂・青山地区の子どもたちと、由緒ある歴史と文化、豊かな自然に恵まれた郡上市の子どもたちが、それぞれの地域に伝わる文化や伝統芸能の活動を通じて、お互いの地域の歴史や文化を学ぶ。

表 31 平成 26 年度港区赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業の内容

開催日	場所	内容	参加人数
平成 26 年 6 月 29 日	青山小学校体育館	郡上おどり練習会	52 人
平成 26 年 8 月 1 日 ～8 月 3 日	岐阜県郡上市	田舎の夏休み体験教室	86 人
平成 26 年 8 月 5 日 ～8 月 7 日	赤坂・青山地区管内	郡上市中学生との交流事業	67 人

(出典:区提供データ)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	9,291	7,209	11,555
決算額	6,044	4,748	9,487
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	6,044	4,748	9,487

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	142	赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業引率者報酬 他
旅費	217	赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業(東京⇄岐阜)
需用費	1,237	冊子の印刷費
役務費	774	テープ反訳
委託料	7,117	赤坂・青山地区と郡上市の子どもたちの交流事業運営委託 他
合計	9,487	

(2) 監査の結果

【意見1】地域資源の継承の取組について

本事業では、第 53 回赤坂をどり(※)の際に、区が作成したオリジナル名入れ手拭いを 1,500 枚、同イベントの来賓や参加者に対して配布した。

※ 『赤坂をどり』は、赤坂花柳界の伝統を現代まで受け継ぐ踊りで、赤坂独自の伝統文化として料亭などを中心に踊り続けられてきた。この『赤坂をどり』は、隔年 1 回公演形式で行われる。平成 26 年度は、「第 53 回赤坂をどり」として平成 27 年 3 月 21 日、22 日に実施された。

当該手拭いの購入事務にかかる仕様書によれば、『赤坂をどり』は赤坂の観光資源であり、その情報発信のためにこのような頒布物を作成すると記載されている。「第 53 回赤坂をどり」の来賓や参加者へ手拭いを配布することは記念品としての意味はあるが、このイベントに参加したことがない、あるいはイベントを知らない在住・在勤者等への情報発信については、より効果的な方法を検討する必要がある。

区は、地域の貴重な観光資源、伝統文化・伝統芸能を守り、後世に継承していくために、情報発信も含めたより効果的な支援方法について検討し、地域と連携して取り組んでいくことが望まれる。

【意見2】経費の受益者負担について

本事業では、港区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業として、赤坂地区の小学生が岐阜県郡上市にて2泊3日の体験教室を行っている。参加しているのは、赤坂小学校、青山小学校、青南小学校の4、5、6年生の希望者で、2泊3日にて実施している。

この体験教室の参加費は10,000円(平成26年度)であるが、何故受益者負担額が10,000円であるのかという点については区として明確な方針があるわけではなく、他の催しとの関連や公平性を加味して判断しているとのことである。しかし、明確な方針がないと、本当に現状の負担で公平といえるのか、また10,000円を高いと感じて参加をためらう児童はいないのかなど、多くの点を曖昧にしたまま、事業を実施している可能性も否定できない。

実際にこの体験教室にかかっている費用は次のとおりである。ただし、職員や教諭の人件費は除いている。

表 32 港区赤坂地区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業の費用

(単位:円)

港区と郡上市の子どもたちの交流事業運営業務委託	5,049,355
浴衣レンタル・着付け業務委託	266,340
郡上市中学生交流の弁当の購入	78,732
物品の購入	5,090
郡上市田舎の夏休み体験教室に係る旅費	44,182
郡上市田舎の夏休み体験教室引率謝礼	141,600
郡上おどり発祥祭に係る地外旅費の支出	101,890
港区と郡上市の子どもたちの交流事業 実地踏査運営業務委託	383,756
合計	6,070,945

(出典:区提供データ)

参加者数は小学生72名であるから、徴収した参加費の合計金額が720,000円程度である。これから計算すると、かかった費用の約12%程度を参加者に負担させているということになる。

この割合が高いか低いかは区が総合的に判断すべきことである。多くの児童を参加させたいのであれば、参加費をもっと低く設定する必要がある。一方、公平性を考慮すれば、参加費をゼロとするわけにもいかない。その点につき説明可能な受益者負担の方針を定めておくことが必要である。

【意見3】実地踏査の報告書について

港区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業は、8月の夏休みに実施されたものであるが、それに先立って同年5月の月上旬に実地踏査(下見)を行っている。この実地踏査は、8月に実施する事業本体の「港区と郡上市の子どもたちの交流事業運営業務委託(5,049,355円)」とは別に、「港区と郡上市の子どもたちの交流事業 実地踏査運営業務委託(383,756円)」として委託している(表31を参照)。

本事業は、行き先は「郡上市内」に限定されているものの、プログラムは毎年度異なっており、郡上おどり会場、新プログラムの視察、雨天時プログラム、民泊体験場所等の視察及びこれらの危険箇所を確認するためには、下見が必要であるとのことである。一方で、この下見については、実施報告書が作成されていない点が問題である。

下見を行った以上、「この実習は子どもには厳しくはないか」、「行程をもっとゆっくりにするべきではないか」、さらには、病院やトイレなどの位置の確認、現地の担当者等と打ち合わせをしているならばその内容について報告書を作成し、その成果や検討しておくべき事項などを担当者全体で共有できるようにして、下見の効果を最大化するよう努める必要がある。

なお、区では、平成27年度実施分から、報告書を作成し、事業本番に備える体制を整えている。

【意見4】反訳業務の契約方法について

赤坂・青山歴史伝承塾では、区民参画組織「赤坂・青山地区タウンミーティング」のメンバーが、終戦から昭和39年の東京オリンピック頃までに赤坂地区に居住していた区民に対して聞き取り取材を行い、その内容をまとめた冊子を発行している。

取材時における会話内容は全て音声データで記録しているが、その音声データについては反訳業務(テープおこし)を委託して紙ベースの資料にもされている。ここで、当該反訳業務の委託契約は平成26年度だけで13回に亘って締結されている。この13契約の総額は774千円であり、契約1件あたりの金額は、おおよそ20千円から110千円である。契約の相手方は全て同一の事業者となっている。このような実情から契約事務の効率性を考えると、単価契約による一括契約にした方が合理的であったといえる。

区によると、年度当初は反訳業務を依頼する回数が正確には予測できなかったため、必要に応じてその都度契約していたとのことである。しかし、事業の性質を考えると、複数回に亘る契約になる可能性が高く、また1件1件もそれほどの金額でないことが予め判明している。このような場合には効率性にも配慮した契約方法を検討する必要がある。

4. 赤坂地区赤坂メディアアート展

(1) 事業の概要

① 事業の概要

赤坂地区は、平成20年のBizタワーの完成等により、TBS、博報堂、東北新社等のメディア系、デザイン系の会社や人が集まるエリアとなった。

赤坂地区の伝統と文化を継承しつつ、まちの変化に対応したアート(芸術)を取り入れた、新しいまちおこしプロジェクトとして本事業を実施している。

平成26年度は、第5回メディアアート展で制作した「赤坂親善大使」を活用し、まちの魅力をPRするとともに、まちのにぎわいを創出するための事業を実施した。赤坂親善大使は、赤坂・青山のまちのイベント等に68回、延べ109人出演し、地域のイベント(行事)の集客増加に寄与している。

イベントとしては、赤坂親善大使の誕生月である2月をPRの契機と捉え、赤坂五通り商店街と協働で、「赤坂サガス!？」(※『【意見1】イベント活動の総括について』参照)を開催した。区民や来街者が、赤坂五通り商店街を巡る機会を創出するとともに、認知度の向上を図った。

文化芸術振興プラン上の事業名	赤坂地区 赤坂メディアアート展
所管課	赤坂地区総合支所協働推進課
予算執行単位としての事業の実施手法	委託
文化芸術振興プラン上の事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成19年

図6 赤坂親善大使



② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	7,597	7,596	7,377
決算額	7,472	6,326	7,014
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	7,472	6,326	7,014

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	7,014	赤坂親善大使活動支援業務委託、赤坂メディア アート展運営支援業務委託他
合計	7,014	

(2) 監査の結果

【意見1】イベント活動の総括について

本事業では、赤坂親善大使を活用したイベントを実施している。当該イベントの詳細は下記のとおりである。

表 33 赤坂親善大使を活用したイベントの内容

イベント名	3人の親善大使と巡る赤坂サガス！？～みんなの“MYタウン”赤坂～
イベントの目的	赤坂親善大使がより赤坂地区の在住、在勤者の身近な存在で親しみのあるキャラクターとして浸透するために、即効的な効果を期待するイベントを開催し、更なる知名度の向上を図るとともに、赤坂地区全体が一体となったにぎわい創出に寄与すること。
開催日	①平成27年2月13日(金)※在勤者向け ②平成27年2月14日(土)※在住者向け
実施場所	赤坂の商店街エリア 主に赤坂サカス広場、Bizタワー敷地内、商店街内など
イベント運營業務にか かる委託料	2,500,000円

(出典:区提供資料より監査人作成)

本事業におけるイベント参加者は、1日目と2日目を合わせて845人であった。更に、この他にもイベントには参加していないものの来場者は相当数いるはずである。一方、区では本事業についてアンケートなどは徴収しておらず、イベントの総括については、イベント運営にかかる委託業務を行った事業者が提出した実施報告書があるのみである。

本事業は平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使である3体の着ぐるみは平成27年度以降も活用される予定である。とすれば当該事業名の事業は廃止されても類似のイベントは実施されるはずである。従って、当該事業が廃止されるかどうかではなく、実質的に考えて継続される部分があるのであれば、今後活かされる情報や経験を収集すべくアンケートを実施する、あるいはイベント内容に関する情報を収集して反省会を行うなどして今後の事業展開を意義あるものにするよう努めるべきである。

【意見2】成果物の有効活用について

本事業の中には、赤坂青山町会連合会創立60周年記念DVDを作成する業務が含まれているが、このDVDについてはその後、赤坂地区総合支所管内の各町会及び自治会に配布する程度の活用に留まっている。

有効活用を考えるならば、当該DVDをもっと様々なイベントで公開する、あるいは区役所や総合支所のロビーで公開するなどして活用すべきであるが、そのような活用を前提にするならば、その内容は多くの人々が興味を持つものでなければならない。今回の成果物たるDVDを視聴したところ、多くの人々が興味を持つようなものとは言えず、むしろ写真や書状などが記念品として相応しいのではないかと考えられるものであった。

メディアアート展だから映像化するというのではなく、町会連合会の60周年を記念するという目的とそれに相応しい手段を考えるべきである。

【意見3】赤坂親善大使の活用について

赤坂メディアアート展事業については、上述したとおり展示業務も実施しているものの、費用の多くは赤坂親善大使の活動に費やされている。赤坂親善大使は、土日に閑散としてしまう赤坂地区のまちおこしを考えて考案されたもので、今後も有効に活用していく必要があるものである。しかし、メディアアート展として、あるいは文化・芸術事業として予算執行することには違和感を拭えないのも事実である。本事業は、平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使についてはその事業目的を再整理し、今後の活用方法を検討していくことが必要である。

5. 高輪区民センター輪い輪いまつり(高輪区民センター管理運営)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

高輪区民センターを利用する団体が日頃の活動を発表しあう機会を設けて、団体相互の交流を図るとともに地域の住民との触れ合いの場とし、地域コミュニティの醸成を促進する目的で行うイベント事業である。「輪い輪い」は「わいわい」と読む。

文化芸術振興プラン上の事業名	高輪区民センター 輪い輪いまつり
所管課	高輪地区総合支所管理課
予算執行単位としての事業の実施手法	指定管理
文化芸術振興プラン上の事業部分の支出額	委託料に含まれる
事業開始時期	平成 14 年

平成 26 年度においては「たかなわフェスティバル」と称し、それまで独立した行事であった「輪い輪いまつり」、「白金高輪グリーンミュージックフェスティバル」、「あっぷリング高輪フェスティバル」を同時期に開催している。

表 34 たかなわフェスティバルの概要

【輪い輪いまつり】	
開催日時	(音楽祭)平成 26 年 11 月 8 日(土) (舞 台)平成 26 年 11 月 9 日(日) (展 示)平成 26 年 11 月 8 日(土)、9 日(日)
内容	高輪区民センター利用者による発表や展示
【白金高輪グリーンミュージックフェスティバル】(平成 26 年度で終了)	
開催日時	平成 26 年 11 月 8 日(土)
内容	高輪地区で活動する区民等によるコンサート
【あっぷリング高輪フェスティバル】	
開催日時	(舞 台)平成 26 年 11 月 8 日(土) (展示・ゲーム)平成 26 年 11 月 8 日(土)、9 日(日)
内容	保育園、児童施設、いきいきプラザ等の利用者による舞台・展示等

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	42,417	40,349	39,000
決算額	39,521	40,518	38,010
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	委託料に含まれる	委託料に含まれる	委託料に含まれる

※ 上記の事業費は輪い輪いまつりの経費を含んだ高輪区民センター管理運営経費である。「白金高輪グリーンミュージックフェスティバル」、「あっぷリング高輪フェスティバル」は、別途事業費を計上している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
委託料	38,004	高輪区民センター指定管理料
償還金、利子及び割引料	6	
合計	38,010	

(2) 監査の結果

【意見1】アンケートの方法について

輪い輪いまつりでは、参加者に対してアンケート調査を実施し、今後のイベント内容や運営における改善点の発掘に役立っている。しかし、このアンケート調査の結果をそのまま次年度以降のイベントの参考にするのは難しい点もある。

例えば、平成 25 年度実施分のアンケートについては回答者の世代状況を見ると 55.7%が 60 歳代以上の方々となっている。この割合だけを見ると、輪い輪いまつりの実施内容等には、あまり若い世代の意向が反映されていないのではないかと危惧される。

そもそもアンケート調査に回答してくれる参加者が高齢者に多く、若い世代の参加者はなかなか回答してくれない傾向にあるのも事実であろう。しかし、輪い輪いまつりに限らず、区が実施する多くのイベントでは参加者の属性が偏り、特に 20 歳代から 50 歳代の参加者が少ないことは容易に想像できる。これは、宣伝方法の問題とイベント内容や実施日の問題があると考え

られる。もっと若い世代の参加を促すには、その意向を何らかの方法で取り入れていくことが今後の発展の第一歩であると考えられる。

また、平成26年度実施分のアンケート結果では、個々の参加者や来場者の意見の羅列があるのみで、区が来年以降この意見の全てについて一つ一つ対応することは現実的ではない。このような場合は、量的により多くのアンケート結果を集め、多くの方から得られた情報を集計して分析する作業が必要となる。アンケートに記載された個々の意見そのままを取り扱うのではなく、集計・分析した結果で議論する方が改善点の発掘には有効である。

平成26年度のとかなわフェスティバル全体の来場者は1,990人に達している。このうちの何割かの方からご意見をいただくだけでも膨大な数のアンケート結果となり、その集計・分析作業も大変なものになる。しかし、そこから得られる情報も貴重であり、もっと力を入れる点や修正・変更・取り止めなどの重要な判断を下さなければならない際の材料となる。いずれにせよ、区は多くの方からアンケートを回収できるように工夫する必要がある。

輪い輪いまつりの良い点は、演目のジャンルが多岐に亘っており、住民全体が参加できる内容になっていることである。今後も幅広い住民が参加できるように努める必要がある。

6. 港区文化芸術活動サポート事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

港区文化芸術振興基金を財源として、区内で行われる文化芸術活動を助成支援することによって、団体の育成と活性化及び区民が文化芸術に触れる機会の充実を図るものであり、根拠法令等は港区文化芸術活動サポート事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)である。

文化芸術振興プラン上の事業名	文化芸術活動サポート事業
所管課	国際化・文化芸術担当
予算執行単位としての事業の実施手法	直営
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成19年4月

ア.助成対象者・事業

助成対象者は区内に事務所等の活動拠点を置き、区内で活動している非営利団体であり、助成対象事業は所定の期間内に区内で行われる文化芸術活動で、区民に広く周知され、鑑賞や参加機会が提供されるものであり、次表の三区分を対象とする。

表 35 文化芸術活動サポート事業の事業区分と事業内容

事業区分	①地域文化創造・発信事業	②文化芸術参加・体験事業	③国際文化交流事業
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区民による地域に根ざした文化芸術活動で、地域からの文化芸術の創造・発信に資する優れた事業 ・地域の文化資源を活用した事業で、地域からの文化芸術の創造・発信に資する優れた事業 	良質な文化芸術活動に参加し、これを体験する機会を広く区民に提供し、参加、体験を通じて区民の創造性や感性を養うことのできる事業	国際色豊かな港区の地域特性を生かし、国際文化交流の推進に寄与する事業

(出典:港区の産業・地域振興 平成 27 年度事業概要)

事業区分別の過去 5 年間の助成実施件数及び金額の推移は表 36 のとおりである。

表 36 文化芸術活動サポート事業の助成件数及び金額

事業区分	①地域文化創造・発信事業	②文化芸術参加・体験事業	③国際文化交流事業	④新進芸術家育成事業	合計
内訳	(助成件数)	(助成件数)	(助成件数)	(助成件数)	(助成件数)
年度	助成額(円)	助成額(円)	助成額(円)	助成額(円)	助成額(円)
22	(3 件) 3,500,000	(5 件) 7,263,000	(3 件) 3,439,000	(2 件) 3,287,000	(13 件) 17,489,000
23	(5 件) 6,338,000	(3 件) 5,000,000	(2 件) 3,500,000	(1 件) 1,968,000	(11 件) 16,806,000
24	(5 件) 6,704,000	(4 件) 6,816,000	(1 件) 2,000,000	(0 件) 0	(10 件) 15,520,000
25	(5 件) 6,176,000	(8 件) 7,556,000	(3 件) 4,263,000	※①～③に 統合	(16 件) 17,995,000
26	(5 件) 4,550,000	(10 件) 9,607,000	(5 件) 2,991,000		(20 件) 17,148,000

(出典:港区の産業・地域振興 平成 27 年度及び平成 26 年度事業概要)

イ.助成金額・選考方法

一団体の助成上限額により 200 万円区分、100 万円区分、30 万円区分に分かれる。助成金額は、助成対象経費の 5 分の 4 以内で、助成対象経費から総収入を差し引いた金額の範囲内かつ区の予算の範囲内及び審査会で交付決定した額の範囲内とする。

助成上限額 200 万円区分、100 万円区分は、港区文化芸術活動サポート事業審査会(実施

要綱第7条)により審査し、評価上位の事業から決定する。事業審査会は、文化芸術に広くかつ高い識見を有する者、学識経験者及び区の職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する6人以内の委員をもって構成され、任期1年で再任を妨げない(同第9条)。また、同区分においては、区長が委嘱した第三者による事後評価を実施している(同第18条)。

助成上限額30万円区分は、一定の要件を満たしているもののうち、抽選で決定される。

助成金の交付回数は、同一の事業につき、3回を限度とする。ただし、助成上限額30万円区分については、助成上限額200万円及び100万円区分において同一の事業につき3回の交付を受けていても交付を受けることは可能である(同第6条第2項、第5条第2項)。これは助成機会の拡充と、継続性の支援を目的とするものである。

表 37 助成金額別選出方法・助成事業数・金額(平成26年度)

助成金額	選出方法	助成事業数			交付金額(千円)		
		予定	応募数	交付	予定	実績	
200万円以内	審査会の審査により、上位の事業から決定	6件	11件	8件	13,449	11,222	*1
100万円以内		5件	7件	5件	4,365	4,121	*2
30万円以内	一定の要件を満たしているもののうち、抽選で決定	10件	8件	8件	2,167	1,805	*3

(出典:平成26年度港区文化芸術活動サポート事業助成団体募集要項及び国際化・文化芸術担当提供資料から監査人作成)

- *1: 交付決定額が2,000千円を下回る3団体(決定額500千円、1,200千円、1,749千円)、事業を中止し、助成金を返還した1団体(決定額2,000千円)を含む
- *2: 交付決定額が1,000千円を下回る1団体(決定額365千円)を含む
- *3: 応募件数が予定を下回ったため、抽選は実施されなかった。なお、交付決定額が300千円となった団体は2団体

また、区分別の助成件数及び金額の推移は表38のとおりである。

表 38 区分別助成件数、金額

(単位:件、千円)

助成金額	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
200 万円区分	10	15,520	9	15,233	7	11,222
100 万円区分			2	1,494	5	4,121
30 万円区分			5	1,268	8	1,805
計	10	15,520	16	17,995	20	17,148

(出典:国際化・文化芸術担当提供資料より監査人作成)

注:助成区分は平成 25 年度より三区分、平成 24 年度以前は 200 万円を上限とする一区分のみ

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	19,453	20,853	20,861
決算額	15,938	18,480	17,677
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	15,938	18,480	17,677

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
報償費	384	事業審査会に係る報償費、事業評価謝礼
旅費	5	
需用費	105	助成団体募集 ポスター・チラシ作成費
委託料	35	事業審査資料用DVD編集業務委託
負担金、補助及び交付金	17,148	文化芸術活動サポート事業助成金
合計	17,677	

(2) 監査の結果

【指摘1】交付請求書及び着手届の日付、金額について

5 団体の交付請求書(交付決定後、助成団体から区に提出)及び着手届(事業着手時に助成団体から区に提出)において日付、金額の双方、あるいはいずれか一方が鉛筆書きのものがあつた。交付請求書や着手届は公的な文書に相当し、鉛筆ほか消去可能な筆記用具により記載することは通常認められない。下書き等を目的とする鉛筆による記載は正式な提出の際には消去できない筆記用具で書き改めるべきである。

【指摘2】団体への指導や助言について

助成事業に対する第三者による事後評価(200万円区分、100万円区分対象)は、次の項目からなる「助成事業評価シート」に沿って行われ、その結果を踏まえて国際化・文化芸術担当が団体別に事業の振り返りを行っている。

＜助成事業評価シートの構成＞

1.事業実施計画書との照合について

申請時の事業実施計画と事業実施結果を照合

2.ヒアリング内容について

団体自身による課題検証・改善策事業への思いや考えなどを抽出・記録

●平成26年度助成事業の振り返り～今後の事業運営に向けて

国際化・文化芸術担当による「1.企画(実施内容)について」「2.運営手法について」「3.団体への具体的助言等」からなる。

このうち「事業実施計画書との照合」については事業審査会で評価された事業計画どおりに、着実な事業運営ができたかどうか評価するものであり、評価の項目、視点、評価基準は表39のとおりである。

表 39 事後評価-事業実施計画との照合について

評価項目	評価の視点	評価基準
事業の目的	事業実施計画(様式 1-2)にあげた事業の目的に沿って、事業が実行されたか。	各項目につき、次の4段階で評価 A(達成している) B(おおむね達成している) C(あまり達成していない) D(達成していない)
事業の内容	実施時期、実施会場、実施回数、事業内容、主な出演者、人員体制、実施スケジュール、広報手段等は実施計画どおりか。	
助成による効果	助成金を得ることによって得られる効果(事業の魅力や付加価値がどのように増すか等)は実施計画どおり発揮されたか。	
区民還元の取組	区民優待料金の設定、区民のみを対象としたイベントの実施等は実施計画どおりか。	
集客状況	事業実施計画書にあげた参加者動員目標は達成できたか。 主催団体関係者以外の参加者・観客を誘致できたか。	

(出典:国際化・文化芸術担当「平成 26 年度助成事業評価シート」より監査人作成)

平成 26 年度においては事業を実施した 12 団体を対象とする事業計画との照合による評価の状況は表 40 のとおりである。

表 40 平成 26 年度評価項目・基準別団体数

評価項目/評価	A	B	C	D	計
事業の目的	10	0	2	0	12
事業の内容	5	4	2	1	12
助成による効果	8	2	1	1	12
区民還元の取組	6	5	1	0	12
集客状況	4	5	2	1	12

(出典:国際化・文化芸術担当「平成 26 年度助成事業評価シート」より監査人作成)

このうち事業の内容、助成による効果、集客状況で D 評価となった団体は同一の団体であり、そのほかの 2 項目についても C 評価であったことからすべての項目で目標を達成できていないことになる。

第 2 回事業審査会の議事録によると同団体(任意団体、助成決定額 100 万円)に関しては、

実施予定事業が港区ならではの内容であると評価された一方で、事業規模の著しい拡大や予算設定のずさんさについて懸念されていた。このため審査会は、事務局が同団体と実施状況を打合せしながら進めることを条件に助成を決定した。しかし結果的に、事務局による指導や助言が十分になされず、事業実施に対して低い評価にとどまった。

国際化・文化芸術担当では、平成27年度からは外部の専門家が事業の実施前から、審査会での指摘を踏まえつつ積極的に関与し、対象団体を育成することに重点を置くため、このような事例の再発の可能性は低くなると予想している。団体への助成金を有効に活用するためには、団体の運営上の懸念点をできる限り早期に把握して、審査会での各委員の指摘や意見を事務局においても十分に検討し、適時に適切な指導を実施するべきである。また、応募団体数によって事業審査会の各年度の選考レベルに差異が出ないようにするため、選考は絶対的な評価により行っているとのことであるが、応募団体数を現状より増やし、選考の競争率を一定水準に維持することも検討の余地があると考えられる。

【指摘3】事業実績報告書の提出日について

実施要綱においては、事業実績報告書は事業が完了した日から30日以内に提出とされている(第19条)。しかし、事業が完了した日自体は特段定義されておらず、目的のイベント等が終了した日なのか、またはアンケートの集計、経費の支払・精算まで含め残務が完了した日なのか、あるいはその他特定の日であるのかは明らかではない。このため、イベント等が終了したと推定される日から事業実績報告書の受領日までの日数は団体により2週間～3カ月程度の開きがある。目的のイベント等が終わり、残務に要する日数は、団体が実施する事業の内容により異なることは当然である。しかし、現状では、残務に相当の日数を要したのか、報告書の作成が遅延したのか、報告書の提出を失念したのかなど、外観上は判別不可能である。また、団体側でも提出するべき日があいまいなためスケジュールが立てづらくなっている。事業の完了日について明確に定義するべきである。

【指摘4】事後評価者の任命について

平成26年度の事後評価者については、事業実施要綱第18条第2項において「文化芸術に広くかつ高い識見を有する者、学識経験者及び区の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する者が実施する」と規定されていた。しかし実質的には、法人に依頼したうえで、法人に所属する者が各団体の評価を分担し(助成事業評価シートに各自記名あり)、評価に対する謝金は全て法人代表者の個人名の口座に一括して振り込まれていた。従って、実施要綱に則った文化芸術に高い識見を有する者により評価が実施されたかどうかが明確となっていない。実施要綱に準拠した評価者を適切に任命するべきである。

平成27年度からは事務処理を改善し、評価者は外部の専門家が個人として委嘱されているとのことである。

【意見1】事業を中止した団体について

平成26年度は、平成25年度に続き、2度目の助成を受けた団体(助成金額200万円の任意団体)が平成27年2月実施の展覧会の会場が手当てできなかったことにより、平成27年1月に事業の中止を届け出て、助成金を返還するに至っている。同団体は、申請段階では助成上限額200万円区分では最終順位2位の評価を得ており、事業審査会議事録でも懸念事項は述べられていなかった。同団体は、平成27年度も引き続き3度目の助成を申請したが不交付となっている。これは前年度の事業中止の件を考慮したとのことである。なお、会場については、平成25年度は春季休暇中の大学や小学校を借りていたが、平成26年度は実施時期が2月に繰り上がったことにより借りられなかったとのことである。

同団体については、前年度は事業を問題なく実施し、高評価を得ていたため、事業の進捗に何らかの問題が発生することを予想しづらいといえる。一方、事業の実施時期が前年度と異なることは事前に把握できたことから、必要な助言を行う余地が全くなかったとはいえない。事業中止等なく助成金を有効に交付するためにも団体との実効性のあるコミュニケーションによる助言や指導が望まれる。

【意見2】団体の代表者やその関連する者への支出について

事業実績報告書に添付された領収書等の証憑に代表者やその近親者の可能性のある者(同じ苗字)への講演料・謝金等の支払が含まれていたり、代表者本人が別途経営する個人事務所への支払が含まれていたりする団体が複数あった(主な事例は表41参照)。

表41 助成団体の代表者への支払の主な事例(平成26年度)

(単位:千円)

団体	助成金額	支払先	費目	支出金額計	助成対象経費
特定非営利活動法人 MERRY PROJECT	2,000	代表者個人 事務所	会場費 デザイン料 宣伝費 他	1,600	2,642
現代浮世絵文化協議 会(任意団体)	1,000	代表者	講演料	245	1,406
21世紀ゲバゲバ舞踏 団(任意団体)	2,000	代表者	出演料	130	2,731
繫(任意団体)	228	代表者	謝金等	154	1,008

(出典:事業実績報告書の添付書類より監査人作成)

国際化・文化芸術担当ではこれらへの支出の必要性や金額の妥当性についてはチェックし

ているとのことであったが、申請書で申請団体が代表者等への支出に関する予算等を記載することは要請されておらず、事業審査会の議事録においてもこの点について言及した意見は見当たらなかった。

もちろん文化芸術において特別な、抜きん出た技能を持った者がその普及や推進のために団体を立ち上げ、代表理事となることは珍しいことではない。そのような専門家に対しては相応の金銭的報酬が必要であり、そのサポートをする者はたとえ近親者であっても業務内容に応じた相応の対価を支払うことは文化芸術活動の持続的な発展にも必要である。

ただ、その一方で団体の運営においては、理事等がその団体から金銭を收受することは利益相反取引にならないように配慮する必要がある。またこれらの資金の原資は、区民の税金からなる助成金であり、団体が専ら自己の目的を達成するために公的な資金を利用しているとの疑念を持たれる可能性もある。

従って、助成の審査過程においては、代表者等に関わる取引に関する判断のプロセスは明確にしておく必要がある。

【意見3】事業実績報告書の受領日について

一部の団体については、事業実績報告書の提出日として記載された日と区の受領印の日付とに1週間以上の間隔があり、ほとんどが報告書の修正対応によるものとの説明を受けた。事後的に確認する場合、区の確認業務の遅延によるものか、あるいは団体側の事情によるものかは、一見して判別できない。当初提出日と最終確認日とを区別できる様式の採用や、別途書類の検収書の入手等を検討することが望まれる。

7. みなと区民まつり(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ア.事業内容

みなと区民まつり(以下「まつり」という。)は、様々な区民のふれあいの場、連帯の場を作ることにより、区民の地域へ愛着を高めることを目的として長年実施されている。

平成26年度は区、みなと区民まつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)、Kissポート財団の共同主催により、10月11日～12日には芝公園一帯でステージ、パレード等のイベント、バザーなどが実施され、10月13日には、みなと区民スポーツ・体育祭が、スポーツセンター一帯で実施された。

まつりの実施に関する経費は、原則として、参加団体の負担とし、舞台・ゲート・会場借り上げ・設営備品の一部等については、実行委員会で賄われている。

区では、まつりの実施にあたり、実行委員会事務局でもある Kiss ポート財団を補助金の支出により支援している。

文化芸術振興プラン上の事業名	みなと区民まつり
所管課	国際化・文化芸術担当
予算執行単位としての事業の実施手法	補助金
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	昭和 57 年 第1回区民まつり 平成 8 年 Kiss ポート財団へ移行

※みなと区民スポーツ・体育祭については、I スポーツ推進に関する事業 3. みなと区民スポーツ・体育祭 も参照のこと。

イ.実施体制

実行委員会は、みなと区民まつり実行委員会規約(以下「まつり委員会規約」という。)第1条により設置され、区内在住・在勤・在学者でまつりに参加を申し出た団体の代表者及び委員長が指名する者、Kiss ポート財団職員、区長が指名する区の職員からなる組織である(同第2条)。委員会の機関として総会、役員会及び部会が設置され(同第3条)、会計監事も置かれる(同第15条)。役員会の事務局は Kiss ポート財団が担当する(同9条)。

部会は行事内容に応じて設置され(まつり委員会規約第11条)、部会長(1名)、副部会長(若干名)、庶務(1名)、会計(1名)が置かれ(同第12条)、合わせて区長が区の課長級職員の中から指名した幹事とその補佐職員数名が置かれる(同第14条)。

平成26年度においては、8つの部会が設定された。事務局はスポーツ部会を除き、区の各課の職員が交代で担当している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	491,781	524,083	435,316
決算額	447,862	491,400	393,189
決算額のうち文化芸術振興プラン上の事業に関連する経費	45,000	45,000	45,000

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	393,189	Kiss ポート財団への補助金
合計	393,189	

Kiss ポート財団は、区からの補助金のうち 45,000 千円を次のように支出している。

(単位:千円)

Kiss ポート財団費目	平成 26 年度 決算額	主な内容
(大科目)補助金事業費 (中科目)コミュニティ振興費 (小科目)負担金	45,000	みなと区民まつり実行委員会への負担金支出
合計	45,000	

(単位:千円)

実行委員会収支内訳	平成 26 年度 決算額	主な内容
【収入の部】		
1 繰越金	2,017	
2 補助金	45,000	区の補助金を財源とする Kiss ポート財団の補助金
3 寄附金	3,070	
4 設営費一部負担金	1,440	
5 雑収入	877	
収入合計	52,404	
【支出の部】		
1 広報費	329	
2 会場設営費	42,897	会場設営委託費、警備費、会場使用料
3 事業運営費	5,739	各部会への補助金支出(2,584 千円)等
4 会議費	879	各部会会議費
5 事務局費	821	
支出合計	50,665	

(出典: Kiss ポート財団「2014 みなと区民まつり収支決算」)

(2) 監査の結果

【指摘1】参加団体の事業費負担について

平成26年度の実行委員会の各部会の事業費算定額と事務局は表42のとおりである。

このうちスポーツ部会の会議費及び事務費、スポーツ部会及び子どもの広場部会の事業運営費は定額となっており、それ以外の部会の会議費、事務費は「みなと区民まつり実行委員会各部会会議費算定基準」に従い、実行委員、支援職員の数に応じて算定されている。

表 42 みなと区民まつり実行委員会 部会と事業費算定額

(単位:円)

部会	会議費	事務費	事業運営費	計	事務局
芸能	73,500	47,000	0	120,500	子ども家庭支援部 保健福祉支援部
パレード	73,500	47,000	0	120,500	赤坂地区総合支所 芝浦港南地区総合支所
福祉	86,000	53,000	0	139,000	保健福祉支援部
バザール	37,000	30,000	0	67,000	産業・地域振興支援部
みんなの広場	150,400	87,080	0	237,480	総務部、企画経営部
子どもの広場	112,000	68,000	500,000	680,000	街づくり支援部
文化祭	73,500	47,000	0	120,500	教育委員会事務局
スポーツ	50,000	50,000	1,00,000	1,100,000	Kiss ポート財団
合計	655,900	429,080	1,500,000	2,584,980	

(出典: Kiss ポート財団「14みなと区民まつり実行委員会各部会会議費算定額」より監査人作成)

このうち、子どもの広場部会においては、事業運営費として受け取った金額から、参加9団体へ事業費補助として総額で343,170円支給している。各団体への支給金額は定額ではなく、最小2,746円から最大165,000円までの幅がある。同部会の入出金を管理する出納帳(Kissポート財団が保管)においては団体から共通の書式の領収書(日付、受領金額を記載し、押印)のみが添付されており、直接の支出内容を示す領収書やレシートの写し等の証拠書類は平成26年度の事務局である土木施設管理課において、各団体からの事業予算請求書とともに別途保管されていた。各団体の事業費の支給額は提出された証憑の裏付けをもつものであったが、支給基準等を定めた規約等は特になかった。

同部会事務局担当者からは、当該事業費の支給は、まつり開始当初の参加団体確保のために、団体がまつり会場で無料配布する物品のための材料費を負担したことに始まると申し送

られているとの説明を受けたが、支給の経緯は明確とは言い難い。また現状においては、各団体の前年度の支給額を上回らない範囲で予算を承認し、支給しているとのことであり、平成26年度においては最も支給金額の大きい団体の支給額を減額している。

実務上、予算要求された範囲で証憑書類の裏付けのある支出を行っているとはいえ、具体的な基準が定められていない事業費負担金を支給することは、団体が目的外の用途に流用する可能性を排除できない。支出に際しての判断基準が文書化されていないため、各年度の事務局担当者の裁量に依存することになり、一貫性のある対応は不可能となり、事務局担当者が判断に迷う場面も生じると予想される。

また、証憑書類が部会のその他の支出の証憑書類とは別個に、まつりの実行委員会の一義的管理者である Kissポート財団ではなく、事務局である区の事務局担当部署で保管されたままであることも業務の実施状況の把握にあたって望ましいことではない。

証憑書類の取扱い等も含めた、参加団体への支給基準や事務処理の取扱い規程を定めることが必要と考えられる。

【指摘2】預金口座の名義について

部会はすべて、法人格を有しない任意団体である。そのため、銀行口座を開設するには代表者個人の名義としなければならない。スポーツ部会が平成26年度の収入・支出に使用している銀行口座の通帳について、名義が平成15年当時の実行委員会事務局次長のままとなっていた。口座の管理上、名義は実際の代表者と一致させることが必要である。

そのための方法として、代表者が交代するたびに①口座を閉鎖・新規開設する、②口座はそのまま名義変更の手続をとる、のいずれかが考えられる。①の場合は口座を休眠状態にせず確実に閉鎖する必要がある。また②の場合は、毎年度末に残高を0円としていることが継続的に確認できる利点があるので、実行委員会として検討の上、選択する必要がある。

【指摘3】支出の証憑類について

スポーツ部会の現金出納簿に関して証憑類を確認したところ、領収書類が綴られており支出額と相手先は明らかになっているが、物品の購入に関して納品書・請求書がないものや、領収書に「品代」とのみ記載されており内訳が不明なものが散見された。現金出納簿の摘要欄には支出の内容が記載されているが、それを証憑で裏付けることができない状態である。物品の購入について品目・数量の明細は支出の適切性を担保するために重要であり、また翌年度の事業実施の参考情報ともなるので、相手先から入手し保管することが必要である。

また、複数の個人に対するイベント謝礼の支払9件については、財団所定の書式により請求書・領収書が保管されていた。しかし、請求書の請求金額の下のただし書きの部分が9件とも空白となっていた。何に対する謝礼なのか、現金出納簿の摘要欄には記載されているが、上記の物品購入の場合と同様、証憑で裏付けることができない。請求書のただし書きの部分を記入するよう、相手先に徹底する必要がある。

【意見1】実行委員会の運営について

Kiss ポート財団におけるまつりの運営では、区の補助金を原資とする資金がまつりの実行委員会に支出され、実行委員会ではその資金の一部がまつりの各部会の事業費として支出されている。そのうち子どもの広場部会では、さらにその一部が所属団体の事業費補助として支出されている。このように区の補助金を財源とする資金が、四段階(区→Kiss ポート財団→実行委員会→部会→所属団体)の事業費補助を繰り返していることになる。資金を具体的な物品や役務への支出ではなく、補助金・助成金として支出し、それを繰り返すことにより、最終的な資金の用途が当初の補助金の支出目的に整合したものを確かめることが困難になる。さらに、末端になるほど、管理が行き届かなくなり、不正を誘発する可能性が高まるといえる。

区民からの税金を原資とする補助金が、最終的に用途が不透明となりうるプロセスで支出されることは避けなければならない。

まつりの実行委員会及び各部会への支出状況は、補助金を収受した Kiss ポート財団本体に一義的な監督責任があるといえ、区の所管課は、その状況につき、定期的に報告を受け、必要に応じて直接検査等の方法により監督する仕組みを構築することが望まれる。

8. 商店街・地方都市関係強化事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域の更なる活性化を目指すために、区内商店街と地方都市との交流を促進し関係を強化することにより、商店街の新たな魅力づくりや賑わいの創出を図ろうとするものである。

文化芸術振興プラン上の事業名	商店街の新たな魅力づくり事業
所管課	産業振興課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営、委託
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成 21 年度

「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している4都市(北海道佐呂間町と三田商店街振興組合、山形県舟形町と東麻布商店会、福島県いわき市とニュー新橋ビル商店連合会、岐阜県郡上市と青山外苑前商店街振興組合)を中心に、地方都市と商店街のマッチングを支援するために、商店街における地方都市の物産販売、交流イベントや「商店街と地方

都市との交流物産展」を開催している。

表 43 商店街と地方都市の交流物産展の実施状況

年度	実施日	場所	参加地方都市数	参加者数	事業費
22	11/5(金)、11/6(土)	赤坂サカス広場	18	49,000人	3,995千円
23	11/9(水)、11/10(木)	新橋 SL 広場	28	83,000人	3,706千円
24	9/6(木)、9/7(金)		24	72,000人	3,752千円
25	11/7(木)、11/8(金)		21	73,000人	3,827千円
26	11/6(木)、11/7(金)		22	73,000人	4,081千円

(出典:区提供データ)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	5,100	4,060	4,107
決算額	3,752	3,827	4,081
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	3,752	3,827	4,081

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 26 年度 決算額	主な内容
旅費	187	北海道佐呂間町行政視察にかかる地外旅費
委託料	3,894	商店街と地方都市との交流物産展運営業務委託費、廃棄物処理業務委託費
合計	4,081	

(2) 監査の結果

【意見1】文化芸術振興プランでの位置づけについて

商店街・地方都市関係強化事業は平成21年度から開始されており、「商店街と地方都市との交流物産展」も平成26年度で6回目を数える。平成25年度からの文化芸術振興プランにおいては、「都市像3 文化芸術を通じて世界とつながる都市(1)国際文化交流を通じた地域コミュニティの活性化・商店街の新たな魅力づくり事業」として位置付けられた。文化芸術振興プランにおいては、商店街で実施するイベントとの連携による国際文化交流を推進するために商店街活性化の施策を含めている。ここにいう「国際文化交流」とは区民と外国人住民を対象とするものである。これに対して、「商店街と地方都市との交流物産展」では区内の商店街と地方都市のマッチングを支援することにより商店街の活性化を企図するものであり、直接的に国際文化交流を促進するものとは考えづらい。また実施場所は新橋SL広場であり、区民と外国人住民が身近に触れ合える場所とも言い難い。所管課は本事業の文化芸術振興プランでの位置づけについて再考する必要がある。

9. 東京国際映画祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ア.事業内容

当事業においては、区民の映像文化芸術に触れる機会の拡大とその振興によるうるおいのある心豊かなまちづくりの推進を目的として、第27回東京国際映画祭(主催:公益財団法人ユニジャパン/第27回東京国際映画祭実行委員会、期間:平成26年10月23日から10月31日までの9日間)の関連企画として、「みなと上映会」における子供から大人まで楽しめる作品の上映、コンペティション部門の観客賞の選出や授賞式・上映会等を実施している(詳細は表44を参照のこと)。

事業は、「みなと上映会」等の実行委員会である「東京国際映画祭みなと委員会」(以下「みなと委員会」という。)の事務局でもあるKissポート財団が実施しており、区は当財団に補助金を支出することにより支援している。

文化芸術振興プラン上の事業名	東京国際映画祭
所管課	国際化・文化芸術担当
予算執行単位としての事業の実施手法	補助金
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成17年(規約制定年)

イ.運営体制

Kiss ポート財団では、区からの補助金の全額を、みなと委員会に対する負担金として支出している。みなと委員会は、麻布・六本木地区の町会・自治会、商店街・企業等、官公庁等及びそれらに準ずる団体を代表する委員からなり(東京国際映画祭みなと委員会規約(以下「みなと委員会規約」という。))第4条)、事務局は Kiss ポート財団におかれている(同第8条)。

表 44 東京国際映画祭みなと委員会 事業内容

イベント	実施内容
みなとクリーンアップ	日時:平成 26 年 10 月 18 日 内容:六本木ヒルズ会場、六本木駅、麻布十番周辺と会場までの道路沿いの清掃。参加者にはオリジナルロゴ入りタオル、軍手、クリアフォルダを配布 参加人数 :376 人
みなと上映会 劇場上映プログラム	日時:平成 26 年 10 月 25 日 場所:TOHO シネマズ六本木 Screen1 上映作品:プログラム A(5 作品、総入場者数 37 名)、プログラム B(2 作品、同 80 名)、プログラム C(2 作品、同 77 名)、特別プログラム(3 作品、同 72 名) ※区民招待枠は上映プログラム毎に 90 席。応募総数 350 名
みなと上映会 in GIRPS 想海楼ホール	日時:平成 26 年 10 月 26 日 13 時 30 分より 場所:政策研究大学院大学(GIRPS)想海楼ホール 上映作品・動員数:『しまじろう』『ショーンの冒険』他 2 作品、172 名
街頭フラッグ掲出	目的:地域全体で映画祭を盛り上げる観点及びみなと委員会、区と映画祭の一体感をアピールする点から「東京国際映画祭みなと委員会」の名称を入れた街頭フラッグ(バナー)を製作。 掲出場所:六本木ヒルズけやき坂(60 枚)、麻布十番商店街(53 枚)、六本木商店街(芋洗坂 28 枚、材木町商店街 18 枚) 掲出期間:平成 26 年 10 月 17 日～10 月 31 日
観客賞	目的:作品鑑賞者参加型の賞を設け、東京国際映画祭と港地区とのコラボレーションを通じた地域コミュニティの形成及び商店街振興を図る。 方法:東京国際映画祭のコンペティション部門の各作品の鑑賞者全員に「観客賞投票用紙」(4 段階評価)を渡し、作品鑑賞後に投票してもらい、評価平均値が最も高かった作品に「観客賞」を贈呈
観客賞受賞式・受賞作品上映	日時:平成 26 年 10 月 31 日 場所:TOHO シネマズ六本木 Screen2 受賞(上映)作品・登壇者:『紙の月』吉田大八監督 贈呈・授与:賞状・目録(賞金:10,000 米ドル)、トロフィー、花束、半被 総来場者:89 名(キスポート誌読者、自治会役員、商店街等招待者)

アンコール上映会	日時:①平成27年2月28日(3作品上映とゲストトーク) ②平成27年3月1日(2作品上映とゲストトーク) ※上映作品はみなと上映会の作品とは異なる受賞作品等 場所:シネマート六本木(135席のうちみなと委員会招待枠20席、関係者席15席) 総来場者数:①340人、②238人
----------	--

(出典:東京国際映画事務局(公益財団法人ユニジャパン)報告資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	491,781	524,083	435,316
決算額	447,862	491,400	393,189
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	12,974	12,980	13,364

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	393,189	Kiss ポート財団への補助金
合計	393,189	

Kiss ポート財団は、区からの補助金のうち13,364千円を次のように支出している。

(単位:千円)

Kiss ポート財団費目	平成26年度 決算額	主な内容
(大科目)補助金事業費 (中科目)文化振興・生涯学習費 (小科目)負担金	13,364	東京国際映画祭みなと委員会事業費
合計	13,364	

(単位:千円)

委員会支出内訳	平成26年度 決算額	主な内容
みなと上映会	3,231	上映会運営委託費用、広報費用
観客賞／授賞式	4,078	授賞式・上映会運営委託費用、賞金等
街頭フラッグ掲出	4,162	フラッグ製作費(159枚)
みなとクリーンアップ	350	配布グッズ購入費等
アンコール上映会	1,389	上映会運営委託費
その他	154	
合計	13,364	

(2) 監査の結果

【指摘1】契約締結について

みなと委員会における事業費の支出は、「東京国際映画祭みなと委員会支出命令書」(以下「支出命令書」という。)を会計担当が起票し、所定の欄に委員長、事務局長、同次長、幹事2名の上席者の承認印が押印されている。一方、事業における発注は、事務経費、通信費等金額の僅少な取引を除いた物品の発注や上映会の実施委託においても、仕様書を提示し、発注先1者から見積を取得するのみで実施されている。発注先は原則として前年度と同じ業者であり、契約の締結や契約書の取り交わしは行われていないとのことである。

みなと委員会規約では、契約に関して直接定めた規定はなく、経費の充当・領収・支出事務の担当者及び会計期間(第9条)と会計監査の実施(第10条)を規定するのみである。実務上も委員会では事業の計画と実施内容、予算と決算の報告が行われるにとどまっている。

なお、このうち映画上映会については、みなと上映会以外にも Kiss ポート財団本体の事業として「東京国際映画祭プレイベント上映会」(4作品上映、支出額2,564千円)を実施しているが、同上映会については財団の内規に従い、契約を締結し、契約書を取り交わしている。

契約そのものは書面がなくとも成立するが、契約の締結と契約書の作成がなければ、取引の各種条件を客観的に確認し、証明する手段がないといえる。

また、現状では、金額の多寡に関わらず、みなと委員会が発注段階では何らその意思決定に関与せず、支出命令書の承認段階ではじめて事実を把握する事態も想定されるため、十分な管理や統制の仕組みが構築されているとはいえない。

区の資金支出先が、区の契約事務の取扱いと大きく乖離した事務処理を行うことは公正を欠くものである。ましてや財団本体において内規に従った契約事務を行っている同等の業務において、委員会では同レベルの意思決定のプロセスを経していないことも不整合である。

以上のことから、補助金を財源とする当該事業については、契約に係る事項の諸手続や所掌事項をみなと委員会の規約等に規定し、十分な管理や統制のもとに効果的・効率的な事業運営が可能となるような改善を図り、それらに従った手続の実施を財団に要請するべきである。

【指摘2】街路灯フラッグ(バナー)の発注について

四つのエリアに掲出された街頭フラッグ(バナー)のうち、六本木商店街振興組合フラッグ(芋洗坂、六本木材木町商店会)については、見積書及び請求書をフラッグの製作者からではなく、六本木商店街振興組合から入手している。振興組合は、フラッグを製作する業者に再発注しているものと推察されるが、保管されている書類では発注先は判明しない。

財団事務局からは次のような説明があった。平成22年度から六本木材木町商店会に加え、六本木商店街振興組合に未加盟の芋洗坂にもフラッグを掲出することになった。しかし、フラッグ掲出のために街路灯の占用許可を得るには商店街名称を入れるという区の規則上、芋洗坂単独でフラッグを製作することができず、同振興組合が受注して、フラッグ製作は下請けに出し、商店街名称を同振興組合が自ら入れるという作業分担がなされた経緯がある。

物品の発注については業者との直接取引が原則であり、仮に代理店経由等であっても物品の供給元が不明な取引は行うべきではない。他エリアと異なり、業者に直接発注できない事情があったとしても、実際にフラッグを製作する業者から見積書入手し、発注を判断することが必要と考えられる。取引の透明性を確保するために、フラッグ製作者と直接取引ができるよう、改善を図る必要がある。

表 45 平成26年度街路灯フラッグ(東京国際映画祭みなと委員会)

(単位:ミリメートル、枚、千円)

エリア	サイズ/枚数	掲出期間	支出金額	
			平成25年度	平成26年度
六本木ヒルズげやき坂	1,000×1,500 /40 1,050×1,900 /20	10月17日 ～10月31日	2,310	2,376
麻布十番商店街	600×1,100 /53		1,232	1,102
六本木商店街(芋洗坂)	700×1,400 /28		2,040	683
六本木商店街(材木町商店会)	700×1,400 /18			※

(出典:みなと委員会事務局提供資料から監査人作成)

※:同時期にハロウィン用のフラッグが重なり、前年度よりも掲出可能枚数が減少したことによる。

【指摘3】アンコール上映会について

アンコール上映会は、当初計画では予定されていない事業であった。財団の実行委員会事務局によれば、次年度に向けて国際映画祭の周知を図るとともに映画祭に来られなかった区民を無料招待する目的で、上映作品の中で評価の高かった5作品を2日間上映したとのことである。ただし上映された作品はみなと上映会の作品や観客賞受賞作品とも直接的な関連は見出しがたく、新たに事業を遂行することについて時期、予算等も含めて十分な審議が行われるべき内容と考えられるが、審議の事跡は残されていない。

【指摘1】で述べたとおり、みなと委員会の規約には、事業計画及び予算の変更や契約に関する手続が規定されていない。従って、計画変更により本件のような新規の事業を実施するとしても、みなと委員会で十分な検討がなされないまま実行される可能性があり、また検討されたとしても、記録が残されないため、事後的に確認する手段も欠くことになる。従ってみなと委員会の規約改正を行うとともに、本件のような重要な事業計画及び予算の変更を行おうとする場合などは、みなと委員会において十分に審議するとともに、適切な形で審議の事跡を残しておく必要がある。

10. 新郷土資料館展示・運営等準備

(1) 事業の概要

① 事業の概要

文化財の調査・研究の公開及び保存・展示の場及び区民の学習の場として新郷土資料館を設置する予定である。設置にあたっては白金台四丁目にある「旧国立保健医療科学院」の建物を整備することにより対応する。整備にあたっての検討体制として、旧国立保健医療科学院整備活用検討委員会設置要綱、港区立新郷土資料館開設準備委員会設置要綱が規定されている。

旧国立保健医療科学院は、当初、公衆衛生院として建設され、東京帝国大学の教授であった内田祥三が設計した。竣工は昭和13年(1938)、地下2階、地上5階の上に3階の塔屋が付随し、延床面積は約15,000㎡に達し、区を代表する歴史的建造物の一つとされる。

新郷土資料館はこの建物の歴史的価値を保存しながら活用し、在宅緩和ケア支援施設、子育て関連施設などとともに、整備する計画である。開設は平成29年度を目指しており、整備後は、建物を指定文化財とする方針である。

新郷土資料館の整備に向けては、学識経験者や区民等を委員とする「港区立新郷土資料館開設準備委員会」を設置し、展示や事業などの検討を進めている。

平成26年度は第8回新郷土資料館開設準備委員会の開催のほか、平成25年度から継続していた新郷土資料館の基本設計(業務委託)が完了した。また、資料の修復や区指定文化

財の複製品の製作を行うとともに、継続して資料を購入した。

文化芸術振興プラン上の事業名	郷土資料の調査・研究・収集活動の推進
所管課	図書・文化財課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	平成15年

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当初予算額	6,863	17,732	46,412
決算額	6,889	12,788	40,203
決算額のうち文化芸術振興プラン上の事業に関連する経費	3,266	1,210	13,124

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
需用費	232	
委託料	11,556	資料の修復、複製品製作業務委託
備品購入費	1,308	資料の購入
その他	28	
合計	13,124	

(2) 監査の結果

【意見1】収蔵品等の取り扱いについて

郷土資料館には、多くの収蔵品が保存されている。これらの中には、非常に貴重なものや管理が難しいものも含まれるため、その取り扱いについては、適切かつ慎重でなければならぬ

い。現在の郷土資料館では、収蔵品等の管理は少数の学芸員によって行われている。また、管理する施設の規模もさほど大きくない。そのため、収蔵品等の取り扱いに関しては特に明文化されたルールを定めずとも支障のない状態で現在に至っており、実質的には個々の学芸員が当然に備えている知識や経験に依っている状況である。

しかし、郷土資料館は平成29年度に移転して現在よりかなり大きな規模になることが予定されており、今後、収蔵品等の管理業務に関わる職員等が増えることが予想される。

このような状況を踏まえて、貴重な収蔵品等を大切に保管し、区民の財産として今後の歴史文化の継承・発掘に活かしていくためにも、遅くとも郷土資料館の移転までには、収蔵品等の取り扱いを文書化しておく必要がある。その上で、学芸員以外の職員が収蔵品等の管理に携わることになっても取り扱い方法を遵守させるようにしなければならない。

【意見2】収蔵品等の所在に関する情報の管理について

現在、郷土資料館は港区芝五丁目の港区立三田図書館の4階にある。収蔵品等は、展示室の他に、港区立三田図書館の建物の4階にある収蔵庫と地下にある収蔵庫、さらに一部は旧国立保健医療科学院(郷土資料館の移転予定地)に保管されている。

港区立三田図書館の建物の4階にある収蔵庫を視察したところ、狭い中にも工夫して保管されており、管理用の受入番号タグは、サンプルとして確認した収蔵品等の全てに添付されていた。このように現物の管理については、現在置かれている環境の中で最適に行われているといえるのであるが、収蔵品等の管理台帳には収蔵品等の所在地が適時に更新されていないものがあつた。

【意見1】収蔵品等の取り扱いについてに記載したように現在の郷土資料館は、収蔵品等の管理が少数の学芸員によって行われており、加えて管理する施設の規模も大きなものではないため、学芸員が各収蔵品等の所在を大よそ把握している。しかし、収蔵品等は展示室も含めて4箇所分散して保管されており、第三者から見ると個々の収蔵品等の所在が完全に把握されているのか確証が得られない状況である。また、平成29年度には、郷土資料館も移転し、より大規模な施設になるとすれば、やはり収蔵品等の台帳管理の必要性も現在より高まるであろう。従って、収蔵品等の管理台帳に係る事務についても滞りなく行えるよう、ルール化しておく必要がある。

図7 収蔵庫内の様子



11. 文化財の指定・登録等事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

文化財の指定・登録等事業は、文化財保護法や港区文化財保護条例をはじめとする法令に基づき、区内に数多く残されている自然・歴史文化遺産を適切に保護し、後世に引き継ぐことを目的とする。

文化財指定・登録を通して文化財の適切な保存を図るとともに、未指定・未登録文化財の調査を行い、順次、文化財総合目録への登載を進めている。

文化財の保存及び活用に関する重要事項は、教育委員会の諮問に応じて「港区文化財保護審議会」が調査審議して委員会に答申する。審議会委員は、各分野(建造物・絵画・古文書・歴史資料等)から文化財に関し、広くかつ高い識見を有する学識経験者や研究者から選考されている。

文化芸術振興プラン上の事業名	歴史・文化資源の保全
所管課	図書・文化財課
予算執行単位としての事業の実施手法	直営
文化芸術振興プランの事業部分の支出額	②事業費の推移を参照
事業開始時期	実施内容により異なる

当事業においては、文化財保存事業費補助金及び文化財保護奨励金が事業費の大半を占める。

ア.文化財保存事業費補助金

文化財の保存事業の促進を図るために指定文化財の所有者等に修理費用等経費の補助金を交付している。

根拠法令等	港区文化財保存事業費補助金交付要綱
補助対象者	文化財保護法、都条例及び区条例の規定による指定を受けた文化財(指定文化財)の所有者、管理者、保持者
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の保存、修理、復旧にかかる事業 ・指定文化財の防災施設設備の設置事業 ・指定文化財の公開、保護管理にかかる事業

補助金の額は、補助対象経費の8割以内とするが、同一の事由により、国及び東京都等から補助を受けたときは、その額を差し引いた額の5割以内を予算の範囲内で補助する。交付件数・金額の推移は表46のとおりである。

表 46 文化財保存事業費補助金の交付件数・金額推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象事業(件)	1	3	2	1	1
金額(円)	10,978,800	7,998,000	8,364,300	2,301,600	2,882,304

(出典:港区の教育 平成27年度版)

イ.文化財保護奨励金

文化財の保存と活用を奨励するために奨励金を交付している。

根拠法令等	港区文化財保護奨励金交付要綱
交付対象者	区の指定文化財の所有者・保持者、保持団体(毎年度4月1日現在)
交付対象経費	区指定文化財等の保存及び活用に要する経費

奨励金は文化財1点に対し、その種類に応じて表47の金額が交付される。

表 47 文化財保護奨励金交付額

交付対象	交付対象者	交付額(年額)
区指定有形文化財建造物	所有者	50,000 円
区指定有形文化財建造物以外	所有者	20,000 円
区指定無形文化財	保持者又は保持団体	個人 30,000 円 団体 50,000 円
区指定無形民俗文化財	保持者又は保持団体	個人 30,000 円 団体 50,000 円
区指定有形民俗文化財	所有者	20,000 円
区指定史跡・旧跡・名勝・天然記念物	所有者	20,000 円

(出典:港区文化財保護奨励金交付要綱 別表(第3条、第5条関係))

交付件数・金額の推移は表 48 のとおりである。

表 48 文化財保護奨励金 交付件数・金額推移

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象事業 (件)	40	40	41	43	43
金額 (円)	2,040,000	2,040,000	2,090,000	2,170,000	2,160,000

(出典:港区の教育 平成 27 年度版)

② 事業費の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当初予算額	15,038	8,566	9,780
決算額	13,796	7,368	8,814
決算額のうち文化芸術 振興プラン上の事業に 関連する経費	13,796	7,368	8,814

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	平成26年度 決算額	主な内容
報酬	589	文化財保護審議会委員の報酬
報償費	323	『研究紀要17』原稿料の支出他
需用費	1,978	『研究紀要17』の印刷・製本他
工事請負費	646	文化財説明板建替工事
負担金、補助及び交付金	5,042	文化財保存事業費補助金及び文化財保護奨励金
その他	236	旅費、役務費
合計	8,814	

(2) 監査の結果

【指摘1】文化財保護奨励金の申請書について

文化財保護奨励金の交付については、文化財所有者等が、図書・文化財課から送付されてきた所定様式の交付申請書に必要事項を記入し返送する。平成26年度は8月11日までに交付申請書を提出するように要請しているが、期限までに申請書を提出したとみられる対象者は35件にとどまり、辞退者2件を除き期限後の9～10月に提出した対象者2件、10～12月に提出した対象者6件となっている。

一旦設定した提出期限は本来厳守すべきものであるが、提出が遅れても奨励金の受給に支障がないことが毎年続けば対象者にとって期限が有名無実化している可能性もある。また奨励金の交付は、年度末の実績報告書をもって行われているため、当初の提出期限に交付申請書を提出するインセンティブがあるともいえない。文化財の保護に関する業務や奨励金の活用の実態を考慮して提出期限を再検討する余地がある。

【指摘2】文化財保護奨励金の実績報告書について

奨励金は会計年度の終了時に所定様式の実績報告書を図書・文化財課に提出することにより交付される。実績報告書は区長宛に対象者の所有する文化財の名称、文化財保護奨励金交付申請額、実績内容を記載する様式となっており、特段の証憑書類の添付等は要請されていない。実績内容についても必須の記載項目が定められているわけではないので、対象者により記載内容や分量はまちまちである。

奨励金の交付はあくまでも文化財の所有者等に保存と活用を奨励するとともに港区文化財

保護条例の趣旨普及を図るための施策である。この点を重視すれば、修理に要する経費の補助金の交付のように、その実績報告書に証憑書類の添付までは求められないと考えることは可能である。しかし、現行の実績報告書はむしろ奨励金を請求するための書類として位置づけられており、所管課が把握すべき区内の文化財の情報としての有用性は満たしていない。

奨励金の交付は本来、対象となる文化財の状況の把握と連携させた業務とするべきである。そのために、現在は図書・文化財課が行っている文化財の実地確認(平成26年度は5月に36件について実施)を年1回行い、その結果をもって交付を実質的に決定するなどの方法が考えられる。

Ⅲ 提言

1. スポーツセンターについて

(1) スポーツセンターの活用

スポーツセンターは昭和50年3月に開設されて以来、“いつでも、だれでも、気軽に”を運営の基本として区のスポーツ施設の中核的な役割を担ってきた。

表 49 スポーツセンター利用状況の年次推移

(単位:人)

利用者別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人利用	241,533	208,033	241,377	235,420	261,416
団体利用	110,114	108,558	122,017	98,639	110,259
区民無料公開の日	29,176	27,622	31,607	30,110	32,809
定期練習会	11,855	10,528	11,673	11,964	11,817
体育事業	3,201	2,330	3,071	3,277	12,825
障害者・高齢者・ 幼児等	63,221	60,913	70,362	71,892	97,273
体育協会	12,189	12,025	13,411	18,250	19,506
計	471,289	430,009	493,518	469,552	545,905

(出典:港区の教育 平成27年度版)

月平均利用者数を見ると、次のとおり、平成26年12月にみなとパーク芝浦へ移転して以後増加している。新しくなったスポーツセンターを利用することで運動習慣を身につけた区民も多いと推測される。特に個人利用、団体利用、障害者・高齢者・幼児等の利用者が増加しており、“いつでも、だれでも、気軽に”という運営の実現に寄与していることがうかがえる。所管課の実感としても、直近で個人利用者が前年同月と比較して50%程度増加しているとのことである。

表 50 平成 26 年度の月平均利用者数

(単位:人)

利用者別	4月～11月平均	1月～3月平均
個人利用	21,319	25,316
団体利用	8,530	11,359
区民無料公開の日	2,688	3,369
定期練習会	1,021	978
体育事業	1,082	1,293
障害者・高齢者・ 幼児等	6,543	13,151
体育協会	1,914	1,320
計	43,097	56,786

(出典:港区の教育 平成 27 年度版より監査人作成)

注:移転月である 12 月を除いて計算した

スポーツセンターの設置されているみなとパーク芝浦は下記のような複合施設である。これは、様々な目的でみなとパーク芝浦を訪れる人々が多く存在するということであり、スポーツセンターがそのような人々の目に触れ、利用のきっかけになるという港区ならではの大きなメリットである。今後もそのメリットをスポーツセンターの運営に十分に活かしていくことが望まれる。

表 51 みなとパーク芝浦を構成する区の施設

整備施設	愛称	内容
芝浦港南地区総合支所	—	地域における課題の解決及び身近な区民サービスの拠点である。すべての窓口を1フロアに配置し、快適な待合スペース、授乳室などを設けている。
港区立消費者センター	—	様々な消費者問題に対応し、的確なアドバイスや情報を提供する区民の消費相談窓口である。落ち着いた雰囲気での消費生活相談ができる相談室、相談に応じた商品テストや不具合の確認などが行える実習室等を備えている。
港区立介護予防総合センター	ラクっちゃ	区民が健康でいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせることをめざして開設した、23区で初めての介護予防を専門に行う施設である。
港区立男女平等参画センター	リーブラ	男女平等参画社会の実現のため区内で活動する人々の支援をする。様々なライフステージでの課題

		解決等のため、講座・講演会の企画及び実施や利用者の交流と情報収集の場の提供等を行っている。
港区スポーツセンター	—	34種類のトレーニングマシンを備えたトレーニングパークやプール、武道場、公式競技場に利用できるアリーナ等を有する。親子参加型のプログラム、健康・体力づくりプログラム、高齢者対象のプログラムの教室等も開催している。

(出典:区 HP より監査人作成)

公の施設としてのメリットを活かすには、所管課間の連携も重要である。介護予防事業の一環として、平成27年1月から高齢者支援課の事業「水中運動教室」をスポーツセンタープールで開催しているのはその一例である。他にも、健康増進センター(ヘルシーナ)との連携が考えられる。区民がヘルシーナで医師・健康運動指導士・管理栄養士のスタッフのもとで健康・体力チェックを行い、個人に合った健康トレーニングメニューを作成してもらい、スポーツセンターでそのメニューに従ってトレーニングを行うといったことが可能になれば、健康づくりに大きく役立つと考えられる。特にプールでの運動は、ヘルシーナではプールがないため行えないが、スポーツセンターのプールを利用して有効に行うことができる。

一方で、利用者の増加に伴い、公の施設ならではの利用の公平性にも十分な配慮が要請される。所管課及び指定管理者は、「お客様の声」として利用者の意見や苦情を常時受けつけ、対応を公表している他、利用者懇談会を開催して利用者の声を運営に活かすよう取り組んでいる。今後も利用者のニーズの多様化に柔軟に対応し、利用者に不便が生じないよう、公平性に配慮して運営していくことが望まれる。

(2) 2020年東京大会の開催に向けて

スポーツセンターは、2020年東京大会開催中、競技・時期・範囲は未定であるが、公式練習会場として使用される可能性がある。また、事前キャンプについては、区がキャンプ誘致の方針を決定している。これは世界の一流選手と区民との交流を可能にすることで、区民に対しスポーツに関心を持ってもらうための絶好の機会と捉えていることによる。そのため、キャンプ誘致にあたり選手団とは、区民との交流の機会を設けてもらうよう交渉する予定としている。

スポーツセンターは区のスポーツ施設の中心的な役割を担っており、区民の多くが利用する施設である。また、平成26年6月に区が実施した「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査」において、次のようにスポーツ施設への期待が高いという結果が出ている。

表 52 スポーツ施設への区民の期待

問 区立のスポーツ施設への要望はありますか(複数回答)		
答	1位	施設数の増加 38.3%
	1位	運動やスポーツ教室の充実 38.3%
問 今後、区ではスポーツを推進するためにどのようなことに取り組んでいくべきとお考えですか(複数回答)		
答	1位	スポーツ施設の整備・充実 35.8%

(出典:「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査」)

公式練習会場及び事前キャンプ地としてスポーツセンターが使用されることによって、区民の利用が制限されれば、このような期待に多少の影響を与えることが想定される。この点、スポーツへの区民の関わり方として「する」以外に「みる」「支える」が改定後のスポーツ推進計画に盛り込まれている。所管課では一流選手とのふれあいがスポーツセンターの利用制限を上回る大きな効果をあげるために、区民の理解を得られるよう十分な周知を図ることが必要と考えられる。

2. 文化芸術振興について

(1) (仮称)文化芸術ホールの整備

区は平成26年6月に文化芸術ホールの整備の方向性を決定した。区有地である浜松町用地を活用し、浜松町二丁目C地区の市街地再開発事業の中で整備する予定である。

文化芸術ホールは、すべての区民を対象に、文化芸術の鑑賞・参加・創造活動を総合的に提供する中核拠点施設となることを目指す。様々なジャンルに高いレベルで対応可能な、多機能かつ高レベルのホール(大)(600席程度)と平土間形式のホール(小)(100人程度収容)、複数の練習場を整備する。

区内には民間を含めてすでに様々な規模のホールが存在するが、それらに引けをとることなく、あるいは抜きん出て区民に親しまれるホールとなるためには工夫が必要である。

表 53 港区内の主なホール

名称	席数	ジャンル、主な利用	所在
サントリーホール	大 2,006 小約 380	クラシック、オルガン	赤坂 1 丁目
メルパルクホール	1,582	多目的	芝公園 2 丁目
赤坂 ACT シアター	1,324	ミュージカル他	赤坂 5 丁目
ステラボール	876 +立席 1,758	ライブ、イベント	高輪 4 丁目
ニューピアホール	796	多目的	海岸 1 丁目
日本消防会館 ニッショーホール	742	講演会等	虎ノ門 2 丁目
(仮称)文化芸術ホール	大略 600、 小約 100	多目的	浜松町 2 丁目
草月ホール	530	多目的	赤坂 7 丁目
赤坂区民センター 区民ホール	400	多目的	赤坂 4 丁目
スパイラルホール	350	多目的	南青山 5 丁目
俳優座劇場	300	演劇	六本木 4 丁目
JT アートホールアフィニス	256	室内楽	虎ノ門 2 丁目
高輪区民センター 区民ホール	250	多目的	高輪 1 丁目
麻布区民センター 区民ホール	237	多目的	六本木 5 丁目
芝浦港南区民センター 区民ホール	235	多目的	芝浦 1 丁目
男女平等参画センター リーブラホール	208	多目的	芝浦 3 丁目
赤坂レッドシアター	173	小劇場	赤坂 3 丁目

(出典:各施設 HP)

浜松町二丁目 C 地区は JR、都営地下鉄の他東京モノレールの駅を有し、港区の文化芸術の発信拠点として絶好の立地である。「文化芸術の薫るまち・港区」を目指してこの立地を最大限に活かしていくことが望まれる。

公の施設としてのホールは、陳腐化、老朽化に伴い稼働率が低下していく場合があるので、メンテナンスも含めた中長期的な運営計画を立案して効果的に運営することが必要と考えられる。

(2) 文化芸術の担い手

2020 年東京大会開催に向けた文化プログラムは、2016 年リオデジャネイロ大会の終了直後から開始される。2012 年ロンドン大会においては、かつてない規模での文化プログラムが展開

されたことから、東京でも同等以上の規模での文化プログラムが実施されることが予想される。区では、文化プログラムの実施を区内の文化芸術振興の好機ととらえ、プログラム実施と文化芸術団体育成の両面から区全体で取り組むとしている。これにより、区民にとっては多彩な文化芸術に触れる機会と、自ら参加する機会の両方で選択肢が増えると期待される。

文化芸術ホールの運営形態については未定であるが、ホールでのサービス提供とともに文化芸術団体育成の主体にもなることが求められる。ここで、文化芸術団体の育成を担う主体として、諸外国に設置されている「アーツカウンシル」が参考になる。

(独立行政法人日本芸術文化振興会の HP より引用)

「アーツカウンシル」とは、一般に、芸術文化に対する助成の審査・決定、助成された活動の評価等を行う専門家等による第三者機関のことを指し、欧米諸国や韓国等の各国に設置されています。その機能や組織体制は国によって様々ですが、公的な助成の目的が達成されるよう、専門家による審査・評価・調査研究を行う組織という点で概ね共通しています。

「日本版アーツカウンシル」とは、我が国の芸術文化に対する公的助成の一定規模を担う日本芸術文化振興会に、諸外国のアーツカウンシルに相当する機能を持たせようとするものです。具体的には、日本芸術文化振興会の行う助成事業について、専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化する取組を行っています。

この取組は、平成23～27年度の5年間、文化庁の補助金により試行的に実施するもので、本取組の成果を踏まえて、次の展開が検討される予定です。

日本芸術文化振興会では、平成23年度から、文化芸術活動への助成をより効果的に機能させるため、文化芸術活動の助成に関する計画、実行、検証、改善(PDCA)のサイクルを確立することを目的として、専門的な審査、助成対象活動の事後評価、助成事業に関する調査研究等を行っています(日本版アーツカウンシルの試行的取組)。

その一環として、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野について、専門家(プログラムディレクター、プログラムオフィサー。以下PDPO)を配置し、文化芸術活動への助成に関する新しい審査・評価等に取り組んでいます。

アーツカウンシルの港区版が実現できたならば、区民にとって誇りになり、基礎自治体での先進事例として他自治体の参考ともなると期待される。

3. 事業費について

スポーツ推進計画及び文化芸術振興プランのいずれにおいても、事業費については言及されていない。事業の推進には事業費が不可欠であり、目標を達成するためにどれだけの事業費を要したかの把握が本来は必要である。

生涯学習推進課において、スポーツ推進計画の策定に要した予算は平成22年度に2,673千円、平成23年度に5,983千円であるが、計画全体の予算は所管課が多数に上るため集計されていない。

事業費の把握が不可能となっている理由は主に、第4章の各事業について記述したとおり、予算執行上の事業のうち一部分がスポーツ推進計画ないし文化芸術振興プランの事業となっている場合に、当該部分の経費が集計されていないことである。

さらに、自治体においては予算決算における事業費の中に、職員の人件費を含めていない。本来、事業を実施するのは人である。物品の購入や施設整備だけでは事業は進まず、IT化が進展しても種々の契約行為や対人サービス、会議、調整といった重要な部分を担うのは人である。民間では事業計画という場合人件費を含めた全体のコストを把握するが、自治体における予算決算はそのような仕組みになっていない。そこで例えば、直営で実施してきた事業を委託や指定管理に変更したとすると、直営の場合に職員人件費が事業費に含まれないのに対し、委託料には相手先の人件費が含まれるため、見かけ上、事業費が増えるといったことが起こる。人件費を含めたトータルのコストとしては行政コストがあり、港区財政レポートで一部の施設、事業について行政コストを公表しているが、全事業別には公表されていない。

これらを念頭に置いて、スポーツ推進計画及び文化芸術振興プランの推進にどれだけのコストがかかっているかを意識しつつ、効果的、効率的な事業運営に当たっていくことが望まれる。

4. 広報宣伝手段の効果と効率について

区で実施しているイベント事業全体について言えることであるが、一イベントごとにチラシを作製しているため、チラシの種類が非常に多くなっているのが現状である。できるだけ多くの人に広報宣伝しようと努力した結果、情報過多・選択肢過多の状況に陥り、かえって本来の広報宣伝の効果が低下してしまうことも考えられる。広報宣伝の効果が低下しては、チラシが資源の無駄となりかねない。イベント告知のチラシなどはイベントごとに発行するのではなく、これらをまとめた冊子を1年に2回か4回発行するなど、情報を整理することによって広報宣伝の効果を高める工夫についても考えるべきである。

総合支所の庁舎に入るとまず膨大な数のチラシが目に入る。一つ一つが重要なものであるとしても、自分に必要なものがどれなのか、探すのにも時間と手間を要するようになる。区民が簡単に、より多くの情報を入手でき、かつ資源の無駄にならないよう、適切な分類を行った上で見やすく並べるといった配列の方法を工夫することが望ましい。また、イベントの参加者に対するアンケートの中に、当該イベントをどのような手段で知ったか、どのような周知方法が望ましいと考えるかといった質問を入れて、その回答を分析することも、効果的な広報宣伝手法を検討するのに役立つと考えられる。さらに、印刷媒体以外の周知方法として電子媒体他、多様な媒体による広報宣伝も有効な場合があると推測される。